

令和5年 第8回
川西市教育委員会（臨時会）議事日程表

会議日時 令和5年3月30日（木） 午後2時30分から
場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2	議案 第20号	（仮称）川西市子ども・若者未来計画の策定について	

令和5年 第8回

川西市教育委員会（臨時会）議案書

川西市教育委員会

目

次

- 議案 第20号 (仮称)川西市子ども・若者未来計画の策定について

議案第 20 号

(仮称) 川西市子ども・若者未来計画の策定について

(仮称) 川西市子ども・若者未来計画として別紙のとおり策定することについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則13号)第10条第5号の規定により議決を求める。

令和5年3月30日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

提案理由

(仮称) 川西市子ども・若者未来計画に掲げる、就学前児童の教育・保育をはじめとする子育て支援事業の提供体制の整備やすべての子ども・若者への支援を計画的に推進するため、策定する必要があるため、本案を提出する。

川西市子ども・若者未来計画

川西市・川西市教育委員会

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 国における近年の動向.....	2
3 計画の位置づけ・期間・対象者.....	4
4 子ども・子育て支援新制度の概要.....	6
第2章 子ども・若者を取り巻く現状.....	8
1 人口と世帯の状況.....	9
2 就業の状況.....	13
3 教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）等の状況.....	15
4 子ども・若者の状況.....	19
第3章 計画の考え方.....	33
1 基本理念.....	34
2 基本目標.....	34
3 計画の体系.....	36
第4章 子ども・子育て施策の展開.....	37
子ども・子育て施策の重点施策	38
基本目標1 親と子のいのちと健康を守る.....	40
基本目標2 子どもに応じた教育保育を提供する.....	42
基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む.....	51
基本目標4 子どもの権利と安全を守る.....	57
第5章 若者育成支援施策の展開.....	61
若者育成支援施策の重点施策	62
基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する.....	63
基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する.....	69
第6章 事業計画	
量の見込みと提供体制の確保（教育保育、地域子ども・子育て支援事業）..	74
1 教育保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定.....	75
2 計画期間における人口推計.....	76
3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方.....	77
4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策.....	78
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策.....	81
6 教育保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	93
第7章 市立就学前教育保育施設のあり方.....	95
1 市立幼保連携型認定こども園の整備.....	96
2 現在の状況.....	96
3 現在の課題.....	97
4 今後の方針と事業計画.....	100
第8章 計画の推進体制.....	102
1 計画の推進に向けて.....	103

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

我が国では、出生数の減少や共働き世帯の割合の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、グローバル化や情報化が進展するなど社会を取り巻く環境もめまぐるしく変化しており、さまざまな困難や新たな課題に対応できずにいる子ども・若者が増え、ひきこもりや若年無業者（ニート）など若者の自立をめぐる問題が深刻化するとともに、貧困、児童虐待、いじめ、不登校などの問題も依然として深刻な状況となっています。

これらを踏まえ、国において、子ども・子育て支援については、平成24年に質の高い幼児期の教育及び保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などを主な内容とする子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」として実施されました。

子ども・若者支援については、平成22年に子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を地域において支援するネットワークづくりを目的とする子ども・若者育成支援推進法を施行し、平成28年に子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等を示した子ども・若者育成支援推進大綱を定め、子ども・若者育成支援施策の推進に取り組んできました。

川西市においても、子ども・子育て支援新制度の理念や意義を踏まえ、平成27年に「第1期川西市子ども・子育て計画」を策定、令和2年には「第2期川西市子ども・子育て計画」を策定し、子どもたちの健やかな育ちと子育てを、地域や社会全体で支援することをめざして取り組んできました。

また、子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成25年に「川西市子ども・若者育成支援計画」を策定、平成30年には同計画を改定し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者をはじめ、将来を担うすべての子ども・若者を支援するために、複雑化する課題の解決に向けて、関係機関が互いに連携・協力し、施策を推進してきました。

この度、令和4年度に子ども・子育て計画の中間見直しを行う必要があること、また子ども・若者育成支援計画の期間が満了し計画改定の必要があることから、これを機に両計画を統合し、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもから若者まで、切れ目なく施策の推進を図るために、「川西市子ども・若者未来計画」を策定します。

2 国における近年の動向

(1) 子育て支援対策

平成29年6月「子育て安心プラン」が公表され、25歳から44歳の女性就業率の上昇や保育の利用希望の増加が見込まれることから、2020年度までに女性就業率80%にも対応できる約32万人の保育の受け皿を整備することが示されました。

令和元年10月からは3～5歳のすべての子ども及び0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて教育保育施設の利用料が無償化されました。

令和2年12月には、「新子育て安心プラン」が公表され、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人の保育の受け皿を整備することが示されるなど、待機児童の解消をめざすとともに、女性の就業率の上昇に対応することとされています。

また、平成30年9月の「新・放課後子ども総合プラン」においては、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の高まりなどを受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿の拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととされています。

(2) こども基本法の成立とこども家庭庁の創設

令和4年6月に、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、子ども施策を総合的に推進するために、「こども基本法」が成立しました。

さらに、「こども家庭庁設置法」が成立し、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、子どもと子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上、その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援ならびに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項が定められました。

(3) こども家庭センターの設置

令和4年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとなりました。

児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけています。

(4) 子ども・若者支援

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、国において「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、法第26条に基づき、内閣府に特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部において、法第8条に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定され、同ビジョンにおいては、若年無業者やひきこもりなどに悩む若者が自立できないまま年齢を重ねている現状から、特定の分野に関し、30歳代も対象となりました。

同ビジョンの策定から5年が経過したことを受け、平成28年2月には「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援などに重点的に取り組むことが基本的な方針とされました。

その後、新型コロナウイルス感染症が流行し、子ども・若者を取り巻く環境が更に大きく変化したことを踏まえ、令和3年に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、①すべての子ども・若者の健やかな育成、②困難を有する子ども・若者やその家族の支援、③創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援、④子ども・若者の成長のための社会環境の整備、⑤子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援、という5本柱を基本的な方針として、子ども・若者育成支援を総合的に推進するとされました。

また、近年、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども（ヤングケアラー）が増加し、子ども自身の時間が持たずに、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障をきたすなど、子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性が指摘されており、ヤングケアラーの支援体制の構築・強化を促されています。

(5) 児童虐待防止

平成28年の児童福祉法等の改正によって、住民にとってより身近な対応機関の拡充をめざし、児童虐待について迅速・的確な対応を行うことができる中核市や特別区に対して児童相談所の設置の推進を位置づけ、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が決定されました。令和元年6月には改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、子どもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれました。

また、令和4年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童虐待のおそれがあり、一時保護を行う場合に、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないことが規定されました。

3 計画の位置づけ・期間・対象者

(1) 計画の法的根拠 <下記4法に基づく計画として位置づけます>

●子ども・子育て支援法（第61条）：市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

●次世代育成支援対策推進法（第8条）：市町村行動計画

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性ならびに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

●子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）：市町村子ども・若者計画

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

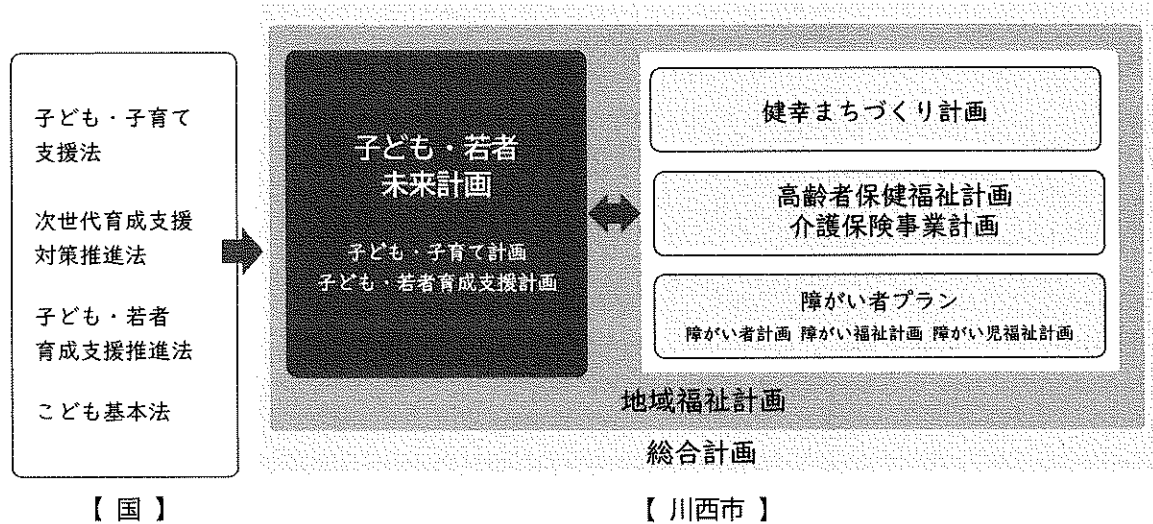
●こども基本法（第10条第2項）：市町村こども計画

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

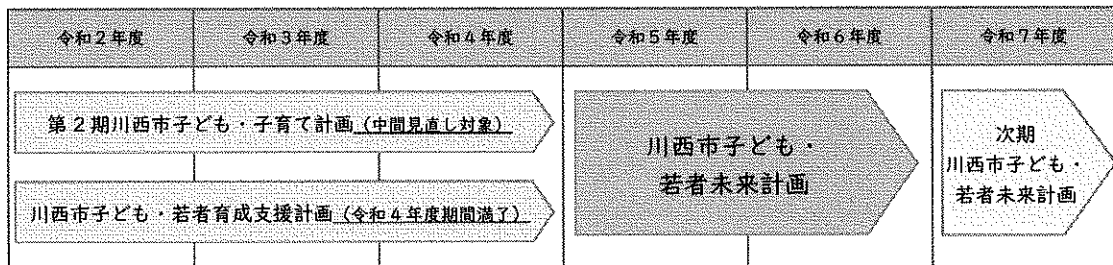
「川西市総合計画」を上位計画とし、「川西市地域福祉計画」やその他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

●子ども・若者未来計画の位置づけ



(3) 計画の期間

令和5年度から令和6年度までの2年間とします。



※第2期川西市子ども・子育て計画(中間見直し)にあわせた両計画統合のため、本計画(令和5~6年度)については、第2期川西市子ども・子育て計画の時点修正を基本的な考え方としています。

(4) 計画の対象者

対象者は妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね39歳までを主な対象とします。

0歳		6歳		12歳		18歳		39歳	
妊娠期	出産	乳幼児期		学童期		思春期		青年期以降	

※概ねの年齢区分

4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、幼児期の質の高い教育保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育保育の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。

(2) 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容

新制度の創設に関する以下の3つの法律をあわせて、「子ども・子育て関連3法」といいます。新制度の実施主体である市町村においては、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、教育保育の提供区域の設定、教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等を記載することとされており、具体的な目標設定のうえ、子ども・子育て支援の推進を図ります。

また、令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、市の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、同年10月から幼児教育保育の無償化が実施されました。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部を改正する法律^{※1}
- 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)^{※2}

1 質の高い幼児期の学校教育保育の総合的な提供	幼児期の教育と保育、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」の普及を図るため、設置手続きを簡素化し、財政支援を充実・強化
2 保育の量的拡大・確保 教育保育の質的改善	地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等を計画的に整備し、待機児童0の継続や多様な教育保育を充実
3 地域子ども・子育て支援の充実	すべての家庭を対象に、地域の子ども・子育てに関するさまざまなニーズに応えられるよう財政支援を強化

※1 就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

※2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(3) 給付・支援事業

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に区分されます。

① 子ども・子育て支援給付

- | | | | |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 子どものための教育保育給付 | <ul style="list-style-type: none"> ①施設型給付 ②地域型保育給付 | <ul style="list-style-type: none"> >認定こども園 >幼稚園^{※1} >認可保育所^{※2} >小規模保育事業(A・B・C型) >家庭的保育事業 >居宅訪問型保育事業 >事業所内保育事業 |
| 2 | 子育てのための施設等利用給付 | <ul style="list-style-type: none"> >幼稚園(新制度に移行していない幼稚園) >認可外保育施設等 | <ul style="list-style-type: none"> >特別支援学校 >預かり保育事業 |
| 3 | 子どものための現金給付 | <ul style="list-style-type: none"> >児童手当 | |

※1 私立幼稚園は新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は私学助成を継続

※2 私立認可保育所は現行どおり市町村が認可保育所に委託費を支払う仕組み

② 地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭を対象とする事業

- 1 利用者支援事業
- 2 時間外保育事業（延長保育）
- 3 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）*
- 4 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 5 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問）
- 6 育児支援家庭訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 7 地域子育て支援拠点事業
- 8 一時預かり事業
- 9 病児・病後児保育事業
- 10 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）
- 11 妊婦に対する健康診査
- 12 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※新制度では、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成クラブ)について、次の3点の改善が図られています。①対象児童を小学6年生まで拡大、②資格を持つ指導員の配置による質の向上、③児童に適切な生活の場の確保を図るため、施設に必要な設備や面積等を定める

(4) 子どものための教育保育給付

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用にあたっては、教育保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

① 支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用する主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園・幼稚園*
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	認定こども園・保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	認定こども園・保育所・地域型保育事業

※私立幼稚園は新制度に移行するか、現行制度のまま継続するか、各園の判断において選択することとされています

② 保育の必要性に応じた区分

2号認定または3号認定は、保育の必要量によってフルタイム就労を想定した「保育標準時間」（最長11時間）、またはパートタイム就労を想定した「保育短時間」（最長8時間）に区分されます。

③ 給付対象施設

支給認定区分	対象となる子ども
幼稚園	・3歳から就学までの児童を対象とし、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設 ・昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)等を実施
保育所	・0歳から就学までの児童を対象とし、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 ・夕方までの保育のほか、延長保育を実施
認定こども園	・0歳から就学までの児童を対象とし、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設 ・4つの類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）に分類
地域型保育事業	・0歳から2歳を対象とし、少人数の単位（20人未満）で保育を必要とする児童を預かる事業 ・4つの類型（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に分類

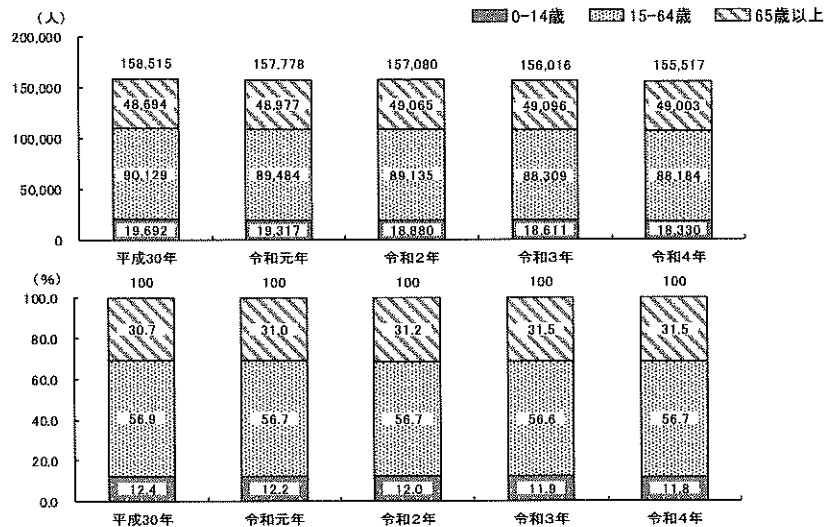
第2章 子ども・若者を取り巻く 現状

1 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移

① 総人口に占める年齢別の推移

総人口は減少傾向にあり、令和4年は155,517人となっています。0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少、65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。令和4年の高齢化率（65歳以上の人口の総人口に占める比率）は31.5%となっています。



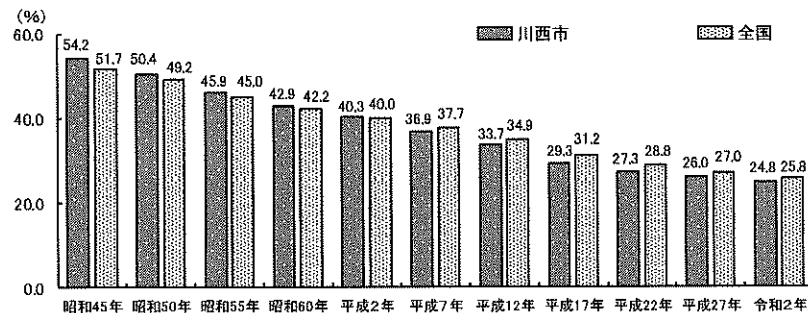
出典：川西市住民基本台帳（各年3月末時点）

② 子ども・若者の人口

国勢調査によると、全国の0～29歳の子ども・若者の総人口に占める割合は、平成2年には40%でしたが、その後も減少を続け、令和2年に25.8%まで減少しています。川西市の同期間の割合も、40.3%から24.8%へと減少し、同じ傾向が見られます【図1】。

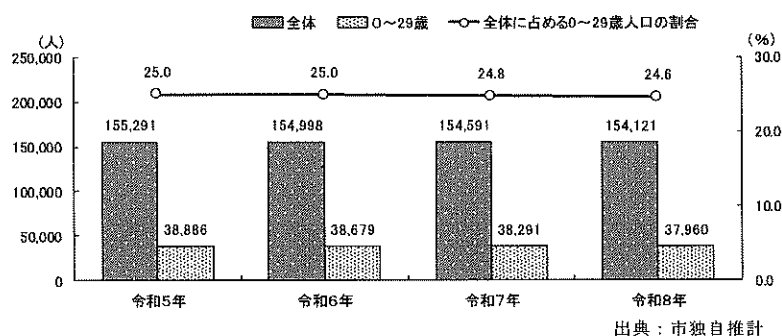
また、川西市の人口推計では、令和8年には24.6%となることが予測されています【図2】。

<総人口に占める29歳以下の割合【図1】>



出典：国勢調査

<川西市の将来推計における人口推移【図2】>



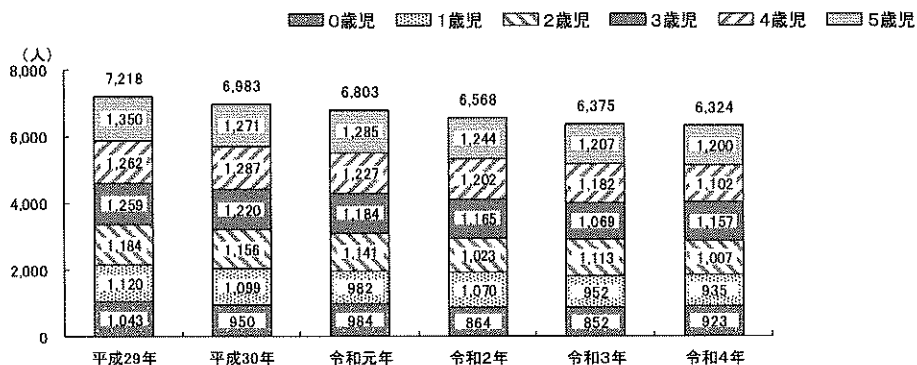
出典：市独自推計

※人口推計の考え方…川西市住民基本台帳（各年3月末時点）に基づき、中学校区ごとの人口をコーホート変化率法で算出し、積み上げた数値をもとに推計。

③ 就学前児童数の推移

就学前児童数は減少傾向にあり、令和4年は6,324人となっています。

<就学前児童数の推移>



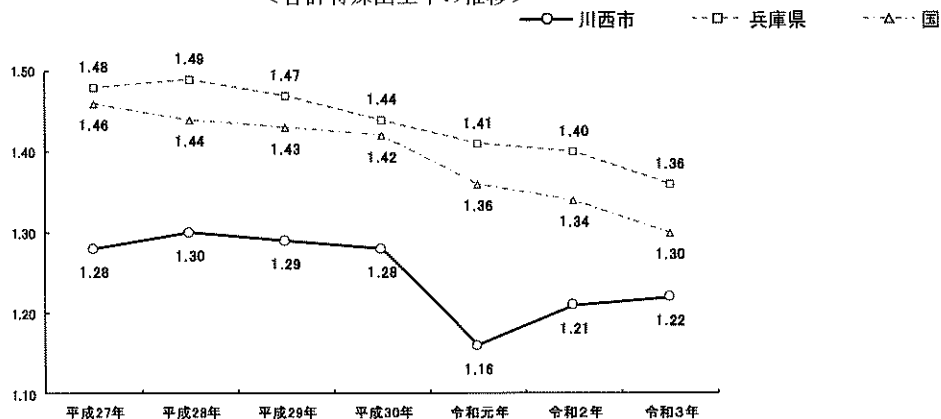
出典：川西市住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 出生の動向

川西市の合計特殊出生率は、平成27年から平成30年にかけて横ばいでしたが、令和元年は1.16と減少し、令和3年には1.22とやや増加しています。

各年とも国・県を下回っており、令和3年はそれぞれ0.08ポイント、0.14ポイント低くなっています。

<合計特殊出生率の推移>



出典：人口動態統計

(3) 世帯の状況

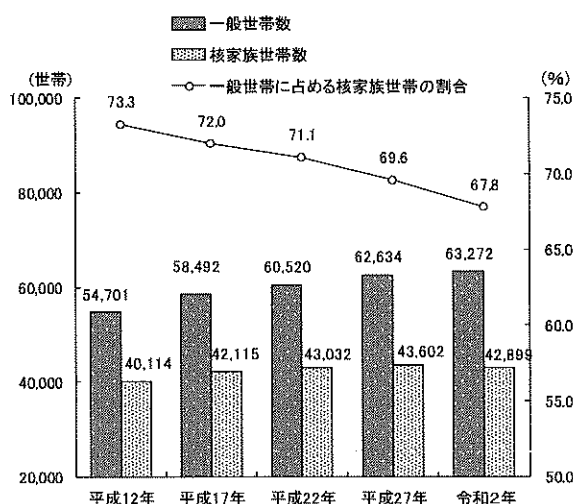
① 一般世帯の推移

一般世帯数は、平成12年から令和2年にかけて8,571世帯増加し、令和2年は63,272世帯となっています。

一方、核家族世帯数は平成12年から令和2年にかけてほぼ横ばいであり、令和2年は42,899世帯となっています。

また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成12年から令和2年にかけて減少しています。

<一般世帯の推移>

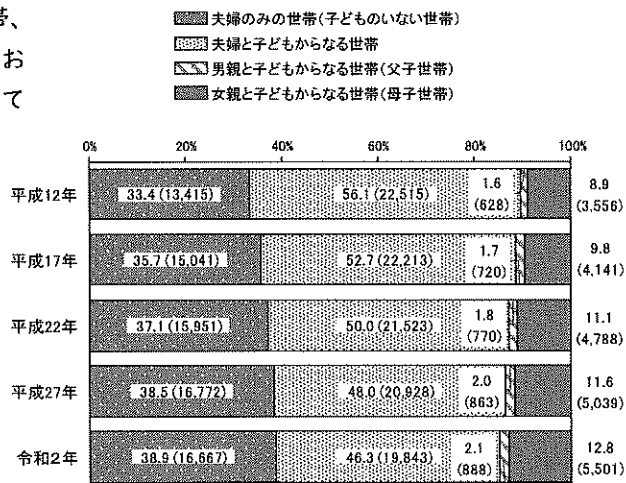


出典：国勢調査

② 核家族世帯の内訳推移

夫婦のみの世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯の割合は増加しており、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。

<核家族世帯の内訳推移>



※ () 書きは世帯数

出典：国勢調査

●核家族世帯

「一般世帯」のうち、「親族のみの世帯」に分類され「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもからなる世帯」、「ひとり親世帯」のいずれかに該当する世帯のこと。なお、「親族のみの世帯」に分類されるものには「核家族以外の世帯」があるほか、「一般世帯」には「親族のみの世帯」以外に、「非親族を含む世帯」と「単独世帯」がある。

(4) 自然動態及び社会動態

出生数と死亡数の差による自然動態は、平成26年以降「自然減」(出生数が死亡数を下回る状態)となっており、令和3年は805人の減少となっています。

転入者数と転出者数の差による社会動態は、平成26年から令和3年にかけて増加と減少を繰り返し、令和3年は427人の「社会増」(転入者数が転出者数を上回る状態)となっています。

自然動態と社会動態を合わせた人口動態は、平成26年以降「人口減」の状態が続いており、令和3年は378人の減少となっています。

① 自然動態及び社会動態の推移

<自然動態及び社会動態の推移>

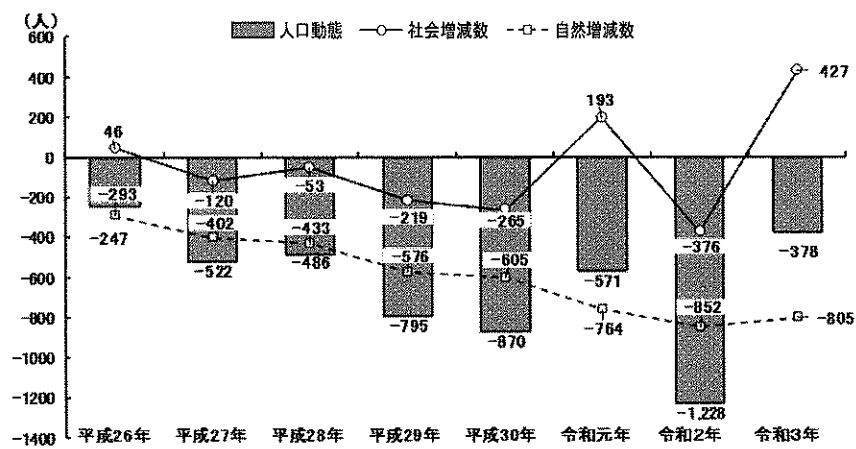
(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
出生数	1,102	1,086	1,048	1,010	979	851	892	874
死亡数	1,395	1,488	1,481	1,586	1,584	1,615	1,744	1,679
転入者数	5,792	5,668	5,552	5,329	5,374	5,782	5,124	5,390
転出者数	5,746	5,788	5,605	5,548	5,639	5,589	5,500	4,963

出典：川西市統計要覧

② 人口動態の推移

<人口動態の推移>



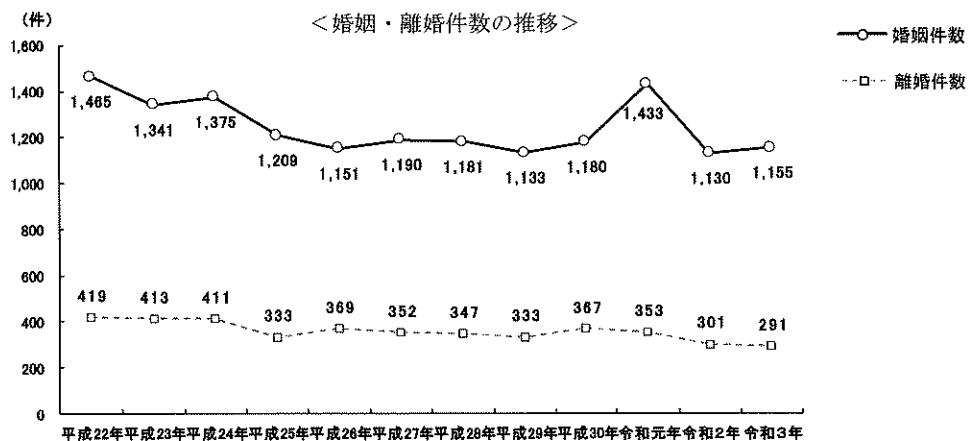
出典：川西市統計要覧

(5) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成26年以降は1,100件台で推移しており、令和元年には1,433件に増加しましたが、令和2年以降は再び1,100件台になっています。

離婚件数は、平成25年以降300件台で推移していましたが、令和3年は291件となっています。



出典：川西市統計要覧

② 未婚率の推移

川西市の20～39歳の未婚率は、男女ともに20～24歳、女性の25～29歳で増加傾向にあり、男性の35～39歳では、平成17年から令和2年にかけて4.5%増加しています。

国、県と比較すると、同水準で推移しています。

<未婚率の推移>

(%)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成17年	全国	93.5	88.7	71.4	59.1	47.1	32.0	31.2	18.7
	兵庫県	93.6	90.0	70.0	59.7	43.2	31.1	27.1	18.5
	川西市	95.0	92.5	73.1	65.0	43.1	32.9	25.9	20.0
平成22年	全国	94.0	89.6	71.8	60.3	47.3	34.5	35.6	23.1
	兵庫県	93.7	90.4	70.6	61.6	44.7	35.0	32.3	22.8
	川西市	95.5	92.3	72.6	66.2	45.4	36.6	31.1	22.5
平成27年	全国	95.0	91.4	72.7	61.3	47.1	34.6	35.0	23.9
	兵庫県	95.0	92.3	72.1	62.7	45.2	35.9	33.1	24.8
	川西市	96.3	94.4	74.0	65.8	43.9	35.6	31.1	24.0
令和2年	全国	95.2	92.3	72.7	62.3	47.1	35.1	34.3	23.5
	兵庫県	95.1	93.0	71.1	62.6	44.2	34.6	32.0	23.6
	川西市	97.2	95.8	72.8	68.7	43.3	34.7	30.4	23.8

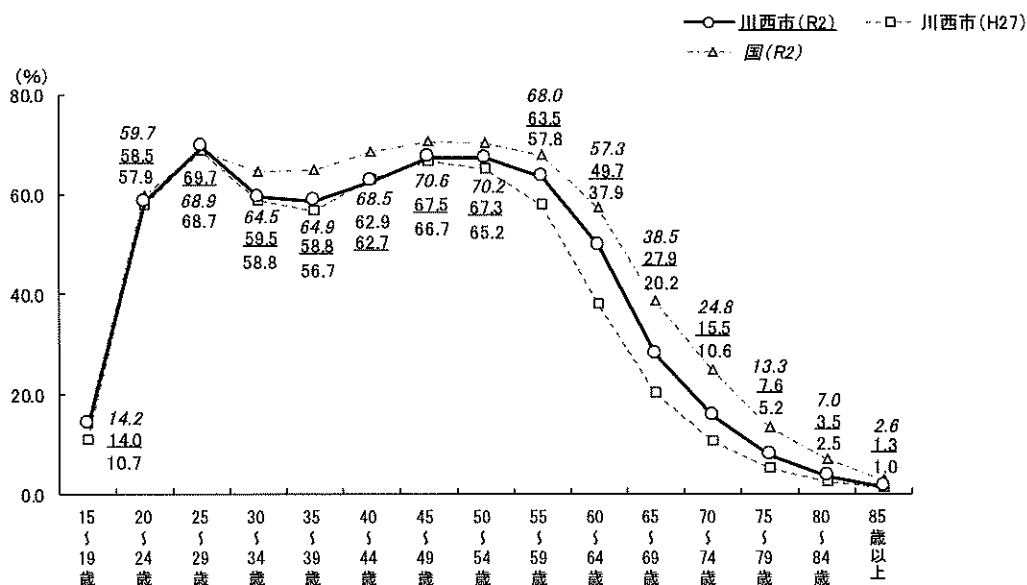
出典：国勢調査

2 就業の状況

(1) 女性の年齢別就業率の状況

令和2年の川西市の女性の年齢別就業率は、平成27年と比較すると、40～44歳を除くすべての年齢区分で上回っていますが、国と比較すると、25～29歳を除くすべての年齢区分で下回っています。

<女性の年齢別就業率の状況>

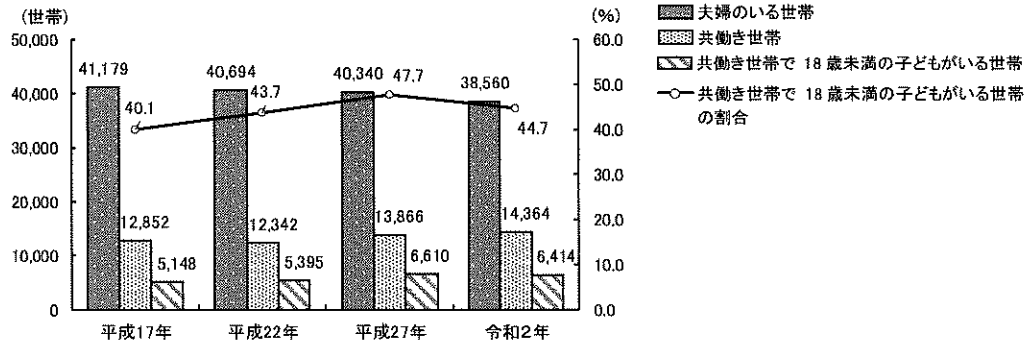


出典：国勢調査

(2) 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年は44.7%となっています。

＜共働き世帯の推移＞



出典：国勢調査

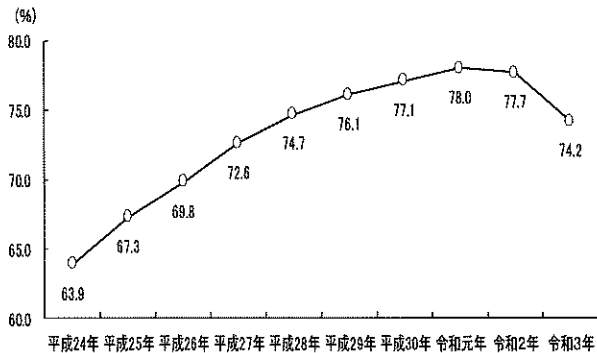
(3) 若者の就職・離職状況など

文部科学省「学校基本調査」によると、大学の卒業者の就職率は令和元年には78%となりましたが、令和3年には74.2%へ減少しています。減少の背景には、新型コロナウイルス感染症による雇用環境の悪化等の影響があると考えられます【図1】。

また、大学を卒業して就職した人のうち31.2%が就職後3年以内に離職するなど、雇用のミスマッチが生まれており、就労を継続することへの支援や離職後の支援が課題となっています【図2】。

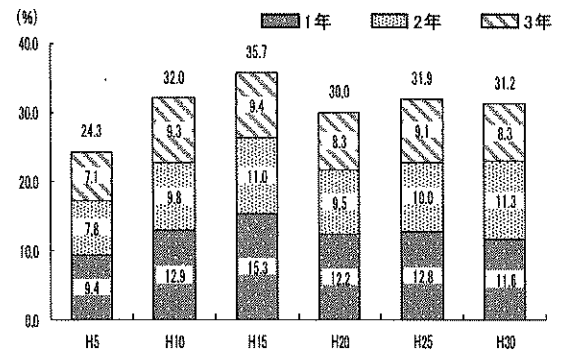
高校生で就きたい職業が「はっきりとある」「ぼんやりとある」と回答した人の割合は横ばいとなっています。また、就きたい職業がない理由としては「自分のやりたいことが分からない」、「どんな職業があるのか分からない」、「職業について真剣に考えたことがない」などの割合が増加しています【図3】【図4】。

＜大学（学部）卒業者の就職者割合（3月）【図1】＞



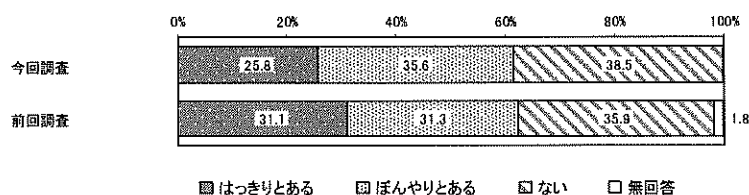
出典：文部科学省「学校基本調査」

＜新卒大卒者の在職期間別の離職率【図2】＞

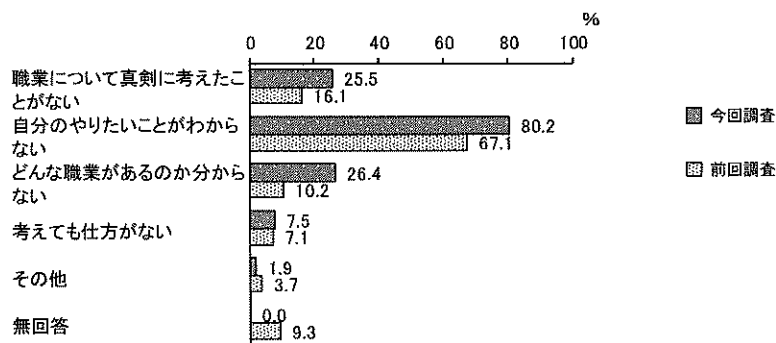


出典：厚生労働省「新規学校卒業者の就業状況調査」

< 【高校生】 就きたい職業はあるか 【図 3】 >



< 【高校生】 就きたい職業がない理由 (図3で「ない」と答えた人) (複数回答) 【図 4】 >



出典：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

3 教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）等の状況

(1) 保育施設の状況（毎年4月1日時点）

① 保育施設定員（2・3号認定定員）の推移

民間保育施設の誘致や既存施設の増改築等により、平成29年から令和4年にかけて、認可施設で336人、認可外保育施設（企業主導型保育事業所・地域保育園）を含めると、687人定員が増加しています。なかでも、新制度の活用により、認定こども園の定員は470人増加し、それに伴い認可保育所の定員は210人減少しています。また、小規模保育事業所では平成29年以降76人の定員増となっています。

		(人)					
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認可	認可保育所	1,350	1,310	1,130	1,220	1,220	1,140
	認定こども園	537	597	820	880	927	1,007
	小規模保育事業所	57	114	133	133	133	133
	小計	1,944	2,021	2,083	2,233	2,280	2,280
認可外	企業主導型保育事業所	0	152	197	347	359	371
	地域保育園	86	66	66	66	66	66
	小計	86	218	263	413	425	437
合計		2,030	2,239	2,346	2,646	2,705	2,717

出典：入園所相談課

② 保育施設の利用状況（認可・市内）

0～5歳のすべての年齢において保育施設の利用者数は増加し、平成29年から令和4年にかけて272人増加しています。

(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
0歳	149	150	162	134	128	158
1～2歳	764	797	834	826	818	840
3～5歳	1,175	1,189	1,234	1,339	1,303	1,362
計	2,088	2,136	2,230	2,299	2,249	2,360

出典：入園所相談課

③ 待機児童数の推移

待機児童数（国基準）は年々減少し、令和4年時点で0人となっています。

(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
待機児童数（国基準）	39	36	29	17	16	0

出典：入園所相談課

(2) 教育施設の状況（毎年5月1日時点）

① 教育施設定員（1号認定定員）の推移

平成29年から令和4年にかけて、122人の定員が減少しています。

(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市立幼稚園・認定こども園	760	760	700	710	710	710
私立認定こども園	618	618	615	615	546	546
私立幼稚園	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
計	2,918	2,918	2,855	2,865	2,796	2,796

出典：入園所相談課

② 教育施設の利用状況

平成29年から令和4年にかけて、505人の利用者が減少しています。

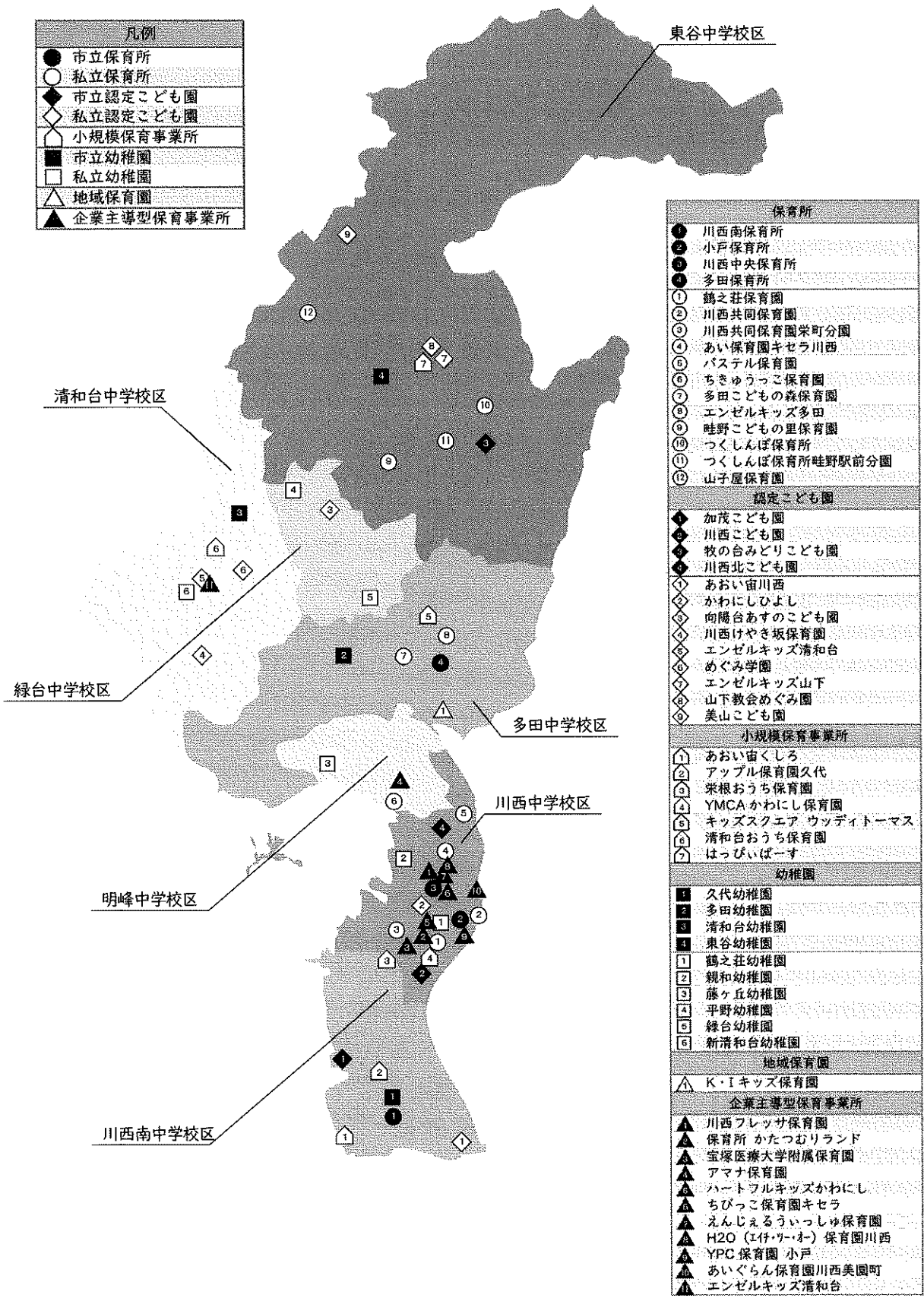
(人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市立幼稚園・認定こども園	472	490	459	412	381	370
私立認定こども園	425	368	283	243	240	225
私立幼稚園	1,187	1,203	1,171	1,092	1,040	984
計	2,084	2,061	1,913	1,747	1,661	1,579

出典：入園所相談課

※私立幼稚園は市外在住者を含みます

(3) 幼稚園・認可保育所・認定こども園等の配置状況（令和4年4月時点）



○中学校区別教育保育利用定員数（令和4年4月1日時点）

（人）

区域	施設	1号認定	2号認定	3号認定		2・3号計
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
川西南	認可保育所	-	47	0	33	80
	幼保連携型認定こども園	185	108	15	55	178
	小規模保育事業	-	-	9	29	38
	市立幼稚園	90	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	155	24	117	296
	合計	275	155	24	117	296
川西	認可保育所	-	257	51	172	480
	幼保連携型認定こども園	180	158	27	95	280
	小規模保育事業	-	-	12	26	38
	企業主導型保育事業	-	144	55	148	347
	私立幼稚園	440	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	415	90	293	798
	合計	620	559	145	441	1145
明峰	認可保育所	-	61	15	44	120
	企業主導型保育事業	-	0	2	10	12
	私立幼稚園	200	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	61	15	44	120
	合計	200	61	17	54	132
多田	認可保育所	-	132	18	110	260
	小規模保育事業	-	-	3	16	19
	地域保育園	-	41	0	25	66
	市立幼稚園	60	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	132	21	126	279
	合計	60	173	21	151	345
緑台	幼保連携型認定こども園	27	54	6	30	90
	私立幼稚園	600	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	54	6	30	90
	合計	627	54	6	30	90
清和台	幼保連携型認定こども園	278	122	15	93	230
	小規模保育事業	-	-	6	13	19
	企業主導型保育事業	-	0	3	9	12
	市立幼稚園	60	-	-	-	-
	私立幼稚園	300	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	122	21	106	249
	合計	638	122	24	115	261
東谷	認可保育所	-	118	18	64	200
	保育所型認定こども園	66	24	5	10	39
	幼保連携型認定こども園	220	101	15	74	190
	小規模保育事業	-	-	3	16	19
	市立幼稚園	90	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	243	41	164	448
	合計	376	243	41	164	448
全域	認可保育所	-	615	102	423	1,140
	保育所型認定こども園	66	24	5	10	39
	幼保連携型認定こども園	890	543	78	347	968
	小規模保育事業	-	-	33	100	133
	企業主導型保育事業	-	144	60	167	371
	地域保育園	-	41	-	25	66
	市立幼稚園	300	-	-	-	-
	私立幼稚園	1,540	-	-	-	-
	認可計（1号除く）	-	1,182	218	880	2,280
	合計	2,796	1,367	278	1,072	2,717

出典：入園所相談課

4 子ども・若者の状況

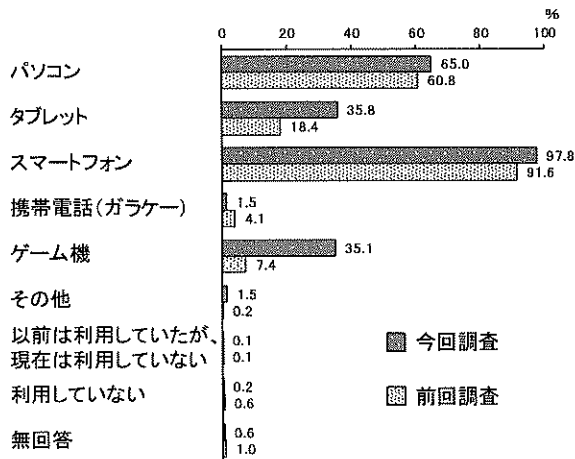
(1) 子ども・若者を取り巻く現状

スマートフォンの普及や SNS 利用者の増加などにより、近年の子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化しています。

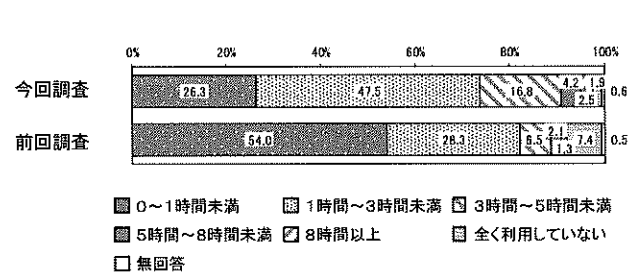
令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、インターネット機器でスマートフォンの利用が97%を超え、タブレット利用も4割に迫るなど、インターネット機器の多様化が見られます【図1】。また、SNSを利用している人も95%を超え、さらに1日あたりの使用時間の長時間化が見られます。【図2】。

「親友がいる」と答えた人の中で、その友人は「学生のときに知り合った友人」が86.9%であり、ネットで知り合った友人は2.3%という結果が出ており、前回調査と比べ、大きな変化はありません【図3】。また、「家族と仲が良いと思うか」という問いに対しては、95%が「そう思う」「ややそう思う」と答えており、多くの若者が、日常生活上の社会関係を大切にしていると考えられます【図4】。

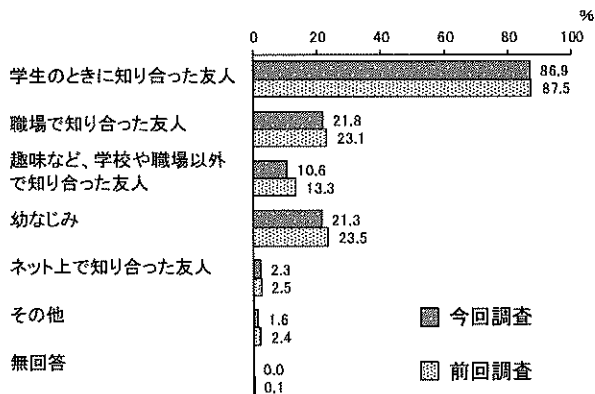
<【一般】どんなインターネット機器を利用しているか（複数回答）【図1】>



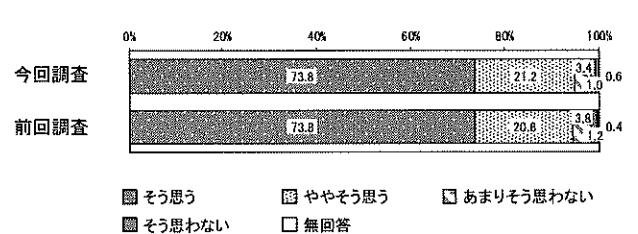
<【一般】1日にどれくらいSNSを使うか（平日）【図2】>



<【一般】親友と呼べる人はどんな人か（複数回答）【図3】>



<【一般】家族と仲が良いと思うか【図4】>



出典：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

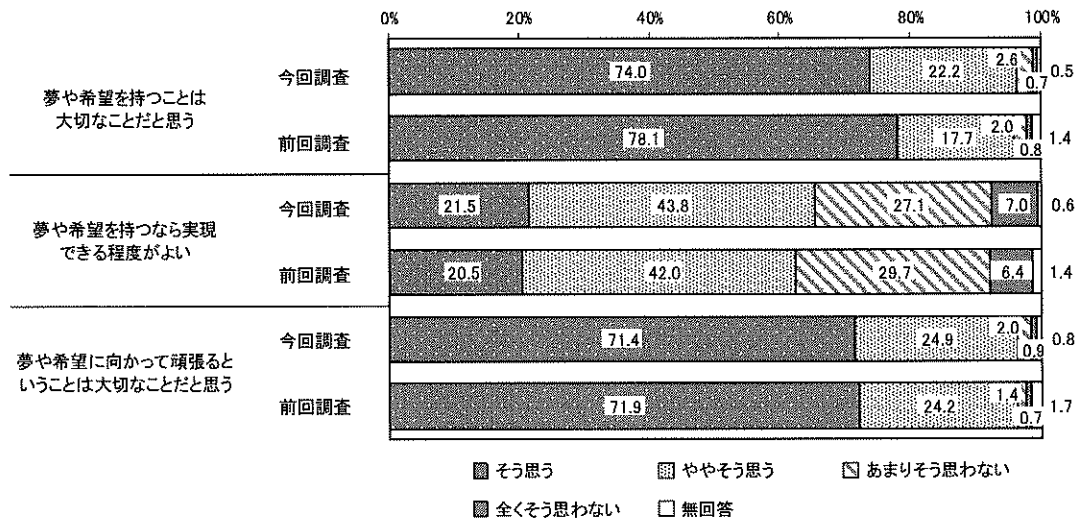
(2) 若者の気質

令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、「夢を持つことは大切なことだと思う」について「そう思う」「ややそう思う」と答えた人が96.2%で、「夢や希望に向かって頑張るということは大切なことだと思う」については96.3%が「そう思う」「ややそう思う」と答えています。前回調査とほぼ同じ割合となっており、夢を持ち、それを実現させようとするということについて、肯定的な立場の若者が多くみられます【図1】。

しかし、「夢や希望を持つなら実現できる程度がよい」については、65.3%が「そう思う」「ややそう思う」と答えるなど、現実的な考え方を持つ若者が多いことも伺えます【図1】。

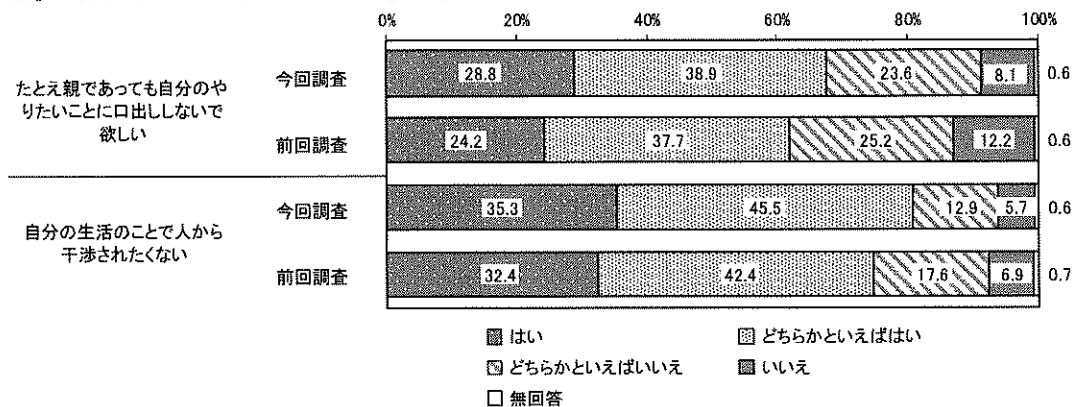
また、「たとえ親であっても自分のやりたいことに口出ししないで欲しい」には67.7%が「はい」「どちらかといえばはい」と答え、「自分の生活のことで人から干渉されたくない」には80.8%が「はい」「どちらかといえばはい」と答えるなど、前回調査と比較してどちらも増加しており、個々人の価値観を尊重する傾向が見られます【図2】。

<【一般】夢や希望に関する考え方【図1】>



出典：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

<【一般】自分自身のことに関する考え方【図2】>



出典：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

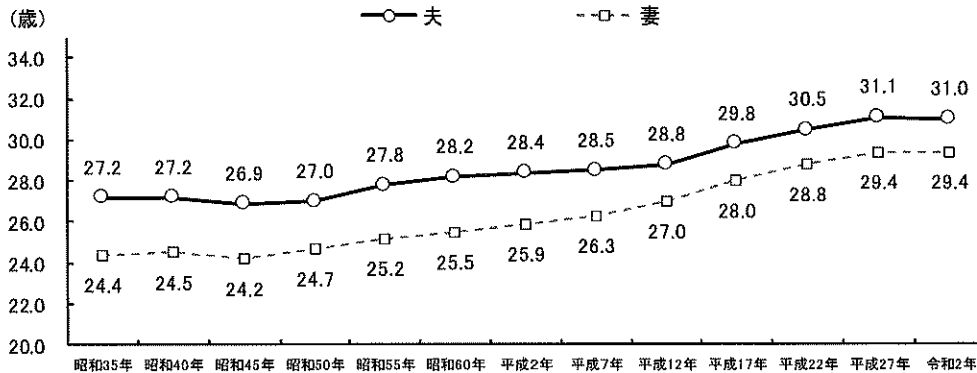
(3) 家庭を持つことに対する捉え方

日本人の平均初婚年齢は、令和2年で男性が31.0歳、女性が29.4歳と晩婚化が続いている状況です。昭和60年には、男性が28.2歳、女性が25.5歳で、35年間に男性は2.8歳、女性は3.9歳平均初婚年齢が上昇しています【図1】。

また、令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によれば、「あなたは、いつかは家庭を持ちたいですか」という問いに対し、59.7%が「はい」と答えており、前回調査の75%に比べて、家庭を持ちたいと考える人の割合が減少しています。

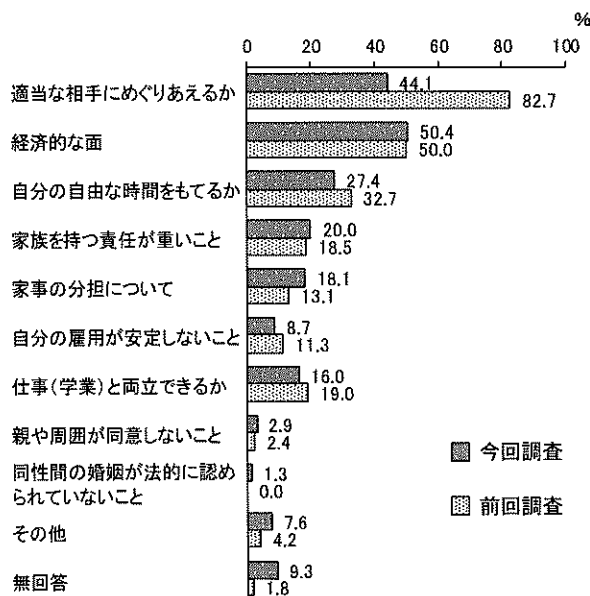
結婚に関しては、前述の間に「はい」と答えた人は経済的な面や適当な相手にめぐりあえるかどうかで課題となっており、「いいえ」と答えた人では、自分の自由な時間を持てるかや家族を持つ責任が重いことが課題となっています【図2-1、図2-2】。

<平均初婚年齢の推移【図1】>

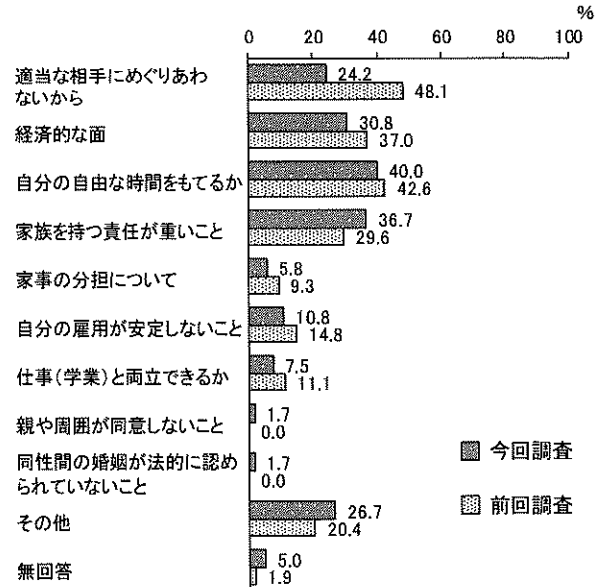


出典：厚生労働省「人口動態統計」

<【一般】結婚したい人が抱えている不安(複数回答)【図2-1】>



<【一般】結婚したいと思わない人が「したくない」と思う理由(複数回答)【図2-2】>



出典：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

(4) ひきこもりの子ども・若者

平成 28 年度に内閣府が示した「若者の生活に関する調査報告書」によれば、全国の 15 歳から 39 歳までの若者のうち、1.57%の約 54.1 万人がひきこもり状態にあると推計されています。性別を見ると、男性が 63.3%、女性が 36.7%となっており、年代別では 10 代が 10%、20 代が 49.0%、30 代が 40.8%となっています。

ひきこもり状態になってからの期間については「7 年以上」が 34.7%と、最も多くの割合を占めています。年代別で見ると、15～19 歳、20～24 歳においては「6 ヶ月～1 年」の人が、それぞれ 20.0%、33.3%となっているのに対し、30～34 歳、35～39 歳では「7 年以上」がそれぞれ 70.0%、50.0%となっているなど、年齢を重ねるほど、長期に渡りひきこもりの状態が続く傾向にあります。

一方で、令和 4 年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、川西市におけるひきこもり状態にある人の割合は 1.82%で、推計者数は 646 人となります。また、川西市の調査結果ではひきこもり親和群の割合が全国調査に比べて高く、全国が 4.81%であるのに対し、川西市は 9.53%となっています。

ひきこもりとなった理由としては、「就職活動がうまくいかなかった」や「職場になじめなかった」「人間関係がうまくいかなかった」「不登校」などが挙げられます。

平成 26 年度に開設した「川西市子ども・若者総合相談窓口」の相談件数の推移を見ると、ひきこもりなどを相談内容とする延べ件数は令和 3 年度は 368 件で、うち新規相談者数は 52 人となっています。相談者には、就業支援機関と連携を取るなど継続した支援も行き、令和元年度は 11 人、令和 2 年度は 21 人、令和 3 年度は 16 人が就業しています。

〈子ども・若者実態調査 前回調査及び国調査との比較〉

		回答者数	有効回答率	広義のひきこもり群	ひきこもり親和群
今回調査※1	一般	881 人	38.3%	16 人 (1.82%)	84 人 (9.53%)
	高校生	275 人	34.4%	0 人 (0.0%)	45 人 (16.36%)
	中学生	1,038 人	79.8%	7 人 (0.67%)	136 人 (13.10%)
前回調査	一般	1,114 人	37.1%	10 人 (0.90%)	79 人 (7.09%)
	高校生	898 人	93.5%	3 人 (0.33%)	93 人 (10.36%)
参考) 国※2		3,115 人	62.3%	49 人 (1.57%)	150 人 (4.81%)

※1 令和 4 年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」令和 4 年 1 月～5 月調査

- ・一般…19～39 歳、配付数 2,300 通
- ・高校生…市内の公立高等学校の 2 年生、配付数 800 通
- ・中学生…市内の公立中学校の 2 年生、配付数 1,300 通

※2 内閣府「若者の生活に関する調査報告書」(平成 27 年 12 月調査) 15～39 歳 5,000 人対象

〈全国におけるひきこもり推計者数〉

出典：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」（平成27年12月調査）

	該当する回答者数	有効回答に占める割合	全国の推計者数	
5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	33人	1.06%	36.5万人	準ひきこもり 36.5万人
6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどは出かける	11人	0.35%	12.1万人	狭義のひきこもり 17.6万人
7. 自室からは出るが、家からは出ない 8. 自室からほとんど出ない	5人	0.16%	5.5万人	
合計	49人	1.57%	54.1万人	広義のひきこもり 54.1万人

〈川西市におけるひきこもり推計者数〉

出典：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

	該当する回答者数	有効回答に占める割合	川西市の推計者数※	
5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	8人	0.91%	323人	準ひきこもり 323人
6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどは出かける	8人	0.91%	323人	狭義のひきこもり 323人
7. 自室からは出るが、家からは出ない 8. 自室からほとんど出ない	-	-	-	
合計	16人	1.82%	646人	広義のひきこもり 646人

※推計者数は、令和3年12月末時点での「川西市年齢別人口表（住民基本台帳）」から算出（15～39歳の人口は35,436人）。
上表では「一般」群におけるひきこもりの発生率を採用している。

○ひきこもりの定義

- ・広義のひきこもり 下記1～4の状態が6カ月以上続く人
- ・準ひきこもり 下記1の状態が6カ月以上続く人
- ・狭義のひきこもり 下記2～4の状態が6カ月以上続く人

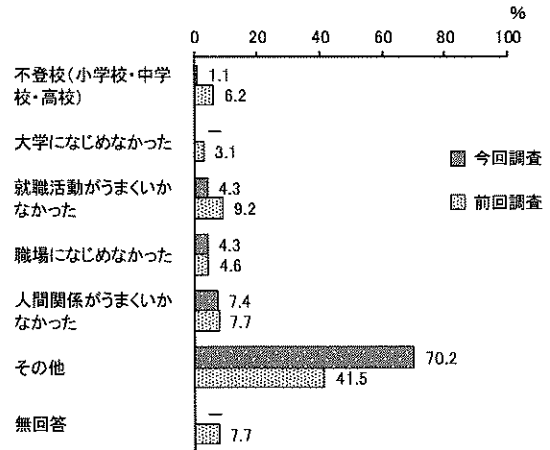
1. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
2. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
3. 自室からは出るが、家からは出ない
4. 自室からほとんど出ない

※ きっかけが「病気」「妊娠」「専業主婦・主夫又は家事手伝い」の人を除く。
また、「新型コロナウイルス感染症による外出制限」をきっかけとしているケースについても除いている。

○ひきこもり親和群の定義

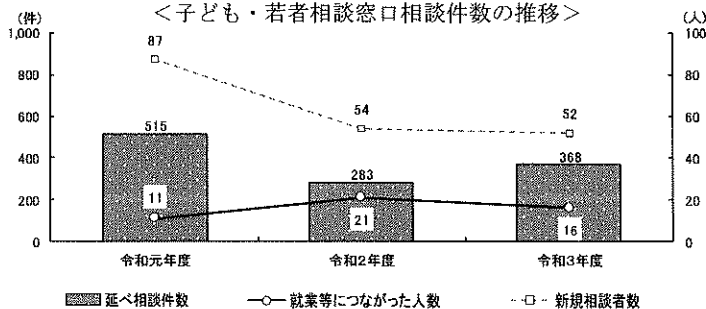
- ・下記1～4に3項目以上当てはまる人で、「広義のひきこもり」でない人
1. 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる
 2. 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
 3. 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる
 4. 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

〈【一般】ひきこもりになったきっかけ（複数回答）〉



出典：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

〈子ども・若者相談窓口相談件数の推移〉



川西市子ども・若者総合相談窓口利用実績より

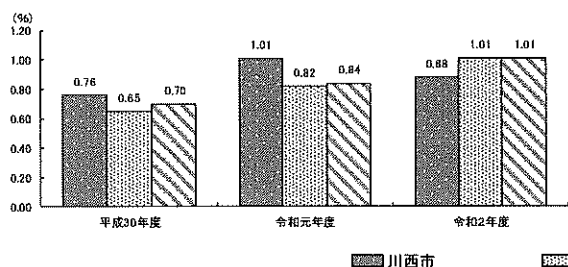
(5) 不登校

さまざまな原因・背景によって、学校に登校しない、もしくはできない児童・生徒がいます。

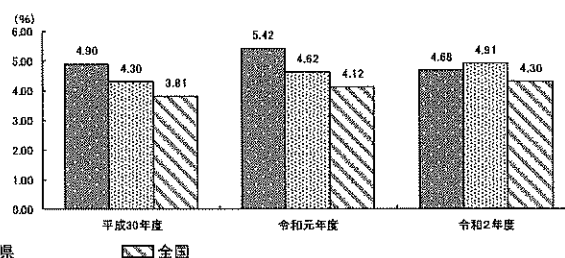
文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、令和2年度時点で、全国の不登校者の全体に占める割合は小学校で1.01%、中学校で4.3%であり、川西市における不登校者数の全体に占める割合は、小学校で0.88%、中学校で4.68%となっています【図1-1、図1-2】。

また、兵庫県「令和2年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、国公立小中学校の不登校の要因について、小学校では「家庭にかかる状況」が最も多く、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多くなっています【図2】。

<不登校児童の割合（小学校）【図1-1】>

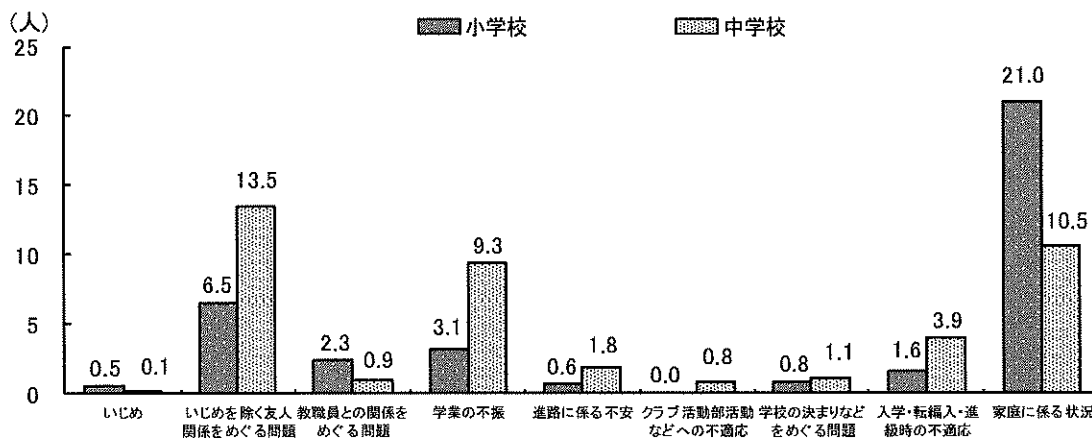


<不登校生徒の割合（中学校）【図1-2】>



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

<不登校となったきっかけと考えられる状況（複数回答）【図2】>



出典：兵庫県「令和2年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

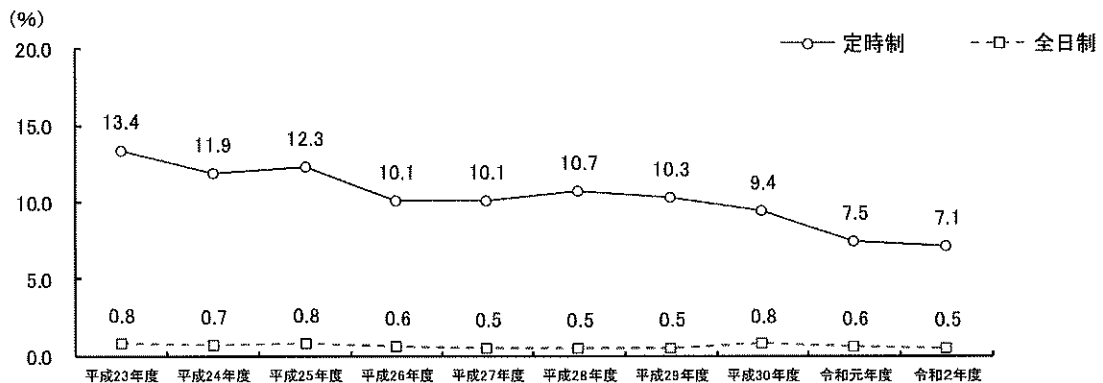
(6) 高等学校中途退学者

全国の高等学校中途退学者数は、平成8年度の112,150人、中退率2.5%をピークに、増減を繰り返しながらも減少を続け、令和2年度は34,965人、中退率1.1%となっています。

兵庫県立高等学校における全日制課程の中退率は横ばい傾向にあり、令和2年度は425人、0.5%でした。一方、定時制課程では、減少傾向ではあるものの令和2年度は289人、7.1%となっています【図1】。

兵庫県「令和2年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、中途退学の主な理由は「進路変更」「学校生活・学業不適応」「学業不振」であり、これら3つの理由の合計が全体の90%を占めています【図2】。

<兵庫県立高等学校における中退率の年度別推移【図1】>



出典：兵庫県「令和2年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

<県立高等学校における中退の主な事由【図2】>

順位	1		2		3		
事由	進路変更		学校生活・学業不適応		学業不振		
		58.1%		25.9%		5.9%	
	内訳	別の高校への入学を希望					
			26.8%				
		就職を希望					
			13.7%				
		高卒認定試験を希望					
	4.8%						
専修学校などへの入学を希望							
	3.2%						
その他							
	9.7%						

資料：兵庫県「令和2年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

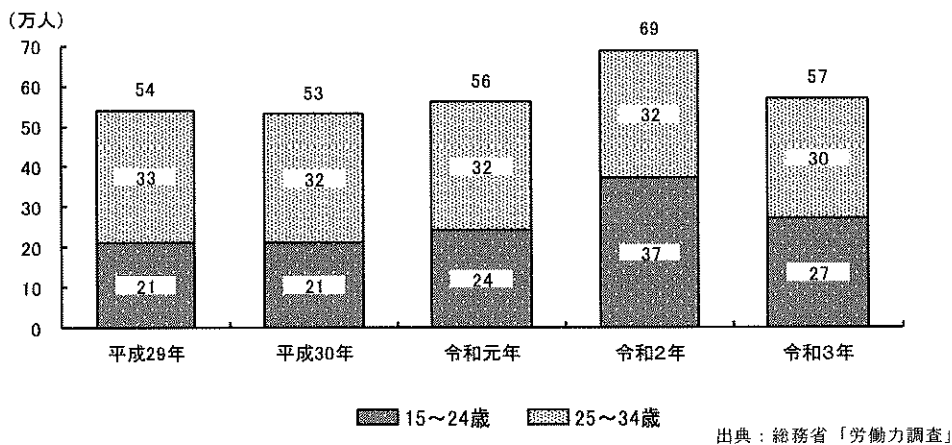
(7) 若年無業者・フリーター

若者が充実した生活を送る上で就業は非常に重要であり、若年無業者^{※1}やフリーター^{※2}、非正規雇用率の高さなどが、産業構造や就業形態の変化による課題として挙げられます。

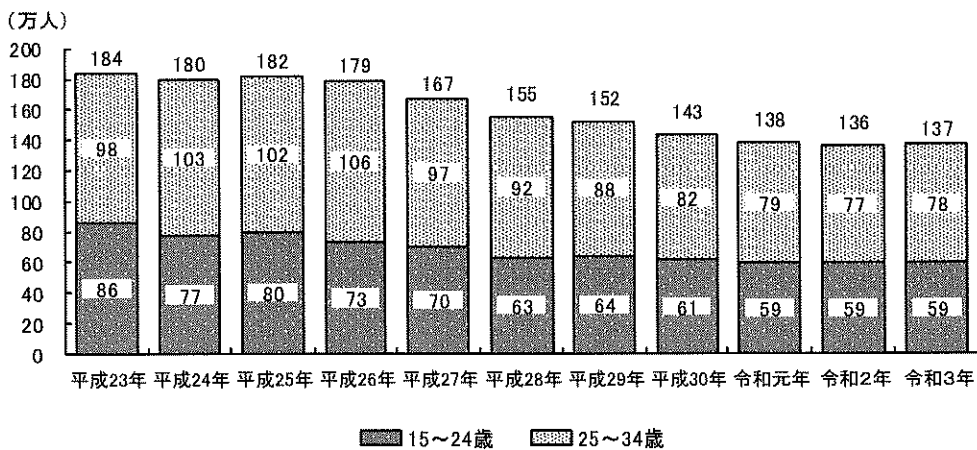
総務省「労働力調査」によると、若年無業者数は増加傾向にあり、特に令和2年は令和元年に比べ大きく増加し、約69万人となっています【図1】。

全国のフリーター数は、平成23年の184万人をピークに年々減少し、令和元年以降は横ばいとなっています【図2】。

<若年無業者数の推移（全国）【図1】>



<フリーター数の推移（全国）【図2】>



※1 若年無業者…高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、普段収入を伴う仕事していない15歳から34歳

※2 フリーター…15歳から34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者であることに加え、勤め先またはその希望先がパート・アルバイト（家事や通学もしていない）の人

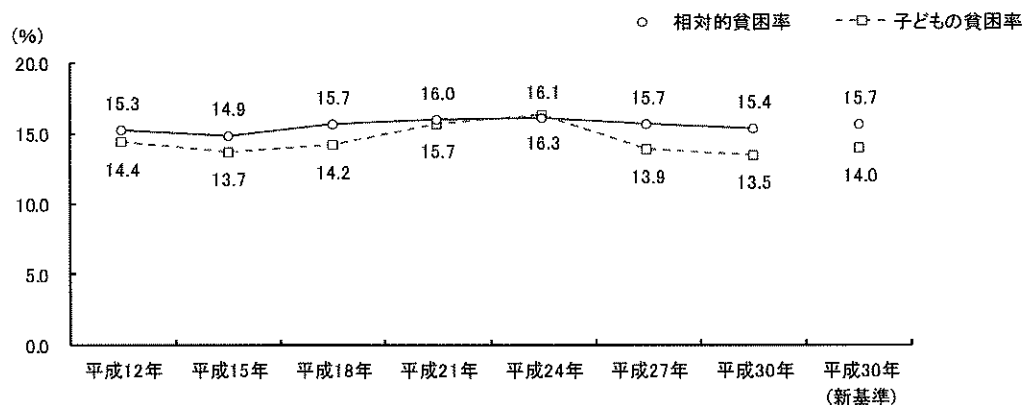
(8) 経済的な困窮

子どもやその保護者にとって、経済的な困窮は、普段の生活や将来に大きな影響を与えます。

厚生労働省が示す令和元年「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率^{※1}」は、平成30年には15.7%となっており、約7人に1人の子どもが貧困線^{※2}に満たないという結果が出ています。

また、ひとり親家庭の高校・大学などへの進学率が低い傾向にあります。

<貧困率の年次推移>



※新基準…所得定義の可処分所得の算出に用いる換出金の中に、新たに自動車税等及企業年金を追加

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

<貧困線の推移>

単位：万円

項目	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	平成30年(新基準)
貧困線	137	130	127	125	122	122	127	124

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

<ひとり親家庭の子どもの進学率>

項目	ひとり親家庭	全世帯
高校などへの進学率	96.3%	98.9%
大学などへの進学率	58.5%	73.2%

出典：平成28年度「全国ひとり親世帯等調査」、平成28年度「学校基本調査」

※1子どもの貧困率…17歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

※2貧困線…等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額。それに満たない世帯員の割合を相対的貧困率という

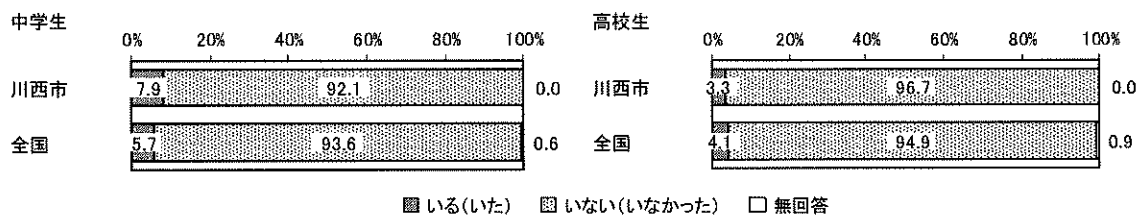
(9) ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことです。

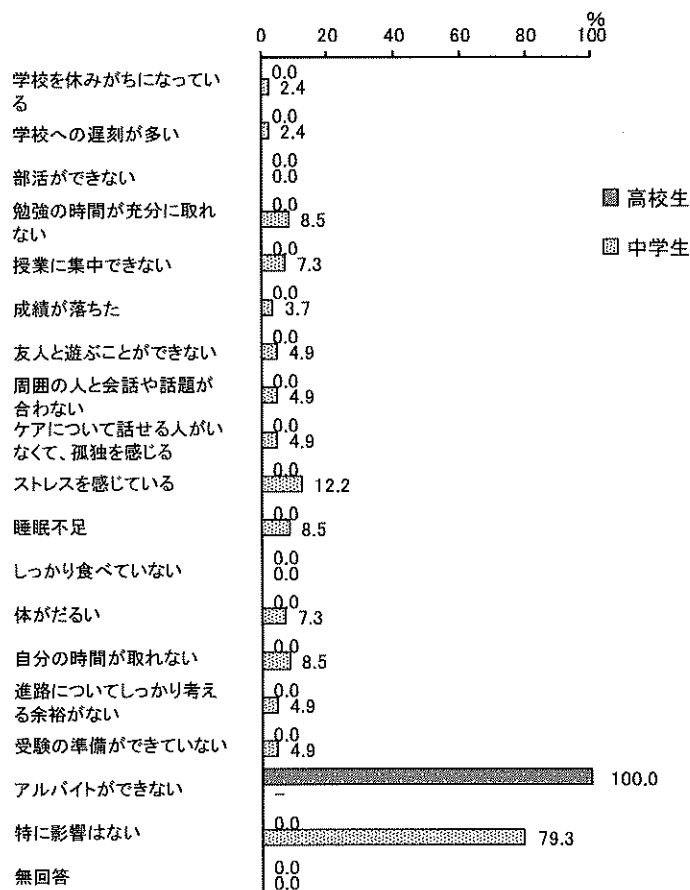
川西市で、自宅で家族をお世話（ケア）をしている人は、中学生では7.9%と国に比べて高く（国：5.7%）、高校生では3.3%と低く（国：4.1%）なっています【図1】。

お世話（ケア）による自分への影響について、中学生では約8割が特に影響はないと答えていますが、約2割は日常生活や学校生活などで影響が出ています。高校生ではすべての人が「アルバイトができない」と答えており、お世話（ケア）をしているすべての人に影響が出ています【図2】。支援の必要な子どもたちに対して必要な支援へつなげていくことが必要です。

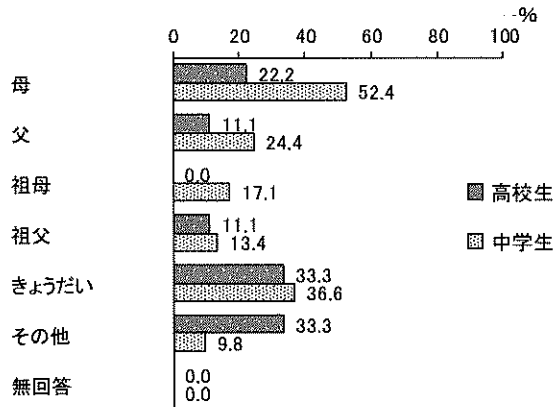
<自宅でお世話（ケア）をする人の有無【図1】>



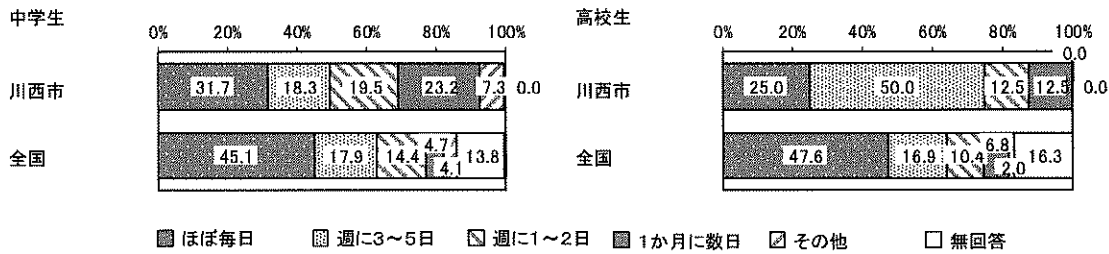
<お世話（ケア）による自分への影響（複数回答）【図2】>



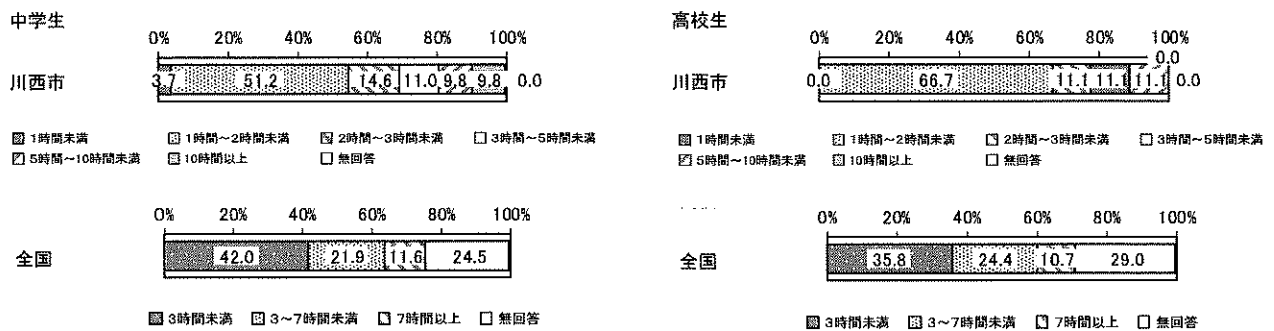
<自宅でお世話（ケア）をする人は誰か（複数回答）【図3】>



<お世話（ケア）の頻度【図4】>



<お世話（ケア）にかける時間【図5】>



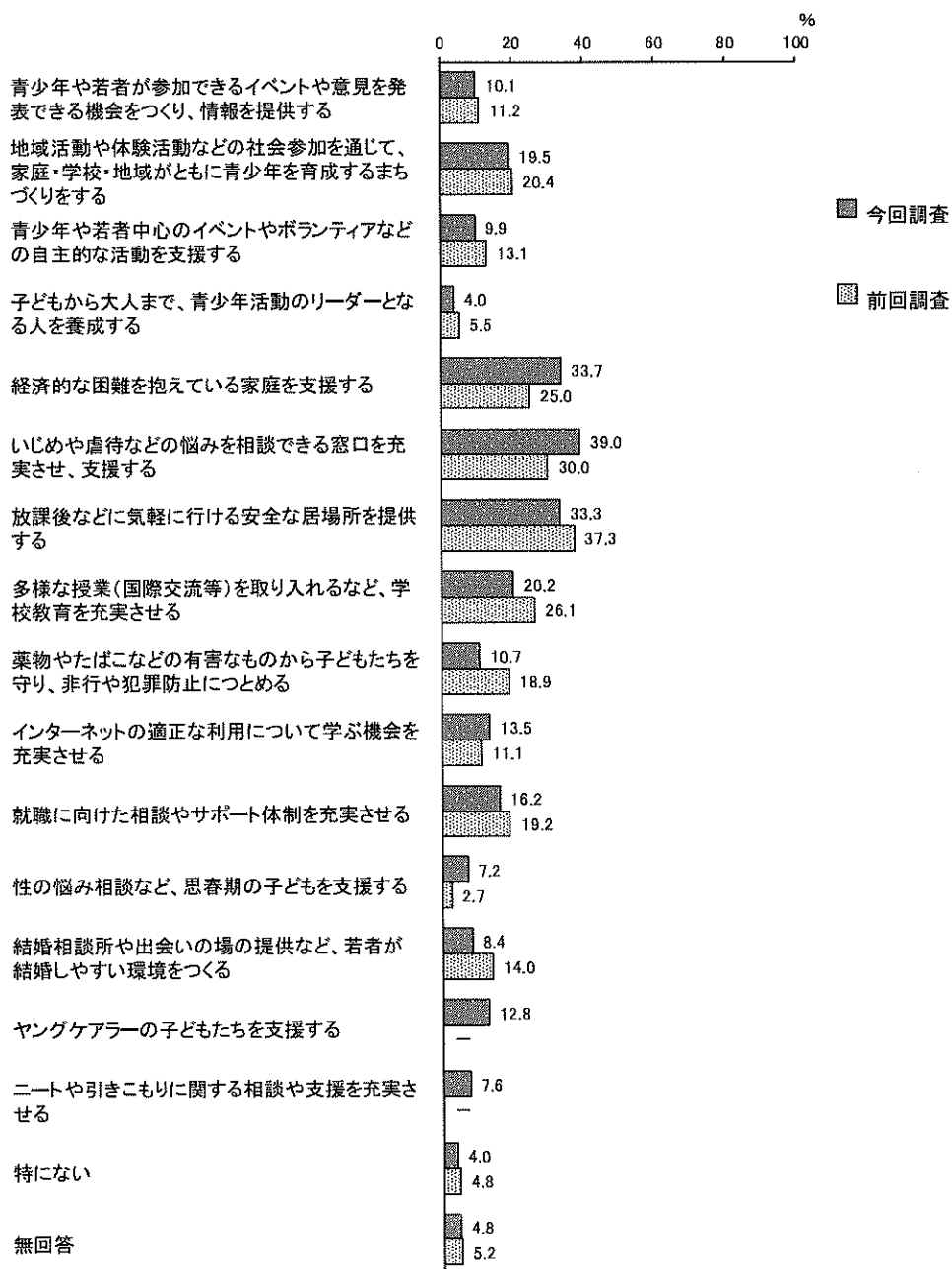
出典：令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和3年3月）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(10) 子ども・若者が行政に求めるもの

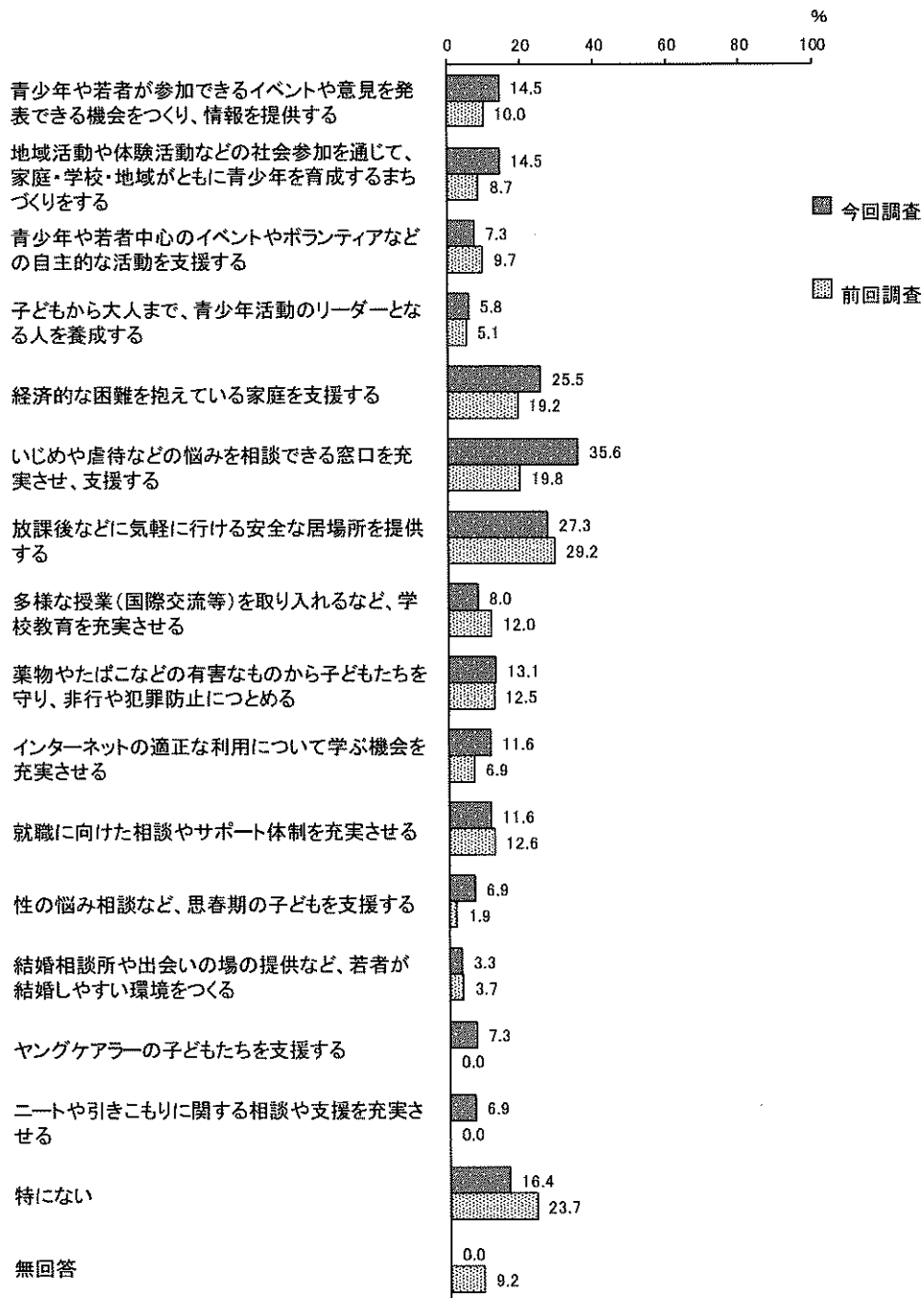
令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によれば、「あなたは、川西市が取り組む青少年や若者の政策・支援にどんなことを望みますか」という問いに対し、一般・高校生・中学生のいずれも「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」という回答が最も多く、次に一般では「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」、高校生と中学生では「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が多い回答となっています。一般と高校生では前回調査と比べて、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」と「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が高くなっています。

<川西市が取り組む青少年や若者の政策・支援にどのようなことを望むか（複数回答）>

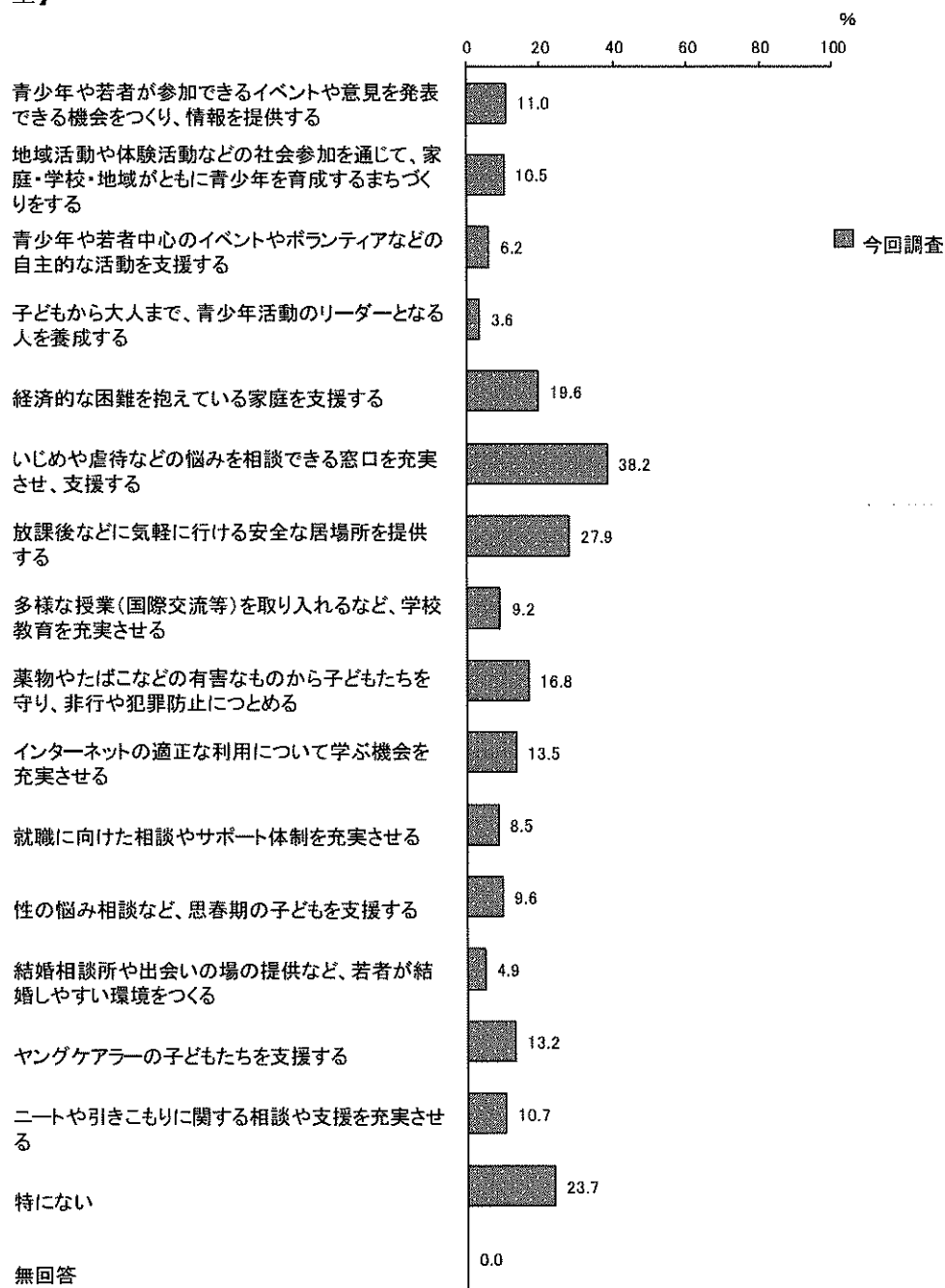
【一般】



【高校生】



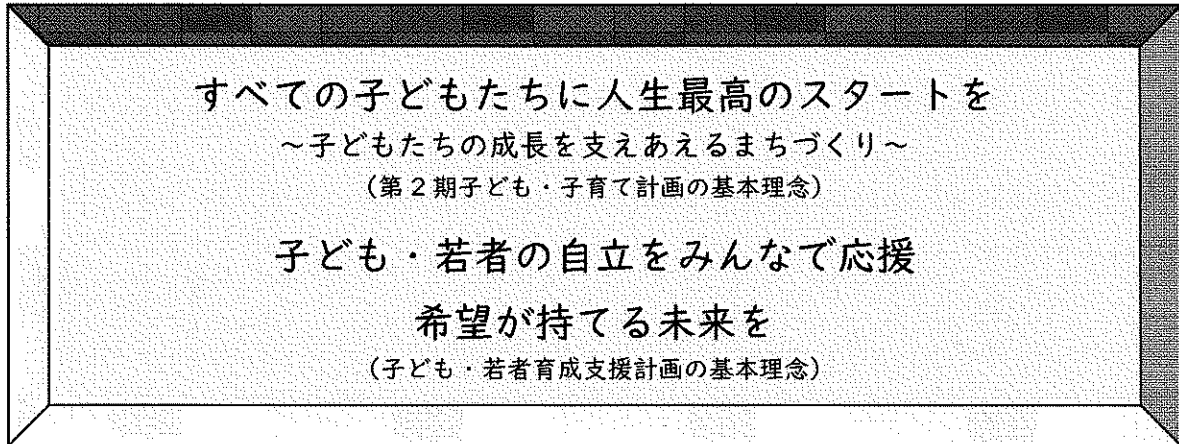
【中学生】



第3章 計画の考え方

1 基本理念

「子ども・子育て計画」と「子ども・若者育成支援計画」との一体化を行うにあたり、両計画の基本理念を共に掲げ、もって本計画の基本理念としています。



(基本理念の考え方)

一人ひとりの子どもを真ん中において、家庭や地域、行政や関係団体等が相互に協力しながら、すべての子どもたちが、一人ひとりの個性や特性に応じて、「人生最高のスタート」を切ることができる社会の実現をめざすとともに、それぞれのライフステージに応じて、成長や自己実現ができるよう、施策を推進していきます。

また、青年期以降も、それぞれの夢や希望が叶うよう、若者が自己の能力を発揮することにより自立し、活躍できる「希望が持てる未来」の実現に向け、環境整備などの取り組みを進めていきます。

この基本理念の実現をめざし、子ども・若者に関する現状・課題を整理し、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、関係者が主体的に連携・協力し、支援の輪を広げることで、妊娠期から就学前、就学後、若者まで切れ目のない支援体制を構築し、川西市の子ども・若者施策のより一層の充実を図っていきます。

2 基本目標

1. 親と子のいのちと健康を守る

妊娠・出産・子育てを安心してできるよう、適切な医療が提供できる出産環境を確保し、子どもと保護者の心身の健康を第一に考え、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための切れ目のない支援体制の充実をめざします。

2. 子どもに応じた教育保育を提供する

子どもたちの健やかな成長のため、すべての子どもたちに対して、一人ひとりに応じた教育保育を提供できるよう、私立就学前教育保育施設と連携して、教育保育を行います。引き続き待機児童0（国基準）を継続するとともに、国基準外の待機児童*への対応を進めるほか、教育保育施設等の適正な施設配置へ向け、施策を推進します。

各施設においては、教職員が能力の向上を図り、相互理解を深めることにより、それぞれの施設における教育保育を充実させるだけでなく、小学校生活への円滑な接続をめざし連携を強化します。

また、多様化するニーズに応じた保育サービスや相談・交流事業等を実施し、それらのサービスを円滑に利用できるよう、それぞれの窓口や各種媒体を通じて適切な情報提供を行います。

さらに、就学後においても、子どもたちが放課後等を安全で安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」の取り組みを推進します。

※国基準外の待機児童…保育施設（保育所・認定こども園等）に入所申請をしており、入所条件を満たしているにもかかわらず入所ができない状態にある児童のことを待機児童といいますが、以下の4項目に当てはまる場合は国基準の待機児童には該当しません。

【国の基準から除外される4項目】

①特定の保育施設のみ希望している者、②求職活動を休止している者、③育児休業中の者、④地方単独保育施策を利用している者

※本市の国基準外の待機児童は約60人存在（令和4年4月）

3. 子どもたちを社会全体で健やかに育む

地域において、子どもたちの体験の場を充実させ、保護者の交流の機会を創出するほか、子どもたちが安全で安心に過ごせる場の確保に努めます。また、家庭における子育てと仕事の両立をめざし、ワーク・ライフ・バランスに向けた施策を推進します。

4. 子どもの権利と安全を守る

子どもの人権を尊重する社会づくりを進めるため、子どもの人権についての啓発や相談、支援体制を充実させます。

また、事件・事故、自然災害、児童虐待等によって子どもたちが身体やいのちの危険にさらされないよう、関係機関が連携を図りながら、安全を守る取り組みを進めます。

5. すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する

子ども・若者が自らの道を歩む力が身に付くよう、教育環境を充実させるほか、体験学習や他者との交流の場を設けます。また、社会において、自らの能力を発揮できるよう、就業への支援を行うほか、情報教育や生活安全活動を行うことにより、安全で安心な生活環境の維持に努めます。

さらに、子ども・若者が健全に育つ環境を整備し、子ども・若者の成長を支える担い手を養成することに加え、文化・スポーツを通じた交流や新たな発想への支援を行います。

6. 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する

ひきこもりや若者無業者、不登校など、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対し、相談体制や支援ネットワークに関する情報発信を行うほか、こども食堂をはじめとする居場所を整備することにより、社会参加へ向けた支援を行うことに加え、経済的な貧困という課題を抱える子ども・若者に対する支援を進めます。

さらに、ヤングケアラーの潜在化防止や負担軽減を図るよう、介護・医療・障がい・教育分野の関係機関が連携し、啓発や相談体制の構築を行います。

<基本理念>

すべての子どもたちに人生最高のスタートを

～子どもたちの成長を支えあえるまちづくり～

子ども・若者の自立をみんなで応援 希望が持てる未来を

第4章 子ども・子育て施策の展開

基本目標1 親と子のいのちと健康を守る

基本目標2 子どもに応じた教育保育を提供する

基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む

基本目標4 子どもの権利と安全を守る

第5章 若者育成支援施策の展開

基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する

基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する

第6章 事業計画

量の見込みと提供体制の確保

(教育保育、地域子ども・子育て支援事業)

第7章 市立就学前教育保育施設のあり方

第4章

子ども・子育て施策の展開

子ども・子育て施策の重点施策

本計画においては、第2章の子ども・子育てを取り巻く現状を踏まえ、次のとおり重点施策を展開します。重点施策にかかる具体的な取り組みやその内容については、40ページ以降に基本目標ごとに記載しています。

(1) みんなで子育てを応援し、寄り添うことができる環境づくり

情報提供や相談体制の充実を図るとともに、産前ケア事業に取り組むことで、産前期から妊娠期、子育て期における育児の不安・負担を解消し、安心して出産・子育てができる環境を整えます。

子育て世帯が社会から孤立しないよう、多世代が交流できる居場所づくりなどを通して、地域で子育てを支援し、寄り添うことができる環境を整えます。

また、令和5年7月より、新たに高校生の年齢まで入院費用を無償にするとともに、乳幼児等医療費及び子ども医療費助成の対象世帯を含め所得制限を行わない制度とします。

- ① 子育て支援アプリ「かわにし子育て Navi」の充実
- ② 地域子育て支援拠点の増設
- ③ 妊娠・出産・子育て期の一貫した支援の充実
- ④ 地域で子育てを支援する体制の拡充と周知
- ⑤ 多世代交流拠点として公共施設を利活用
- ⑥ 子どもたちがのびのび遊べる環境づくり
- ⑦ 産前から出産までサポートする「産前ケア事業」の実施【新規】
- ⑧ 「(仮称) 子育て家庭センター」の設置に向けた検討【新規】
- ⑨ 乳幼児等及び子ども医療費助成の拡充

(2) 子育て世帯が仕事と家庭生活を両立できる環境の整備

保育所等の待機児童0の継続と国基準外の待機児童の減少に向けて取り組みます。併せて、留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消を図り、仕事と家庭生活を両立できる環境を整えます。

また、教育保育に関わる職員の確保及び資質の向上を図り、質の高い就学前教育保育を実施します。

- ① 保育所等の待機児童0の継続及び国基準外の待機児童の減少
 - ▶私立幼稚園の幼保連携型認定子ども園への移行支援等の実施【新規】
 - ▶市立認定子ども園の定員変更(1号・2号認定)【新規】
 - ▶市立認定子ども園・保育所における定員内受け入れの推進(2号・3号認定)【新規】
- ② 留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消
 - ▶新規開設【新規】
 - ▶夏期休業期間のみの受け入れ
- ③ 留守家庭児童育成クラブの保育の質の向上
 - ▶クラブ運営マネージャーの配置
 - ▶夏期休業期間の昼食配食サービスの実施【新規】
- ④ 教育保育に関わる職員の確保及び資質の向上に向けた研修の充実や学校教育との連携強化

(3) 子ども・子育て家庭に寄り添った多面的な支援

医療的ケアや支援を必要とする子どもたちが適切な保育やサポートを受けることができるよう支援体制を充実するとともに、家族や保護者への支援に取り組みます。また、児童虐待等の発生予防や早期発見、適切な対応に向け、関係機関における緊密な連携に努めます。

- ① 医療的ケア児に対する支援体制の充実
- ② 民間保育施設における支援の必要な子どもたちの受け入れに向けた体制の充実
- ③ 児童虐待等の発生防止や早期発見、早期対応に向けた連携強化
- ④ 支援が必要な子どもの保護者へのペアレント・トレーニング受講機会の提供【新規】

(4) 子どもの個性や生きる力を伸ばす教育

一人ひとりが個性を伸ばし、豊かな人間性や社会性などの生きる力を育み、子どもたちの可能性を伸ばすことができる教育を地域とともに取り組みます。

また、子どもが意見表明できる機会を保障するため、「(仮称)こども参加条例」の制定に向けた取組を進めます。

- ① 学校運営協議会の設置
- ② 川西市の自然や歴史、文化などを活用した体験学習の充実と防災教育の実施
- ③ 子どもたちの将来の自立を支える学習・生活支援の充実
- ④ 「(仮称)こども参加条例」の制定に向けた取組【新規】

(5) いじめや不登校などの相談体制の充実

子どもや保護者の悩みに寄り添い、ひとりで悩むことがないよう相談や支援を行います。

また、不登校児童など子どもの居場所として、市内のすべての小学校及び中学校に「校内フリースクール」を開設します。

- ① スクールソーシャルワーカーの配置
- ② 学びのスペースセオリアへの相談員の増員と学校との連携強化
- ③ 気軽に相談できる環境の充実
- ④ 子どもの多様な学び場づくりの推進
- ⑤ 総合的な不登校対策の検討【新規】
- ⑥ 市内すべての小学校及び中学校に「校内フリースクール」を開設【新規】

(6) 登下校時などにおける子どもの見守りの強化

登下校中をはじめ、地域での子どもの安全を確保します。

- ① ICTを活用した子どもの見守り体制の充実
- ② 通学路の道路改良などを計画的に実施

基本目標 1 親と子のいのちと健康を守る

「川西市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（平成 30 年度）」によると、子どもの病気や発育・発達について不安を抱える保護者が多い傾向にあります。

そのため、適切な医療の提供や各種制度の通知、医療体制に関する情報提供に加え、妊娠期から出産・子育て期にわたりサポートが必要なケースなどにおいては、保健センターやこども若者相談センターと一体的に関係機関との連携を図りつつ、切れ目のない支援を行う必要があります。

(1) 親と子のいのちと健康を守る

① 母子保健サービスの提供

妊娠・出産期から就学に至るまで、乳幼児の健康診査事業や教室・訪問等を通して母子とその家族を支援するとともに、適切な保健・医療サービスが提供できるよう、その環境整備に努めます。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・子育て期にわたって安心して過ごせるように、保健師等が妊婦と面談を行い、母子健康手帳を交付し、各種制度や子育て関連情報を説明する。	妊娠期 出産	保健センター・ 予防歯科センター
2	治療費・検査費の助成事業（不育症・不妊治療ペア検査）	不育症の治療費及び検査費、夫婦で受けた一般不妊治療のために必要な検査費の一部を助成する。	妊娠期	保健センター・ 予防歯科センター
3	妊婦健康診査費の助成	妊婦健康診査費用にかかる一部を助成する。	妊娠期 出産	保健センター・ 予防歯科センター
4	妊婦歯科健診	妊娠期間中に1回、市内歯科医師会会員診療所で無料の歯科健診を実施する。	妊娠期	保健センター・ 予防歯科センター
5	妊婦への面接指導	妊娠届出や妊婦健康診査費助成申請時等に相談、保健指導を行う。また、支援を要する妊婦や家庭を早期に把握し、必要時には関係所管と連携し、妊娠期からの支援を行う。	妊娠期 出産	保健センター・ 予防歯科センター
6	各種教室（妊娠中・離乳食や幼児食・歯科や育児）	妊娠中の母親学級や両親学級、プレパパ&ママの離乳食教室、子育て中のもぐもぐ離乳食教室や歯科の教室など、妊娠期から子育て期間に渡るさまざまな教室を開催する。	妊娠期 乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター
7	助産施設入所委託	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院し助産を受けることができない場合、助産施設に入所し、出産できるよう支援する。	妊娠期 出産	こども若者 相談センター
8	訪問事業（妊婦・新生児・産婦・乳幼児・健診未受診）	希望する方や必要な方へ家庭訪問を行い、健康や子育てなどの相談・助言を行う。また、乳幼児健康診査が未受診の場合に訪問し、状況把握に努める。	妊娠期 乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター
9	かかりつけ医等の普及と定着	市広報誌の活用をはじめ、かかりつけ医等の医療マップの作成、インターネットによる情報発信等、さまざまなPR媒体による広報活動に努める。	妊娠期 出産 乳幼児期	保健・医療政策課
10	産科医療の環境整備	妊産婦が安心して安全なお産ができるよう、適切な医療の提供を行う。	妊娠期 出産	保健・医療政策課

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
11	子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の推進	妊娠期から子育て期にわたるまで関係所管と連携し、こども若者相談センターと保健センターで一体的に切れ目なく支援を行う。	妊娠期 出産 乳幼児期	こども若者 相談センター 保健センター・ 予防歯科センター
12	阪神北広域こども急病センター	夜間・休日での子どもの初期救急対応として、阪神北広域こども急病センターでの診療や電話による小児救急医療相談の周知を図る。	乳幼児期 学童期 思春期 (15歳以下で 中学生まで)	保健・医療政策課
13	乳幼児健康診査 (4か月、10か月、 1歳6か月、3歳)	乳幼児の健康の維持増進のため、疾病または異常の早期発見に努め、相談や助言を行う。	乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター
14	未熟児養育医療制度	未熟児養育医療制度に基づき、医療費等を給付する。	乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター
15	幼児精神精密健康診査	乳幼児健康診査等で精神発達面において、専門的な助言が必要な場合に相談を行う。	乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター
16	就学までの継続支援	3歳児健康診査の終了後においても、5歳児発達相談事業等で、関係機関と連携しながら、相談を実施する。	乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター
17	乳幼児歯科健診・教室	乳幼児健康診査(1歳6か月、3歳児)のほか、離乳期から就学前まで、歯科健診や教室を実施する。年齢に応じて、歯科健診、歯みがき練習、個別指導等を行うことで、口腔の発達に合わせた切れ目ない支援を行い、健全な口腔育成のサポートをする。	乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター
18	定期予防接種の推進	定期予防接種実施医療機関の確保等の体制づくりとともに、市民への周知を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	保健センター・ 予防歯科センター
19	障がい児歯科診療	一般の歯科医院では治療が困難な方の歯科診療、定期歯科健診、指導を行う。	乳幼児期 学童期	保健センター・ 予防歯科センター
20	産後ケア事業	産後、家族・親族などから支援が得られず、産後の体調や育児について不安などがある母子に対し、助産師の訪問や協力医療機関などへの宿泊等を提供する。専門家からの相談やアドバイスを受けることにより、家族の養育能力の底上げを図る。	乳幼児期	こども若者 相談センター
21	【新規】 産前ケア事業	安心して出産を迎えることができるよう産前から出産までのサポートを実施する。	妊娠期 出産	こども若者 相談センター
22	【新規】 妊婦・子育て家庭への 伴走型支援と経済的 支援の一体的実施	妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、出産・育児等の見通しを寄り添って立てるための面談や継続的な情報発信等により必要な支援につなぐ伴走型支援の充実を図り、負担軽減のため妊娠時と出産時に経済的支援を一体として実施する。	妊娠期 出産 乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター

基本目標 2 子どもに応じた教育保育を提供する

就学前教育保育施設については、民間の認可保育所や認定こども園などの整備、各施設における定員を超えた児童の受け入れ等により、待機児童（国基準）0人の目標を達成（令和4年4月1日時点）するなど一定の成果がありました。認可保育施設の定員超過受入、年度途中の待機児童発生や希望園所に入園できていない家庭があるなどの課題があります。

留守家庭児童育成クラブについては、新規公設クラブの開所や民間事業者の参入促進、夏季休業期間中のみのクラブ開所などを行いましたが、依然として、待機児童の解消に至っていないため、解消に向けた取り組みを行う必要があります。

（1）就学前の教育保育環境の整備

① 就学前の教育保育施設の整備

女性の就業率の上昇に伴う教育保育ニーズの増加に対応するため、子どもたちの年齢や地域ニーズに対応した施設の整備・再編を進めます。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	保育所の整備	保護者の就労等により、保育を必要とする児童が入所する民間認可保育所の整備に対し補助を行う。	乳幼児期	こども政策課
2	認定こども園の整備	保護者の就労状況等にかかわらず、児童に教育保育を提供する認定こども園の普及を図るため、既存施設からの移行を中心として、必要な施設の整備に対し補助を行う。	乳幼児期	こども政策課
3	【新規】 私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行支援等の実施	私立幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行する際に、円滑な移行ができるよう支援を行う。	乳幼児期	こども政策課 入園所相談課
4	【新規】 市立認定こども園の定員変更（1号・2号認定）	1号認定の定員に満たない状況であること、2号認定が今後も増加していく見込みであることから、1号・2号の定員変更を行う。	乳幼児期	入園所相談課
5	【新規】 市立認定こども園・保育所における定員内受け入れの推進（2号・3号認定）	各施設にて弾力的な運用により定員を超えた受け入れを行っているため、保育ニーズの動向を考慮しつつ、定員内での受け入れに努める。	乳幼児期	入園所相談課

② 市立幼稚園・保育所の耐震・老朽化対策

改修等を通じて、耐震・老朽化対策を進めることにより、各施設の安全確保に努めるほか、教育保育環境の改善を図ります。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	教育保育施設の安全確保と設備の充実	施設の安全の確保及び保育の環境を改善するために、教育保育施設の改修や備品の充実に努める。	乳幼児期	教育総務課
2	市立幼稚園・保育所の再編	市立幼稚園の入園児童数の減少等の課題へ対応するため、各施設や地域の状況に応じた方策を実施する。	乳幼児期	こども政策課

③ 教育保育関係者の確保や研修、連携等の実施

子どもたちが、安全・安心のもとに教育保育を受けられるよう人材の確保に努めるほか、健やかに育ち学べるよう、各種研修や各施設・機関の連携を通じて教育保育関係者の質の向上を図ります。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	就学前児童の通園（所）施設と小学校の連携推進	小学校との交流活動や情報交流等の連携をより一層推進するとともに、各学校園所において「接続期カリキュラム」の策定を進め、育ちや学びの連続性・一貫性を確かなものとし、就学前児童の通園（所）施設から小学校への円滑な接続を図る。	乳幼児期 学童期	教育保育課
2	教育保育の質の向上に向けた研修等の充実	教育保育に必要な知識と技術を身につけるねらいや目的に応じて体系的な研修を実施し、教育保育の専門性を高める。さらに保育指導専門員による実地研修を継続して実施し、質の向上を図る。また、教育保育の質について定期的・継続的に検討を重ねるため職員及び教育保育施設の自己評価の取り組みを浸透させ、具体的に進める。	乳幼児期	教育保育課
3	職員研修	県教育委員会主催の研修との関連性に鑑みながら、必要性に応じた研修計画の改善を図り、実習回数も含め、研修内容の精査を行った上で実施する。	乳幼児期 学童期	教育保育課
4	保育士確保対策	安定した保育の提供のため、保育士の確保に努める。	乳幼児期	入園所相談課 教育保育職員課
5	保育士等宿舍借り上げ支援事業	保育施設等を運営する法人等による保育士又は保育教諭のための宿舍借り上げを支援することで、保育士等の確保及び定着、離職の防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備して、保育の提供体制の確保につなげる。	乳幼児期	入園所相談課

(2) さまざまな子育て支援施策の充実

① 多様な保育サービスの提供

ライフスタイルの多様化が進む中、各家庭のニーズにあった保育を提供できるよう、通常の保育だけでなく、保育所・認定こども園の延長保育や病児・病後児保育、一時保育等の充実を図ります。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	通常保育	保育を要する児童に対し、養護と教育を行う。	乳幼児期	入園所相談課
2	乳児保育	乳児保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
3	産休明け乳児保育	市立・民間保育所等において、生後6カ月から産休明け乳児保育（出生後57日から）を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
4	低年齢児保育	3歳未満児について、民間保育施設の整備等にあわせ受入枠の拡大を図る。	乳幼児期	入園所相談課
5	延長保育	午後7時もしくは午後8時までの延長保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
6	休日保育	日曜・祝日等においても保育を必要とする児童を対象に保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
7	障がい児保育	専門機関や入所選考会議等の所見を踏まえながら障がい児保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
8	病児・病後児保育	保護者が安心して働けるよう、病気(安定期・回復期)の児童(小学3年生まで)への保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに児童の健全な育成を図る。実施にあたっては、各施設が連携を図りつつ対応できるよう努める。	乳幼児期	入園所相談課
9	一時預かり(一般型)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間一時的に預かり、必要な保護を行う。	乳幼児期	こども若者相談センター 入園所相談課
10	一時預かり(幼稚園型)	幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を預かり、必要な保護を行う。	乳幼児期	入園所相談課
11	認可外保育所の支援	認可外保育所の運営の安定化と保育の質的確保を図るため、助成金を交付するとともに、認可保育所への移行を支援する。	乳幼児期	入園所相談課
12	子育て家庭 ショートステイ	児童を養育している家庭の保護者が、社会的な事由等により養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間、養育・保護する。	乳幼児期	こども若者 相談センター
13	ファミリー・サポート・ センターの運営	会員の拡大や相互援助活動の調整に努め、子育てに関する相談、会員に対する講習会、交流会の開催等を猪名川町と共同で実施する。また、地域で取り組む子育て事業との連携を図り、近隣市町との連絡調整に努める。	乳幼児期	こども政策課
14	民間保育施設の運営支援	民間保育施設の運営の安定化と、保育の質的確保を図るため、補助金による支援を充実させる。(保育施設での医療的ケア児受入や私立幼稚園への配慮が必要な児童の受入支援含む)	乳幼児期	入園所相談課

② 放課後児童対策の充実

共働き家庭等のいわゆる「小1の壁^{*}」・待機児童を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全で安心して過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の計画的な整備・運営を推進することを目的に、平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、以下の事項に取り組みます。

※小1の壁…共働き世帯等において、保育所等に比べ放課後児童育成健全事業の終了時間が早いことや保護者会・授業参観等のため、子どもの小学校入学を機に、仕事と育児の両立が困難になること

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	放課後子ども教室	地域の子どもの安全で安心な活動場所を確保するため、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用し、放課後子ども教室を運営する。運営にあたっては、各地区の放課後子ども教室に対して委託する。	学童期	生涯学習課
2	市立留守家庭児童育成 クラブ	小学校の余裕教室等を利用し、放課後や土曜日、長期休業中に家庭で保育を受けることのできない小学生児童に対して、家庭的な雰囲気の中で、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援する。図が示すこれらのクラブの役割を果たす観点から、育成支援内容をホームページや広報誌、入所説明会などで周知する。 また、特別な配慮を必要とする児童へは、関係機関が連携・協力し、情報提供を図ることで、支援を強化する。	学童期	入園所相談課

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
3	民間留守家庭児童育成クラブ	平成29年度から民間の留守家庭児童育成クラブが開設されており、今後も民間参入を促進するほか、安定的な運営を支援し、児童の健全育成を図る場を確保する。	学童期	入園所相談課
4	留守家庭児童育成クラブの開所時間	学校休業日の午前8時からの開所及び平日（学校休業日含む）の午後7時までの延長育成を実施する。	学童期	入園所相談課
5	留守家庭児童育成クラブ職員の確保・育成	職員の確保に努める一方で、人材派遣等の民間事業者を活用した確保方策を進める。支援員については、内部の支援員研修や兵庫県学童保育協議会が実施する研修講座へ派遣等を行うとともに、特別な配慮を必要とする児童への対応に関しては、必要に応じて加配支援員を配置し、専門的な研修への参加の促進等により支援員の資質向上を図る。また、支援員の新規採用時の研修や実務を通じ、クラブの役割理解向上を図るとともに、児童の発達や高学年児童への対応等について資質向上のための研修を行う。	学童期	入園所相談課 教育保育職員課
6	留守家庭児童育成クラブの環境整備	児童の健全育成において、適正な環境で留守家庭児童育成クラブを運営するため、必要に応じ施設の改修等を行い、運営や施設等の環境を整備する。	学童期	入園所相談課
7	留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の実施方策	留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の一体的・連携による実施をめざし、放課後子ども教室の運営方法および留守家庭児童育成クラブとの連携等を検討するための場を設ける。また、留守家庭児童育成クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引き渡し等について、双方が連携を図る。さらに、余裕教室の活用に関しては、留守家庭児童育成クラブ及び放課後子ども教室の設置にあたり、小学校と事前に十分な協議を行う。	学童期	生涯学習課 入園所相談課
8	クラブ運営マネージャーの配置	留守家庭児童育成クラブにおける保育の質の向上を図るため、クラブ運営マネージャーを配置し、各クラブの支援を実施する。	学童期	入園所相談課
9	留守家庭児童育成クラブの夏季休業期間のみの受け入れ	通年を基本としている留守家庭児童育成クラブの利用について、待機児童の多い校区を中心に、夏季休業中のみの育成クラブを開所し、児童の受け入れの実施を行う。	学童期	入園所相談課
10	【新規】留守家庭児童育成クラブの夏季休業期間における育成クラブの入所要件緩和による受け入れの検討	定員に空きがある留守家庭児童育成クラブ（上記No.9の育成クラブを含む）で夏季休業期間中における入所要件緩和による受け入れを、一部校区で試行実施し、令和6年度以降の本格実施に向けて検討を行う。	学童期	入園所相談課
11	【新規】留守家庭児童育成クラブ開所日の拡充	現在閉所としている年末年始（12月28日・1月4日）などの開所日を拡充し、保護者負担の軽減を図る。	学童期	入園所相談課
12	【新規】留守家庭児童育成クラブの新規開設	待機児童が生じる校区において、留守家庭児童育成クラブを開設し、待機児童の解消を図る。	学童期	入園所相談課
13	【新規】夏季休業期間中の留守家庭児童育成クラブへの昼食配食サービス	夏季休業期間中の留守家庭児童育成クラブの希望する児童に民間事業者の自主事業として昼食配食サービスを実施する。	学童期	入園所相談課

③ 子育てに関する相談・学習機会等の拡充

子育て世帯を対象に、適切な助言等を行うことができる相談体制を構築し、交流会や学習会等を実施することにより、情報交換や悩みの共有を行い、育児への不安の解消を図ります。また、子育て支援情報を効果的に届けるため、スマートフォンを活用するなど、適切な媒体を活用した情報発信を行います。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士の資格を持った職員が訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する。また、訪問の際に絵本を届け、絵本を通して親子の時間を共有してもらう。	乳幼児期	こども若者相談センター
2	親子の絆づくりプログラム “赤ちゃんがきた!”	生後2か月から5か月までの第一子を持つ母親が、プログラムに参加することで、子育てについて学びながら、育児の情報交換や悩みを共有することで、育児への不安の解消や母親同士の交流を図る。	乳幼児期	こども若者相談センター
3	育児支援家庭訪問	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者相談センター
4	産後ヘルパー派遣	出産後6か月以内で、体調不良等のため家事や育児を行うことが困難で、日中家族の支援を受けることが困難な場合、家事や育児の支援を行う。	乳幼児期	こども若者相談センター
5	家庭児童相談室の運営	18歳未満の子どもを養育している家庭の相談に応じる。また、研修会への参加等により、家庭児童相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努める。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者相談センター
6	利用者支援事業の実施	子ども及びその保護者等が教育保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所（地域子育て支援拠点等）で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し支援する。	乳幼児期	こども若者相談センター
7	地域子育て支援拠点の運営及び増設	親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。また、地域に出向いて地域支援活動もあわせて行う。 また、提供区域内の地域実情や利用ニーズなどを総合的に検討し、令和6年度に市内全域で2カ所の増設を実施する。	乳幼児期	こども若者相談センター 教育保育課
8	赤ちゃん交流会	地域子育て支援拠点において、0歳児親子の交流会を開き、手遊びや絵本の読み聞かせなどを行うほか、子育てについて話し合う機会を提供する。	乳幼児期	こども若者相談センター
9	多胎児交流会	多胎児のいる保護者同士の交流の場として、手遊びや絵本の読み聞かせ、先輩ママからのアドバイス等を行う。	乳幼児期	こども若者相談センター
10	幼児クラブ (未就学児対象)	久代児童センターにおいて、親子教室、プールでの水遊び（夏期）、季節ごとの行事、交通安全指導、赤ちゃん交流会、まちの子育てひろば（遊び場の開放・相談）等を実施する。	乳幼児期	こども政策課
11	かわにし子育てフェスティバル	子育てに関わる機関・団体が一堂に集まり、おもちゃづくりや人形劇、子育てサロン等を通じて、子育て情報の提供を行い、楽しい子育てを応援する。	乳幼児期 学童期	こども若者相談センター

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
12	子育て講座等の開催	親子で参加し楽しめる講座や、父親が参加しやすい講座、妊婦や0歳児とその保護者を対象にしたファミリーコンサート等を開催し、楽しい子育てを支援する。	乳幼児期	こども若者相談センター
13	すくすくガイドブックの発行	各種子育て支援事業の紹介、幼稚園や保育所、親子で出かけることができる場所等を掲載し、子育て中の人や転入者に配布する。	乳幼児期	こども若者相談センター
14	子育て情報提供の充実	保育所の子育て情報誌の発行や子育て情報紙などの各種媒体を活用した子育て支援に関する情報提供など従来の広報媒体での発信に加え、子育て支援アプリ「かわにし子育てNavi」の充実を図り、未就学児の保護者に対し子育て支援情報を発信する。	乳幼児期	こども若者相談センター
15	民生児童委員の活動	地域における子育て支援の充実を図るため、児童福祉に精通した民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、子育て相談や見守り等、子育て支援の円滑実施に資するための活動助成を実施する。	乳幼児期	地域福祉課
16	市立保育所等苦情解決制度	「川西市保育所等苦情解決制度」に基づき、市立保育所・認定こども園における保育の実施にかかる苦情、意見及び要望について適切な解決を図る。	乳幼児期	教育保育課
17	子育てコーディネーター	産前から産後、子育て期の一貫したサポート体制として、子育てコーディネーターが子育ての相談や情報提供、アドバイスを行う。	妊娠期 出産 乳幼児期 学童期	こども若者相談センター
18	【新規】 (仮称) こども家庭センターの設置に向けた検討	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「(仮称)こども家庭センター」の設置を検討する。	妊娠期 出産 乳幼児期 学童期 思春期	こども政策課 こども若者相談センター 保健センター・ 予防歯科センター

④ 経済的な負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、妊娠や出産、子どもの医療、教育保育等、子育てのそれぞれのシーンにおいて支援を行います。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	こども医療費助成制度	小学4年生から中学3年生の子どもの通院・入院医療費と高校3年生（高等学校などに通っていない方も対象）までの入院医療費の全部を助成する。（所得制限なし。）	学童期 思春期	医療助成・年金課
2	乳幼児等医療費助成制度	0歳児から小学3年生の乳幼児等の児童・幼児等に対する通院・入院医療費の全部を助成する。（所得制限なし。）	乳幼児期 学童期	医療助成・年金課
3	出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給する。	出産	国民健康保険課
4	利用者負担の適正な設定	教育保育認定を受けた子どもの施設型給付・地域型保育給付の対象となる幼稚園・保育所等の利用者負担について、多子世帯を軽減するとともに、負担能力に応じて適正に設定する。	乳幼児期	入園所相談課
5	留守家庭児童育成クラブ 育成料の減免	子どもが留守家庭児童育成クラブに入所している人を対象に、一定の基準に応じて、育成料の全部または一部を減免するとともに、多子世帯の育成料の軽減を行う。	学童期	入園所相談課

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
6	児童手当の支給	国制度に基づきながら、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を養育している人を対象に支給する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
7	要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	義務教育年齢の児童及び生徒がいる世帯で、経済的理由により就学に必要な費用の支払いが困難な保護者に対して、その費用の一部を援助する。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育総務課
8	幼児教育保育無償化	0～2歳児(住民税非課税世帯)の保育料を無償とし、3～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償とする。	乳幼児期	入園所相談課
9	多様な集団活動事業の利用支援事業	地域子ども・子育て支援事業として、就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。	乳幼児期	入園所相談課

⑤ 特に支援を必要とする家庭への支援

直接・間接的な援助を通じて、特別な支援が必要な子どもや家庭に対し、きめ細やかな支援を行い、地域において安心して生活できる環境づくりに努めます。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	母(父)子家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭の保護者と子ども児童及び両親のいない子ども児童に対し、通院・入院医療費の一部(ただし、高校生等の入院費については全部)を助成する。(所得制限あり。)	乳幼児期 学童期 思春期	医療助成・年金課
2	ひとり親家庭相談	母子家庭、父子家庭の子どもを養育していくうえでの悩みや就労についての支援を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
3	児童扶養手当の支給	父または母と生計を共にできない児童を養育している母子及び父子家庭等を対象に支給する。(所得制限あり。)	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
4	母子父子寡婦福祉資金貸付	県事業で、母子家庭、父子家庭の自立と生活の安定を図るために、貸し付けを行う。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期 (20歳まで)	こども支援課
5	母子父子自立支援プログラム策定	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラムを策定する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
6	母子生活支援施設入所委託	母子生活支援施設に委託し、離別し18歳未満の子どもを育てている母親や、特別な事情で緊急保護を要する母子を入所させる。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者相談センター
7	母子父子福祉応急資金貸付	母子家庭、父子家庭が一時的に生活困窮に陥った際に、貸し付けを行う。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期 (20歳まで)	こども支援課
8	自立支援教育訓練給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、就職やキャリアアップのために雇用保険制度教育訓練給付金の対象となる講座を受講した場合、受講に要した費用の60%を支給する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期 (20歳まで)	こども支援課

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
9	高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、看護師や介護福祉士等の資格取得のために半年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期 (20歳まで)	こども支援課
10	母子加算の実施	生活保護におけるひとり親世帯の自立を支援するため、母子加算を実施する。	乳幼児期 学童期 思春期	生活支援課
11	市営住宅の維持管理	年間空き家募集戸数のうち、母子家庭等の優先枠を確保する。	乳幼児期 学童期 思春期	住宅政策課
12	障がい児への医療扶助	重度障がい児と中度障がい児に対し、通院・入院医療費の一部（ただし、高校生等の入院費については全部）を助成する。（所得制限あり。）	乳幼児期 学童期 思春期	医療助成・年金課
13	自立支援医療（育成医療）	18歳未満の障がい児、または治療を行わない場合将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、その身体障がいを除去、軽減、または防止するための医療について、医療費の一部を給付する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
14	障がいのある子どもへの支援	認定こども園、保育所、幼稚園、小中学校、留守家庭児童育成クラブ等において、障がいのある幼児・児童生徒一人ひとりの状況に応じて保育士・教諭等の加配（介助員）を配置し、ニーズに対応した支援を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	教育保育課 教育保育職員課 入園所相談課
15		市立学校を訪問し、特別な支援が必要な児童の観察や、特別支援加配、生活指導相談員、管理職との面談を実施し、指導助言を行う。	学童期 思春期	教育保育課
16	特別支援教育児童生徒就学奨励費の支給	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助する。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育総務課
17	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の身体または精神に障がいがある児童を養育している保護者を対象に支給する。（所得制限あり。）	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
18	介護給付費の支給	保護者負担を軽減するため、居宅介護及び短期入所にかかる給付費を支給し、児童が安心して生活できるよう支援する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
19	障害児福祉手当	重度の障がいがあるために常時介護を必要とする20歳未満の人に支給する。（所得制限あり。）	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
20	移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な障がい児等について、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際にガイドヘルパーを派遣する。	学童期 思春期	こども支援課
21	日中一時支援事業の実施	障がい児の家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中、障がい児に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行う。	学童期 思春期	こども支援課
22	障害児相談支援	在宅の障がい児の地域生活を支援するため、障がい児の心身の状況や環境、障がい児及びその保護者の意向を聴取し、障害児支援利用計画を作成するとともに、福祉サービス等の利用に関する援助・調整や相談を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
23	放課後等デイサービス	療育の必要な20歳未満の就学児童を対象として、学校と連携・協働し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。	学童期 思春期	こども支援課

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
24	児童発達支援センター	川西さくら園において、施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童及びその家族を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、機能回復訓練、生活適応訓練等の療育及び療育方法の指導を実施する。	乳幼児期	こども支援課
25	児童発達支援	施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	乳幼児期	こども支援課
26	保育所等訪問支援	保育所や学校等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を実施する。	乳幼児期 学童期	こども支援課
27	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
28	重度心身障害者（児） 介護手当	常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児（者）を介護している人を対象に支給する。所得等の制限あり。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
29	補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にしたり、障がい児が将来社会人として自立するための素地を育成するために必要な車いす、補聴器等の補装具の購入、修理、貸与に係る費用を支給する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
30	日常生活用具の給付	障がい児が自立した日常生活を営むための便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具の給付を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
31	軽・中度難聴児補聴器 購入費等の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児について、補聴器購入費の一部を助成する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
32	医療的ケア児に対する 支援体制の充実	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 教育保育課
33	【新規】 ペアレント・トレーニング 受講機会の提供	発達が気になる子どもを持つ保護者や、子どもとの関わり方に悩む保護者を対象に子育てのコツを学ぶ講習会を実施する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課 こども若者 相談センター

基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む

子育て世代のライフスタイルの変化や少子高齢化等により、地域における子どもたちの生活環境は変化し続けています。

「川西市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（平成30年度）」によると、家事・育児のサポートができる知人や友人がいない保護者の割合が高いという結果や、子どもたちだけで安心して遊べる場所づくりを求める意見が見られます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもや保護者間での交流などを図る市事業が中止・縮小となるなど、交流やつながりの希薄化が懸念されます。

今後、行政・地域・関係団体などが互いに連携しつつ、ウィズコロナに対応した取り組みを進めるなど、人がつながり、地域全体で子どもの健全な成長を支える地域づくりを進めていく必要があります。

(1) 子どもがのびのびと活動できる環境・機会の充実

① 安心して過ごせる場の確保

公共施設における事業実施や施設の開放、交流の場を用意することなどを通じて、子どもたちが安全で安心して過ごせる場の確保に努めます。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	久代児童センターの運営	幼児を対象にしたリズム遊びや制作遊び、季節の行事等を実施する。児童を対象にした工作教室や季節の行事等を実施する。また、児童に対して自由来館形式による居場所づくりを行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども政策課
2	遊び場の開放	幼児とその保護者を対象に遊戯室・体育室を、小学生を対象に体育室を開放し、幼児・児童の仲間づくりの場を提供する。	乳幼児期 学童期	総合センター
3	知明湖キャンプ場管理の運営	知明湖キャンプ場を管理・運営する。	全年齢	文化・観光・スポーツ課
4	公民館の運営	市内の公民館において、子ども・親子・世代間交流、伝統文化等の講座を開催する。	乳幼児期 学童期 思春期	公民館
5	図書館の運営	司書の選定した絵本や児童図書、子育てに関する図書を収集、整理、保存し、貸し出しを行うとともに、閲覧の場を提供する。電子図書館に児童向けコンテンツや育児関連コンテンツを拡充し、来館不要の読書環境を提供する。	乳幼児期 学童期 思春期	中央図書館
6	地域の声を生かした公園のリノベーション	公園の理想的な使い方を、地域の方がワークショップを活用して市民ニーズや意見を収集し、まとめ、それらを反映した公園のルール作りを進めていく。	乳幼児期 学童期 思春期	公園緑地課

② 遊びや学びの機会の充実

地域団体やボランティア等の協力を得ながら、子どもたちに学習や体験の場を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育む機会を創出します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	青少年団体活動補助金	川西市子ども会連絡協議会や川西リーダー隊、ボーイスカウトおよびガールスカウトなどの青少年健全育成団体の活動支援を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	生涯学習課
2	世代間交流	久代児童センターにおいて、季節ごとの事業に併設している老人福祉センターの利用者に参加してもらい世代間交流を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	こども政策課
3	幼児教室の開催	0歳とその保護者を対象に「わらべ歌、産後ダンス」、1歳とその保護者を対象に「1歳のひろばONE だーらんど」、2歳児とその保護者を対象に「たんぼくらぶ」、3歳児とその保護者を対象に「ばんだくらぶ」、1歳から3歳の幼児とその保護者を対象に「親子で遊ぼう DAY」、外部講師による読み聞かせ「おはなしらんど」を実施する。	乳幼児期	総合センター
4	児童教室の開催	小学生を対象に、将棋、ダンス、ショートテニス、七夕飾り作り、クリスマスリース作り等の教室を実施する。	学童期	総合センター
5	文化・スポーツ振興財団への支援	青少年を対象とするさまざまな事業を通して、青少年に音楽や伝統文化等に触れる機会を提供し、その育成を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	文化・観光・スポーツ課
6	学校・地域の連携推進	地域住民が学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を支援するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの生きる力を育成する。	乳幼児期 学童期 思春期	教育保育課
7	文化財関連講座	文化財に関する教室や普遊び等の体験講座を実施する。広報誌等を通じて一般公募した参加者とともに、史跡巡りハイキングやスタンプラリーを実施する。	全年齢	生涯学習課
8	おはなし会の実施	主に乳幼児から小学生を対象に、絵本の読み聞かせ等を行うおはなし会を実施する。	乳幼児期 学童期	中央図書館
9	読書週間	子ども読書週間(4/23~5/12)と読書週間(10/27~11/9)に、子どもを対象にした行事を開催する。	乳幼児期 学童期 思春期	中央図書館
10	スポーツ少年団の支援	スポーツや交流事業等による青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援する。	学童期 思春期	文化・観光・スポーツ課
11	地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21)の支援	子どもたちがスポーツを通して地域の人々との交流や人間的成長、体力の向上を図るため、全小学校区に設立している地域スポーツクラブの運営を支援する。	学童期 思春期	文化・観光・スポーツ課
12	きんたくん学びの道場	学習習慣の定着の手立ての1つとして放課後学習事業「きんたくん学びの道場」を実施する。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課
13	市内中学校における部活動の地域移行	中学校部活動においては、生徒のスポーツに親しむ機会の確保や持続可能な部活動運営が困難な状況になりつつある。まず、実施している運動部活動において地域移行すべく教職員や児童生徒、保護者の実態調査を行い、関係部署やスポーツ団体と連携し、地域移行を推進していく。	思春期	教育保育課
14	子ども食堂をはじめとする子どもの居場所に関する啓発や支援	子ども食堂をはじめとする子どもの居場所に関する情報の発信や、支援活動における補助を実施する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども政策課

③ さまざまな体験活動の提供

豊かな自然環境を通じた体験や食育、職業体験等を通じて、子どもたちが多彩な経験をできる場を提供します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	親子料理教室	地域活動団体と協力して、3～5歳児親子を対象に「共食」などをテーマとした子どもの調理実習等、効果的な食育実践啓発を行う。	乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター
2	食育の推進	食育は間口が広く、「健康」だけでなく、「産業振興」「地産地消」「消費生活」「美化環境」「学校園所の保育・教育」などさまざまな分野にまたがる。川西市健康まちづくり計画（川西市食育推進計画）に示す目的のもと、地域での多様な食育や栄養、食生活に関する情報を発信や、「食」を通じた交流や地域振興を図る。	全年齢	保健センター・ 予防歯科センター
3		保育所・認定こども園で、給食その他保育活動を通して食育を推進する。	乳幼児期	給食課
4		さまざまな体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる子どもの育成に努める。あわせて、食育が知育・徳育・体育の基礎として定着できる取り組みを進める。	乳幼児期 学童期 思春期	給食課
5	完全米飯給食の実施	学校給食において、和食を中心に手づくりこだわった完全米飯給食を実施し、子どもたちの健やかな成長や生きる力の醸成につなげる。	学童期 思春期	給食課
6	小学校体験活動	小学3年生が地域の自然の中で、地域の人々の協力を得ながら、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ活動を推進する。また、小学校5年生が自然の中で、4泊5日の宿泊体験を通じて、豊かな感性や社会性を育む活動を推進する。	学童期	教育保育課
7	里山体験学習事業	小学校4年生を対象に日本一の里山である黒川地区を舞台とした自然観察や地域住民とのふれあいを通じて、自然に対する畏敬の念や生命のつながり、環境保全の大切さなどを実感する機会を設け、児童の心の豊かさを育む。	学童期	教育保育課
8	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」事業	市内中学2年生全員が5日間学校を離れて地域の事業所やさまざまな活動場所、体験的学習を行う。「心の教育」を中心とした全県的な取り組みで、地域と学校・生徒・保護者が協力体制を深めていく。	思春期	教育保育課
9	読書支援	マルチメディアデイズ図書提供や、学校園所等を対象とした団体貸出の拡充等により、誰もが読書に親しむ機会を提供する。	乳幼児期 学童期 思春期	中央図書館
10	夏休み特別事業	夏休みに子どもを対象とした図書館員体験等の行事を開催する。	学童期 思春期	中央図書館
11	消費者啓発	夏休みくらしの親子講座（金銭感覚や食生活、環境に配慮した消費行動等、生活全般にわたる基本的な知識を、親子で楽しみながら学習）を実施する。また、5歳児・小学生には買い物を通じた金銭教育、中学生には契約、携帯やインターネットのトラブルについて等、各ライフステージに応じた消費者教育に取り組む。	乳幼児期 学童期 思春期	生活安全課

(2) 家庭・地域で子どもたちを育てるための体制づくり

① 子育てを支援するネットワーク

子育て家庭同士がつながりを持てる環境整備や子育ての主体それぞれが相互に協力できる体制づくりに努めるとともに、子育て支援団体や機関が連携して子どもたちを支援できるネットワークづくりを推進します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	一時保育の推進	子育て中でもさまざまな活動に参加できるように、講演会等の開催時に保育ボランティアの協力を得て、一時保育を行う。	乳幼児期 学童期	こども若者 相談センター
2	子育て支援活動のネットワークづくり	地域の子育て活動を支援するために、子育てグループ交流会を実施するほか、さまざまな機関・団体と連携し、コーディネートするとともにこれらのネットワーク化を図る。	乳幼児期 学童期	こども若者 相談センター
3	子育て支援相談	地域で活動する子育て支援者からのさまざまな相談を受ける体制を整備し、地域でのネットワークづくりを支援する。	乳幼児期 学童期	こども若者 相談センター
4	地域の子育て支援者の育成・活動支援	地域の子育て支援者に向けた講座を開催し、支援者の育成や支援活動の活性化を図る。	乳幼児期 学童期	こども若者 相談センター
5	子ども・若者支援地域協議会の運営	困難を抱える子ども・若者やその家族に対して、子ども・若者支援地域協議会を構成する福祉や保健、教育、雇用等の機関が、それぞれの専門性を活かして連携し、一人ひとりに対応した支援を行う。	中学校卒業以上 40歳未満	こども若者 相談センター
6	地域子育て支援事業	地域子育て支援担当保育士を配置し、プレイルームの開設や子育て講座・講演会等を実施する。また、園庭開放や子育て相談、親子での保育所体験会等を実施し、在宅で子育てをしている家庭を支援する。	乳幼児期 学童期	教育保育課
7	子どもの読書活動推進協議会	「ブックスタート」をはじめとする子どもの読書活動の推進を図るため、関連機関との連絡調整に努める。	乳幼児期 学童期 思春期	中央図書館
8	ボランティア活動支援	社会福祉協議会のボランティア活動センターに、ボランティア活動支援助成を実施し、子育て支援にかかるボランティアの育成や、一時保育ボランティアの派遣等、子育てにかかるボランティア事業の充実を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	地域福祉課
9	空き家活用支援	若年等・子育て世帯が、自己の居住用に市内の空き家を取得して改修するとき、その改修工事費用の一部を助成する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	住宅政策課
10	学校運営協議会の設置	学校や地域住民などが力をあわせて学校の運営に携わることを目的に、導入校に学校運営協議会を設置する。	学童期 思春期	教育保育課
11	地域学校協働本部の設置	幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、学校と地域とのコーディネート機能を強化するため、学校支援地域本部を改め、地域学校協働本部を中学校区に設置する。	学童期 思春期	教育保育課

② 地域の子育て環境づくり

子育て中の家庭が安心して外出できるよう、子育てバリアフリー等を推進します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	すくすくベビールームの設置	授乳やオムツ替え等のスペースを設置する施設を登録し、ステッカー等を掲示することで、子育て中の家族が出かけやすい環境づくりを進める。	乳幼児期	こども若者相談センター

(3) 次世代を育むための体制づくり

① 子どもの子育てへの関心・理解の向上

乳幼児とのふれあいや保護者からの育児体験談を聞くことなどを通じて、いのちの大切さや子どもを生き育てることについての理解を深める。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」	中学生については「トライやる・ウィーク」で保育所等において受け入れを行い、中学生と乳幼児とが直接ふれあう機会を提供する。	思春期	教育保育課

(4) 子育てと仕事の両立の推進

① それぞれが責任を果たす男女共同参画社会づくり

「男女共同参画プラン」の着実な推進を図りつつ、誰もが参画できる社会をめざした取り組みを行います。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	ジェンダー問題相談	男女共同参画センター事業として、「女性のための相談」を実施中で、週3日は専門相談員による面接・電話相談を、週2日はカウンセリンググループによる電話相談を行い、ジェンダーの視点からの子育てと仕事の両立推進をサポートする。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	人権推進 多文化共生課
2	男女共同参画センター学習啓発	男女共同参画社会を実現するためのワーク・ライフ・バランスに関する講座等を開催するとともに、絵本等の図書を収集し、貸し出しや読み聞かせの時間を持つほか、館内展示にも工夫を凝らす等、子育て支援事業を実施する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	人権推進 多文化共生課

② 子育てと両立しやすい就労環境への啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てと仕事が両立できる環境づくりに努めるほか、能力向上に向けた取り組みや情報提供等、就職支援を行います。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	女性のための再就職支援講座	再就職・再就労・起業を希望する女性を支援する講座や、それらに対応したパソコン講座等を開催する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	人権推進 多文化共生課

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
2	特定事業主行動計画の 実行	職場全体で次世代育成を支援し、ワーク・ライフ・バランスを推進していく環境づくりと、職員一人ひとりが従来の働き方を見直し、男女の別なく仕事と子育てを含む家庭・地域生活との両立を図っていくことをめざす。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	職員課
3	多様な働き方推進事業	子育て中の母親を含む一般就労に課題がある人の、個別の生活状況やスキルの内容・レベルに沿った多様な働き方を啓発し、自分にできることや新たな働き方の発見につなげる。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	産業振興課
4	労働者支援セミナー	男女共同参画センターと共催で、再就職をめざす女性を含めた求職者を対象に、女性等のためのチャレンジを支援する連続セミナーを開催する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期	産業振興課

(5) 子どもが意見表明できる機会づくり

① 子どもが意見表明できる機会の保障

子どもが意見を表明できる機会を保障するため、「(仮称) こども参加条例」の制定に向けた取組を進めます。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	【新規】 (仮称) こども参加条例 の制定	子どもが意見を表明できる機会を保障するため、「(仮称) こども参加条例」の制定に向けた取組を進める。	学童期 思春期 青年期	こども政策課

基本目標4 子どもの権利と安全を守る

家庭のあり方や地域環境が変化を続ける中、子どもを巻き込んだ事件や事故、児童虐待等が大きな社会問題となっています。

こども・若者ステーション内に設置した「こども若者相談センター」を中心として、家庭や地域、関係機関などが連携し、こうした課題の発生予防や早期発見・対応など、迅速かつ適切に対応する必要があります。

また、「川西市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（平成30年度）」によると、外出時に子どもが犯罪に巻き込まれることに対して不安を抱える保護者が多く、地域の安全確保に向けた取り組みを進める必要があります。

さらに、子どもたちの安全や安心を確保するため、人為的な危険だけでなく、自然災害等の危険から子どもたちの身を守り、行政や地域が連携しながら、災害に備え、防災に関する知識や意識の向上に努める必要があります。

(1) 子どもの人権を尊重する社会づくり

① 子どもの人権学習機会の促進

子どもたちの人権課題についての学習機会を促進します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	人権学習	川西市人権行政推進プラン・川西市人権教育基本方針の具現に向け、学校園における人権文化の創造を図るため、学校園が実施する「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進する。	学童期 思春期	教育保育課

(2) 子どもたちの相談・支援体制の充実

① 相談体制の充実

各機関が連携を図りつつ、社会活動を円滑に営む上で課題を抱える子ども・若者を対象とした相談等の事業を行います。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	子ども・若者総合相談窓口	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者や、その保護者からの相談に対して、適切な助言や関係支援機関の紹介、情報提供を行うなど、自立に向けて相談者一人ひとりに対応した支援を行う。	中学校卒業以上 40歳未満	こども若者 相談センター
2	子どもの人権 オンブズパーソン事業	公的第三者機関であり、一定の独立性が担保された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」が、不登校、交友・家庭関係の悩み、体罰、虐待など子どもの人権問題に関し、相談及び関係者との調整活動を行うとともに、市民等からの申立て等による調査活動を実施するなどして、子どもの人権を擁護し救済を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	人権推進 多文化共生課

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
3	教育相談事業	発達や不登校等の悩みを抱える子どもと保護者を対象に、電話相談・来所相談を行うとともに、カウンセリング、言語訓練や助言といった教育相談を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者 相談センター
4	学びのスペース セオリアの支援充実	通室人数が増加傾向にある中、不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、不登校対策全体のあり方を見直す中で、充実を図る。	学童期 思春期	こども若者 相談センター
5	スクールソーシャル ワーカーの配置	問題行動・不登校等の未然防止、早期解決を図るために、スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、関係機関との連携をとりながら、生徒・児童が抱える諸問題の解決を図る。	学童期 思春期	こども若者 相談センター
6	【再掲・新規】 (仮称)こども家庭セン ターの設置に向けた検 討	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「(仮称)こども家庭センター」の設置を検討する。	妊娠期 出産 乳幼児期 学童期 思春期	こども政策課 こども若者 相談センター 保健センター・ 予防歯科センター
7	【新規】 総合的な不登校対策の 検討	不登校に関する総合的な支援対策を検討する。	学童期 思春期	こども若者 相談センター 教育保育課
8	【新規】 校内フリースクールの 開設	市内すべての小学校及び中学校に校内フリースクールを開設する。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課

② 児童虐待防止策の充実

児童虐待を防ぎ、子どもたちの安全を守るため、養育上の問題解消等を通じ、未然防止に努めるほか、関係機関のネットワークを活かした支援を充実させます。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	【再掲】 育児支援家庭訪問	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者 相談センター
2	児童虐待防止啓発	11月の児童虐待防止推進月間に、虐待防止に関するポスターやチラシ、啓発グッズの配布や講演会を開催し児童虐待防止を啓発する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者 相談センター
3	要保護児童対策協議会	要保護児童を早期に見出し、組織的かつ効果的な対応を図るため、実務者会議を年6回開催し、地域、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関によるネットワークを充実する。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者 相談センター
4	各種母子保健事業を活用 した支援の充実	乳幼児(4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児)健康診査事業、訪問指導(新生児・乳幼児等)事業等の各種母子保健事業の機会をとらえて、子育てへの不安を抱えている保護者や、ハイリスク児への相談等継続的な支援を行い、虐待の発生予防や早期発見に努める。	乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター

(3) 子どもの安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通事故を防止するため、交通安全施設の整備・維持管理を行うほか、子どもたちの安全を確保するため、交通安全教育を推進します。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	交通安全対策の推進	安全灯、転落防止柵、カーブミラー等の交通安全施設について、子どもが安全で安心して通うことができるよう、新設を含め維持管理を行う。また、信号機、横断歩道、交通標識等の交通規制にかかる整備の推進については、引き続き川西警察署を通じて県公安委員会に要望する。	乳幼児期 学童期 思春期	道路管理課
2	交通安全教室の実施	幼児から高校生にかけて、各年代に応じて必要となる交通安全に係る知識の習得、意識向上のため交通安全教室を実施する。	乳幼児期 学童期 思春期	交通政策課 教育保育課

② 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための活動の推進

行政・地域・関係団体が協力し、生活安全上の課題解決に尽力することに加え、子どもたちを災害から守り非常の事態に対応できるよう、情報提供に努めるほか、訓練等を実施します。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	乳幼児向け救急救命法講習会の開催	乳幼児向けの救急救命法と心肺蘇生法の実技講習会を開催し、AEDなどを活用しつつ、子どもが事故に遭った場合や、けがをした場合の対処法を学ぶ機会を提供する。	乳幼児期	こども若者相談センター
2	防災訓練の実施防犯システムの活用	市立教育保育施設で、子どもが身を守る大切さや安全な避難の仕方を学ぶとともに、職員が連携して避難誘導できるよう、防災マニュアルに基づき各避難訓練を実施する。また、保護者に向けて的確に情報を提供できるよう、緊急メールを発信するほか、災害等緊急引き渡しカードを活用する。 また、施設においては、防犯カメラや人的な緊急出動要請を含む機械警備システム等で、関係機関と連携しながら、園児のより安全な園所生活の推進を図る。	乳幼児期 学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課 教育総務課
3	かわにし安心ネット	「かわにし安心ネット」を利用し、災害情報や防犯に関する緊急情報を配信する。	乳幼児期 学童期 思春期	危機管理課 生活安全課
4	生活安全事業	「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、生活安全推進連絡協議会にて情報交換を行う等、警察をはじめ、市民や関連団体と連携し、地域の安全確保に向けた取り組みを継続する。また、「子どもの安全確保及び犯罪の未然防止」を目的として、各小学校通学路等に10台ずつ設置した防犯カメラについて、適切に管理運用を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	生活安全課
5	こどもをまもる110番のくるま	迷惑行為、痴漢等の犯罪行為等の危険から子どもたちを守るため、市公用車や郵便局の車両等にゴムマグネットまたはステッカーを貼り走行する。	乳幼児期 学童期 思春期	生活安全課

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
6	(仮称) こどもをまもる 110番スペース	児童・生徒の登下校時等における安全確保のため、PTA・コミュニティ・諸団体の協力を得ながら「(仮称) こどもをまもる110番スペース」の拡充・整備を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	教育保育課
7	学校安全協力員	校内及び通学路での子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民の協力を得て、校門での声かけや通学路での見守り、付き添いを実施する。	学童期 思春期	教育保育課
8	青少年の育成	青少年非行の防止と児童生徒の安全確保を図るため、警察・学校・市民が連携協力し、学校外における安全確保に関する活動を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	教育保育課
9	青色回転灯パトロール	警察の許可を得て、青色回転灯を装備した公用車で小学校の通学時間帯を中心に市内を巡回し、児童生徒の見守りを行い、その安全確保を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	教育保育課
10	学校の防犯システムの活用	防犯カメラや人的な緊急出動要請を含む機械警備システム等で、関係機関と連携しながら、児童生徒のより安全な学校生活の推進を図る。	学童期 思春期	教育総務課
11	登下校時などにおける 子どもの見守り	保護者が子どもの位置情報を知ることができるような、ICTを活用した新しい見守り体制を、保護者や地域住民と協力して進める。	学童期 思春期	教育政策課

第5章 若者育成支援施策の展開

若者育成支援施策の重点施策

本計画においては、第2章の子ども・若者を取り巻く現状を踏まえ、次のとおり重点施策を展開します。重点施策にかかる具体的な取り組みやその内容については、63ページ以降に基本目標ごとに記載しています。

(1) 自分の生き方に充実感を持って歩む子ども・若者を増やす環境づくり

子ども・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自らの道を歩む力を身に付けて将来を切り拓き、充実した社会生活を営むことができる環境を整えます。

- ① 教育環境の充実や自然環境を活用した学習の実施
- ② 就業への支援の実施
- ③ 健やかな育成と自立への支援の実施
- ④ 文化・スポーツ分野等での挑戦を後押しする支援制度の創設【新規】
- ⑤ 中学生が少人数で授業を受けられる環境の充実【新規】

(2) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の社会参加に向けた支援

ひきこもりや不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者がさまざまな形で社会に参加することができるよう、支援体制を充実します。

また、ヤングケアラーの潜在化を防ぎ、子どもの負担の軽減を図り、学校生活や友人関係、将来の進路などに影響が出ないように、学校や地域において早期に把握し、関係機関との連携により必要な支援へつなげていく取り組みを推進するため、啓発・研修の実施や支援体制の整備などを検討します。

- ① ひきこもり・不登校者への支援体制の充実
 - ▶ 総合的な不登校対策の検討【新規（再掲）】
 - ▶ 子ども・若者総合相談窓口の充実
 - ▶ 市内すべての小学校及び中学校に「校内フリースクール」を開設【新規（再掲）】
- ② ヤングケアラーの早期把握と支援体制の整備
 - ▶ 啓発・研修の実施【新規】
 - ▶ 調整会議の開催【新規】
 - ▶ 相談窓口の周知【新規】
- ③ 公民館等を活用した中学生への無料学習支援の実施【新規】

基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する

<課題>

学童期・思春期において「生きる力」を育むため、学校での学びなどに加え、異なる集団・異なる世代との交流や自然環境での体験活動など、多様なシーンで社会関係を構築できるよう支援を行う必要があります。

また、セクシュアルマイノリティや外国籍、障がいのある方などが排除されることなく、包摂され、必要に応じて、相談や支援を受けることができるような地域共生社会を形成する必要があります。

そして、若者自身が自己の職業適性や将来設計について考え、夢や希望をもって就業できるよう支援を行う必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども・若者を取り巻く環境が変化しており、家庭や地域、関係機関などが連携し、日常生活における健全な環境を守っていく必要があります。

本市では、行政主体ではなく「市民とともに」進めていく「市民主体のまちづくり」を重視しており、さらに子ども・若者が自由な発想力でまちの課題解決への提案や解決に取り組み、他者との協働や成功・失敗体験の中から、成長する機会を創出していく必要があります。

(1) 生きる力の育成と社会関係の構築

① 教育環境の充実

自ら主体的に学び、考えて判断する力や、自分の考えや思いを的確に表現する力などを育むとともに、「確かな学力」を身につけるため、特色のあるきめ細やかな指導を行います。

また、夢や希望をもって未来を切り拓く力を備え、社会で自己実現することをめざし、キャリア教育※を推進します。

※キャリア教育…社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力、態度を育み、キャリア発達を促す教育

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	基礎学力向上支援事業	文部科学省が毎年実施する全国学力・学習状況調査をもとに、基礎学力向上に関する教育の検証改善に取り組む。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課
2	外国語教育推進事業	市立小中学校を対象にALT(外国語指導助手)を配置することにより、外国語を通じて言語や文化について、体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、外国語の音声や表現に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力を養う。	学童期	教育保育課
3	【再掲】 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」事業	市内中学2年生全員が5日間学校を離れて地域の事業所やさまざまな活動場所で、体験的学習を行う。 「心の教育」を中心とした全県的な取り組みで、地域と学校・生徒・保護者が協力体制を深めていく。	思春期	教育保育課

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
4	きんたくん学びの道場	「放課後」という時間に「学校」という場で「友だち」との関わりの中において、家庭学習の習慣化および基礎基本の定着を図ること、また、子どもたちが自主的な学習に取り組む姿勢や態度、意欲を育む学習支援を行う。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課
5	キャリア教育の推進	子どもたち一人ひとりが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成する。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課
6	【新規】 中学校における少人数授業の推進	中学生が少人数で授業を受けられる環境を増やすとともに、基礎学力定着に向けた教員を市独自で配置する。	中学生	教育保育課 教育保育職員課

② 理念の共有

人権意識や消費者意識の向上のほか、男女平等や食育の推進などに関わる理念を共有することにより、多様な文化や価値観を認め、互いに尊重し合い、共に助け合う態度を育成します。また、専門家を招いた講演会や授業を通して、いのちの尊さについて考える機会を設けます。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	人権学習推進事業	川西市人権行政推進プラン・川西市人権教育基本方針の具現に向け、学校園における人権文化の創造を図るため、法の下での平等や個人の尊重、命の尊厳などへの理解を深める取り組みを行うとともに女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、高度情報化に伴う人権侵害、性的少数者等、あらゆる人権課題の解決に向け、学校園が実施する「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進する。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課
2	子どもの人権ネットワーク事業	「子どもの権利条約」を基底に据えながら、小学校4年生から中学生までを対象に、土曜日などの休みを利用した子どもたちの自主的諸活動を支援していく。	学童期 思春期 (中学生まで)	人権推進 多文化共生課
3	教育研究事業	現状における教育保育の課題の克服や今後の教育保育の充実を図るため、市教育委員会が指定する研究テーマに基づき、市教育委員会及び市教育委員会指定校園所が協働で研究を進める。事後討議等による異校種の教職員の相互理解を通して、子ども理解及び校園所内研修の充実及び校園所の連携に資する。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課
4	【再掲】 食育の推進	食育は間口が広く、市民の各ライフステージ別や「健康」だけでなく、「産業振興」「地産地消」「消費生活」「美化環境」「幼児・学校教育と給食」などさまざまな分野にまたがる。川西市健康まちづくり計画（川西市食育推進計画）に示す共通の目的のもと、さまざまな楽しみ方がある「食」を通じた交流や地域振興を図る。	全年齢	保健センター・ 予防歯科センター
5	いのちとこころのセミナー	若年層の自殺防止を目的とし、多くの人に、早い段階から継続的に自尊感情の醸成が必要であることを認識する機会を設けるための講演会を実施する。	全年齢	地域福祉課

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
6	いのちの授業	自殺の未然防止を目的とし、市内の中学生・高校生を対象に、グリーフケア*の専門家を招いて、自尊感情と相手を思いやる心の醸成のための授業を実施する。	思春期	地域福祉課
7	手話言語推進事業	市手話言語条例に則り、手話は言語であることをあらゆる世代に対し啓発し、子どもから学ぶ環境づくりを通じ、手話はもとより手話を母語とするろう者等への理解を深める。	全年齢	障害福祉課

*グリーフケア…親しい人との死別を経験した人に寄り添い支援すること

③ 自然環境を活用した体験学習

自然に恵まれた川西市の地理的条件を生かし、「日本一の里山」といわれる黒川での体験学習をはじめとしたさまざまな体験を通じて、自然への理解を深めながら豊かな人間性と主体性を育むことができるよう支援します。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	【再掲】 里山体験学習事業	小学校4年生を対象に日本一の里山である黒川地区を舞台とした自然観察や地域住民とのふれあいを通じて、自然に対する畏敬の念や生命のつながり、環境保全の大切さなどを実感する機会を設け、児童の心の豊かさを育む。	学童期	教育保育課
2	【再掲】 小学校体験活動事業	小学校3年生が地域の自然の中で、地域の人々の協力を得ながら、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ活動を推進する。また、小学校5年生が自然の中で、4泊5日の宿泊体験を通じて、豊かな感性や社会性を育む活動を推進する。	学童期	教育保育課
3	【再掲】 知明湖キャンプ場 管理運営事業	知明湖キャンプ場の管理・運営を行う。	全年齢	文化・観光・スポーツ課
4	青少年地域活動支援事業	青少年育成団体と子ども会活動への助成、青少年育成指導者の養成など、健全育成活動への支援を行う。	全年齢	生涯学習課

④ 異なる世代や集団との交流と社会生活への支援

公共施設における事業実施や施設の開放などを通して、普段の生活では関わることのない子ども・若者や異なる世代と交流する機会を設けることにより、他者と協働する能力やコミュニケーション能力などを育みます。

また、はたちのつどいを開催し、社会参加を促す機会を設けるなど、社会生活への支援を実施します。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	児童館事業	2・3歳児対象の親子幼児教室や親子のふれあい、保護者同士の交流の場の提供。小学生を対象とした将棋・ショートテニス・ダンス・ハンドベル等各種教室の実施。親子向けに遊戯室と体育室を、小学生向けに体育室を開放する。	全年齢	総合センター
2	放課後子ども教室	地域の子どもの安全・安心な活動場所を確保するため、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用し、放課後子ども教室を運営する。運営にあたっては、各地区の放課後子ども教室に対して委託する。	学童期	生涯学習課

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
3	世代間交流事業	久代児童センターにおいて、季節ごとの事業に併設している老人福祉センターの利用者に参加してもらい世代間交流を図る。また、就園前の子どもたちと近隣の幼稚園児と行事をとおして交流を図る。	学童期 思春期	こども政策課
4	公民館運営事業	市内の公民館において、子ども・親子・世代間交流、伝統文化などの講座を開催する。	全年齢	各公民館
5	「生きる力」を育む教育実践支援事業	「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」等の視点から、地域や関係諸団体との協働等による教育活動を実施し、子どもたちの「生きる力」を育む。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課
6	地域・学校連携推進事業	地域と学校の連携・協働を推進するために「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を整備し、地域と学校が一体となって子どもの成長を支えていく。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課
7	はたちのつどい実施事業	市全体ではちを祝う気運をつくる。また、オンライン配信などの利用により、多くの人が参加しやすい取り組みを進める。	19歳以上 20歳以下	生涯学習課

(2) 就業への支援

夢や希望をもって将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら前向きな将来を設計することができるよう、キャリアカウンセリング*や就労体験などを通じて、若者の職業選択の可能性を広げていきます。

また、働くことを通じて自己の能力や適性を発揮し、社会を支える人材へとされるよう支援します。

*キャリアカウンセリング…個人にとって望ましい職業選択やキャリア開発を支援するプロセスのこと

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	就労支援事業	ハローワーク伊丹と川西市が共同で川西しごとサポートセンターを設置し、求人検索や求人の情報提供・職業相談・職業紹介を行う。	15歳以上	産業振興課
2	若者キャリアサポート川西	概ね40歳までの若年者を対象に、就労へ向けて、応募書類の添削や面接対策など、キャリア形成を踏まえた支援を行う。また、社会保険労務士などの専門家を配置し、就労先の労働契約等についての相談を行う。	15歳以上 40歳未満	産業振興課
3	キャリアカウンセリング	望ましい職業選択やキャリア開発について、専門カウンセラーが面接指導や自己分析の支援を行う。	15歳以上	産業振興課
4	労働相談	社会保険労務士が、解雇・労働災害・雇用保険・職場いじめなどの相談を行う。	15歳以上	産業振興課
5	【新規】 多様な働き方推進事業	動画・セミナーで在宅ワークという働き方を周知することに加え、相談会でキャリアを棚卸しし、自分にできることや新たな働き方の発見につなげる。	15歳以上	産業振興課
6	若年者就労体験支援事業	市内在住の50歳未満の若年者及び就職氷河期世代を対象に、事業所での就労体験を通じて、就職につなげるプログラムを提供する。	15歳以上 50歳未満	産業振興課

(3) 健全育成環境の整備

① 情報教育の充実

授業の目的や内容に合わせて、デジタルコンテンツを取り入れるなど、ICT(情報通信技術)を活用した授業づくりに取り組みます。

子ども・若者が情報モラルやメディア・リテラシーを身につけ、情報を適切に取捨選択して活用できるように支援するなど、情報教育の充実を図ります。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	ICT活用推進事業	コンピュータやインターネットなどを活用した情報教育を充実させ、情報モラルを含めた児童・生徒の情報活用能力を育成する。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課

② 協働による生活安全活動

地域や行政、関係団体などが連携し、生活安全上の課題について協議・対策を行うほか、地域における情報収集などに努め、必要な情報を共有することに加え、パトロールや見守り、声かけなどの防犯活動を行います。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	【再掲】 生活安全事業	地域の代表者や生活安全関係機関、市で構成される生活安全推進連絡協議会において、生活安全活動に必要な協議、情報交換を行い、市民による自主的な生活安全活動を促進する。また、青色回転灯装備車両による自主的な防犯パトロールを希望する地域団体などに対し、その実施を委嘱する。	全年齢	生活安全課
2	消費者啓発事業	スマートフォンやインターネットのトラブル、契約などについて、学校や地域への出前講座などを通じて各ライフステージに応じた消費者教育を実施する。 また、成年年齢引き下げに伴う若者を狙った消費者トラブルの被害を防止するため、啓発を実施する。	全年齢	生活安全課
3	青少年愛護活動	青少年の非行防止と児童・生徒の安全確保を図るため、警察・学校・市民が連携協力し、安全確保に関する活動を行う。	学童期 思春期	教育保育課
4	青少年を取り巻く環境 実態調査	図書類・DVD・玩具類・スマートフォン取扱店などを訪問し、青少年を取り巻く社会環境の実態調査と有害環境浄化活動を行う。	学童期 思春期	教育保育課
5	【再掲】 (仮称) こどもをまもる 110番スペース(仮称)	児童・生徒の登下校時などにおける安全確保のため、PTA・コミュニティ・諸団体の協力を得ながら「(仮称) こどもをまもる110番スペース」の整備を図る。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課
6	【再掲】 青色回転灯パトロール	警察署の許可を得て公用車に青色回転灯を装備し、児童生徒の安全確保と広報啓発を目的に、定期巡回ならびに緊急時の特別巡回を行う。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課
7	【再掲】 学校安全協力員	校内及び通学路での子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民の協力を得て、校門での声かけや通学路での見守り、付き添いを実施する。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育保育課

(4) 健全な成長を支える担い手の養成

青少年育成団体や地域団体の運営や、指導者・ボランティアの育成活動に対して支援することに加え、参加促進や広報活動の一環となる交流イベントを実施することで、子どもや保護者が各団体の活動内容を知る機会を創出します。

各団体と地域との交流を図りつつ、子ども・若者の成長を支える担い手の養成へとつながる事業実施を検討します。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	青少年地域活動支援事業	青少年育成団体と子ども会活動への助成、青少年育成指導者の養成など、健全育成活動への支援を行う。	全年齢	生涯学習課
2	地域づくり一括交付金	概ね小学校区を単位とするコミュニティ組織に、毎年度一括交付金を交付。地域が主体となり、各地域の課題解決に向けた事業を行うため活用する。	全年齢	参画協働課
3	森林保全	森林ボランティア団体等の活動に対して補助金を交付し、事業を奨励する。	全年齢	産業振興課
4	防災リーダー養成講座受講等助成金	地域での防災の担い手を育成するため対象講座を受講し、防災士の資格を取得するとともに、地域の訓練等に参加した人に対して受講に係る費用の一部を助成する。	全年齢	危機管理課

(5) 文化・スポーツを通じた交流や新たな発想への支援

日本の伝統文化や川西市の歴史や芸術に触れる機会などを設けることに加え、子ども・若者がさまざまなスポーツに取り組むことができるよう、地域のスポーツ団体を支援します。また、起業に関する必要な知識の習得などに向けた支援を行います。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	文化財団事業	青少年を対象とするさまざまな事業を通して、青少年に音楽や伝統文化などに触れる機会を提供し、その育成を図る。	全年齢	文化・観光・スポーツ課
2	【再掲】 地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21)支援事業	子どもたちのスポーツを通しての地域の人々との交流や人間的成長、体力の向上を図るため、全小学校区に設立している地域スポーツクラブの運営を支援する。	全年齢	文化・観光・スポーツ課
3	【再掲】 スポーツ少年団支援事業	スポーツや交流事業などによる青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援する。	全年齢	文化・観光・スポーツ課
4	文化財保存啓発事業	広報誌などを通して一般公募した参加者とともに、古代体験学習や昔あそびを体験する。	全年齢	社会教育課
5	川西起業塾	市内在住または市内での起業に関心のある女性を対象として、ノウハウを持つ専門家を講師に、段階を踏んだセミナーを行うほか、創業者などとの交流イベントを開催する。	15歳以上	産業振興課
6	【新規】 文化・スポーツ分野等での挑戦支援制度	文化やスポーツ分野などで挑戦をする子ども・若者を支援する制度を創設する。	学童期以降	文化・観光・スポーツ課

基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する

子ども・若者とその家族を支援する

<課題>

こども・若者ステーションに設置した「こども若者相談センター」では、専任の臨床心理士を配置し、ニートやひきこもり、不登校などの状態にある本人やその家族に対して、支援を行っていますが、令和4年度「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、こども・若者ステーションを知っている人の割合は2割程度となっており、まだ相談窓口などの存在を知らずに悩んでいる子ども・若者、その家族も多いと予想され、今後いっそうの周知を図る必要があります。

また、高校中退者や若者無業者などに対しては、進学や就労に資する学力を身に付けることができるよう学習相談などの支援を行うことや、働くための第一歩を踏み出せるようを支援する必要があります。

保護者の経済的な困窮が、子どもの生活や健康、教育に影響を及ぼし、進学を諦めたり、職業の選択肢を狭めるようなことにならないよう、経済的困窮を抱える家庭への支援を行うことで、子ども・若者の将来がその生まれ育った環境によって左右されることを防ぎ、貧困が世代を超えて連鎖することを断ち切ります。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや社会的認知度が低く、子ども自身や周囲の大人が気付きにくいことから、表面化しにくい課題であるため、子どもの将来に影響が及ぶことがないように、ヤングケアラーの認知度を向上することで早期発見し、必要な支援へすみやかにつなげていく必要があります。

(1) ひきこもり・不登校者などへの支援

① 相談体制

こども・若者ステーション内に設置した「こども若者相談センター」にて、専任の臨床心理士を配置し、ひきこもりや不登校をはじめとしたさまざまな悩みや困難を抱える子ども・若者の相談を実施します。

また、こども若者相談センターにおける相談以外にも、多方面からのアプローチにより、ひきこもりや不登校のほか、いじめや児童虐待、日常生活のストレスや性の悩み、精神的な悩みを抱える人の相談を受け付けます。

不登校対策については、学びのスペース「セオリア」を含めた総合的な不登校対策を検討するなど、支援体制の充実を図ります。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	【再掲】 子ども・若者総合相談 窓口事業	臨床心理士などによる、ひきこもり、若年無業者、不登校者とその保護者への相談の充実を図り、若者の居場所や就労、福祉サービスへとつなぐ。	中学校卒業以上 40歳未満	こども若者 相談センター
2	【再掲】 子どもの人権 オンブズパーソン事業	公的第三者機関であり、一定の独立性が担保された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」が、不登校、交友・家庭関係の悩み、体罰、虐待など子どもの人権問題に関し、相談及び関係者との調整活動を行うとともに、市民等からの申立て等による調査活動を実施するなどして、子どもの人権を擁護し救済を図る。	乳幼児期 学童期 思春期	人権推進 多文化共生課

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
3	心の相談事業	日常生活のストレス、ひきこもりなどで、精神に障がいや恐れのある人およびその家族に対して、専門医と精神保健福祉士などが相談に応じる。	全年齢	障害福祉課
4	【再掲】 教育相談事業	発達や不登校等の悩みを抱える子どもと保護者を対象に、電話相談・来所相談を行うとともに、カウンセリング、言語訓練や助言といった教育相談を行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者 相談センター
4	学びのスペース「セオリア」運営事業	不登校や登校できない状況の小・中学生に学びのスペース「セオリア」の開室や保護者対象の「おしゃべり会」などを開催する。	学童期 思春期	こども若者 相談センター
5	【再掲】 スクールソーシャル ワーカーの配置	問題行動・不登校などの未然防止、早期解決を図るために、社会福祉士、精神保健福祉士などのスクールソーシャルワーカーを中学校区に配置し、関係機関と連携を取りながら、生徒・児童が抱える諸問題の解決を図る。	学童期 思春期	こども若者 相談センター
6	セクシュアルマイノリティ 相談・学習会	セクシュアルマイノリティ(LGBT)に関する理解を深めるため、自認する人や悩みを持つ人、理解しようとする人のための相談・学習会を開催する。	全年齢	総合センター
7	【再掲・新規】 総合的な不登校対策の 検討	不登校に関する総合的な支援対策を検討する。	学童期 思春期	こども若者 相談センター 教育保育課
8	【再掲・新規】 校内フリースクールの 開設	市内すべての小学校及び中学校に校内フリースクールを開設する。	学童期 思春期	教育保育課

② 支援ネットワーク

「川西市子ども・若者支援地域協議会」において、実務者会議や個別ケース検討会議を定期的あるいは必要時に開催します。また、ケースカンファレンスなどを実施することで、相談窓口を利用する困難を有する子ども・若者当事者に対し、適切な助言などを行えるよう、従来のネットワーク関係を充実させ、相談事業と支援ネットワークの間に緊密な関係を築きます。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	子ども・若者支援 地域協議会	教育、保健・福祉、人権、雇用、警察などの関係機関と連携を図りつつ、支援ネットワークを充実する。	中学校卒業以上 40歳未満	こども若者 相談センター

③ 居場所

こども・若者ステーション内に設置した「こども若者相談センター」を中心に関係機関と連携し、困難を抱える若者が気軽に参加でき、仲間づくりや自分自身を見直すきっかけとなることができるよう、当事者同士が参加するミーティングを実施するなど、安心・安全な居場所の充実を図ります。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	若者の居場所運営事業	困難を有する若者同士による小規模ミーティングを実施するとともに、レクリエーション大会やひきこもり等に関する勉強会などを開催していく。	中学校卒業以上 40歳未満	こども若者 相談センター

④ 雇用支援

離転職者・求職者の就労を支援するため、地域若者サポートステーション*と連携し、キャリアコンサルタントなどによる個別相談や支援計画の作成、個別・グループによる就労に向け踏み出すためのプログラム作成、就職した人への定着・ステップアップ相談を促進するとともに、労働に関する法令・制度の周知や、労働相談などを行い、雇用契約や就労環境など雇用者が直面する不安や問題の解消に取り組めます。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	【再掲】 若者キャリアサポート川西	概ね40歳までの若年者を対象に、就労へ向けて、応募書類の添削や面接対策など、キャリア形成を踏まえた支援を行う。また、社会保険労務士などの専門家を配置し、就労先の労働契約等についての相談を行う。	15歳以上 40歳未満	産業振興課

*地域若者サポートステーション…厚生労働省が委託する全国的な若者支援拠点。働くことに悩みを抱えている15～39歳までの若者を対象に就労支援を行っている

(2) 経済的な困窮への支援

子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、経済的に厳しい状況にあっても将来に希望が持てるよう生活基盤を支えるために、関係機関と相互に連携を深めながら、総合的かつ継続的な経済支援を推進します。

また、経済的困窮を抱える家庭に対して、就学に必要な費用の給付や貸付、学習支援、生活相談や就職活動支援などを行うほか、ひとり親家庭への支援なども実施することで、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子ども・若者が将来に夢や希望が持てるよう支援します。

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	生活保護制度にかかる 高等学校等就学費の支給	高等学校などに就学し、卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に支給する。	16歳以上	生活支援課
2	生活保護世帯の高校生等 アルバイト等の収入除外	生活保護受給中の高校生のアルバイトなどの収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない、又は随いきれない経費であって就学のために必要な最小限度の額を収入として認定しない。	16歳以上	生活支援課
3	生活保護世帯の子どもの学 習塾等費用の収入認定除外	生活保護受給中に受けた貸付金、恵与金などのうち社会通念上、必要と認められる子どもの学習にかかる最小限度の額を収入として認定しない。	16歳以上	生活支援課
4	生活困窮者住居確保給付金	離職・廃業後2年以内の世帯の生計主、または、やむを得ない事情により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある生計主が住居を失うか、失う恐れがある場合に、住居を整えた上で就職活動に専念することを目的に、一定期間家賃相当額を支給する。	18歳以上	地域福祉課
5	生活保護制度にかかる 被保護者就労支援事業	65歳未満で就労可能な生活保護受給者に対して、就労支援員とハローワークによる就労支援を行う。	16歳以上 65歳未満	生活支援課
6	【再掲】 高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、看護師や介護福祉士等の資格取得のために半年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期 (20歳まで)	こども支援課

No.	取り組み	実施内容	対象	担当所管
7	【再掲】 自立支援教育訓練給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、就職やキャリアアップのために雇用保険制度教育訓練給付金の対象となる講座を受講した場合、受講に要した費用の60%を支給する。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期 (20歳まで)	こども支援課
8	自立相談支援事業	相談者の生活の苦しみや悩みごと、不安の解消に向け、相談支援員が相談者とともに考え、個々の支援プランをつくり、自立に向けた支援を行う。	全年齢	地域福祉課
9	就労準備支援事業	川西市就労準備支援事業を活用し就労体験の機会を設け、就労に向けた能力の向上等を行い、一般就労に向けた準備を行う。	16歳以上	生活支援課
10	【再掲】 母子父子寡婦福祉資金貸付	県事業で、母子家庭、父子家庭の自立と生活の安定を図るために、貸し付けを行う。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期 (20歳まで)	こども支援課
11	【再掲】 母子父子福祉応急資金貸付	母子家庭、父子家庭が一時的に生活困窮に陥った際に、貸し付けを行う。	乳幼児期 学童期 思春期 青年期 (20歳まで)	こども支援課
12	【再掲】 児童扶養手当の支給	父または母と生計を共にできない児童を養育している母子及び父子家庭等を対象に支給する。(所得制限あり。)	乳幼児期 学童期 思春期	こども支援課
13	養育支援訪問事業	子育てを支援することが特に必要と認められる家庭を対象に、子育てに関する相談や支援などを行う。	乳幼児期 学童期 思春期	こども若者 相談センター
14	【再掲】 要保護・準要保護児童生徒 就学援助費の支給	義務教育年齢の児童及び生徒がいる世帯で、経済的理由により就学に要する費用の支払が困難な保護者に対して、就学援助の要件に該当した場合、その費用の一部を援助する。	学童期 思春期 (中学生まで)	教育総務課
15	【新規】 大学等への進学に対する 支援金の給付	経済的理由から、大学などへの進学を断念することのないよう、住民税非課税区分に準ずる世帯について、進学に対する支援金を給付する。	青年期以上	教育総務課
16	【新規】 中学生への無料学習支援の 実施	公民館等を活用し、中学生への無料学習支援を実施する。	思春期 (中学生のみ)	教育保育課
17	大学等への進学者に対する 進学準備給付金の給付	大学等への進学を支援することで生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、進学の際の新生活立ち上げの費用として進学準備給付金を支給する。	18歳	生活支援課

(3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの潜在化を防ぎ、あわせて子どもの負担の軽減を図り、学校生活や友人関係、将来の進路などに影響が出ないようにするために、学校や地域において早期に把握し、関係機関との連携により必要な支援へつなげていく取り組みを推進するため、啓発・研修の実施や支援体制の整備などを検討します。

No	取り組み	実施内容	対象	担当所管
1	【新規】 啓発・研修の実施	関係者向け研修会の実施や市民向けの啓発などを行い、ヤングケアラーについての理解を深める。	18歳未満	こども若者 相談センター
2	【新規】 調整会議の開催	川西市要保護児童対策協議会を活用した支援の枠組みなどを検討する。	18歳未満	こども若者 相談センター
3	【新規】 相談窓口の周知	ヤングケアラー当事者の子どもや周囲の大人などが、ひとりで悩まずに気軽に相談できるよう、こども若者相談センターが相談窓口であることを周知する。	18歳未満	こども若者 相談センター

第6章 事業計画

量の見込みと提供体制の確保

(教育保育、地域子ども・子育て支援事業)

1 教育保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域の設定にかかる考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を定めることとしています。

この提供区域ごとに「教育保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

(2) 本計画における提供区域

提供区域は市内全域を基本とし、「地域子育て支援拠点事業」については中学校区とします。

提供区域	区分
市内全域	①教育保育 ②地域子ども・子育て支援事業 利用者支援事業 時間外保育事業（延長保育） 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） 子育て短期支援事業（ショートステイ） 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 育児支援家庭訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 一時預かり事業（幼稚園型） 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等） 病児・病後児保育事業 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児） 妊婦に対する健康診査
中学校区	②地域子ども・子育て支援事業 地域子育て支援拠点事業

2 計画期間における人口推計

計画の策定にあたって、教育保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要とされる0歳から11歳について、計画期間である令和5年～令和6年の人口推計を行いました（各年4月1日）。0～2歳の推計人口は、年齢別にみると多寡はあるものの、小計ではほぼ横ばいとなっています。

中学校区ごとの人口を以下の方法（コーホート変化率法）で算出し、積み上げた数値を市全域の人口推計としています。

- ① 平成30年4月1日～令和4年4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から各年齢別に翌年の同集団（+1歳）の人口との増減率を求め、その平均値を算出
- ② 上記の増減率の平均値を、基準とする令和4年4月1日時点の年齢別人口に乘じ、令和5年～令和6年各年齢の推計者数を算出
- ③ 0歳児については、平成30年4月1日～令和4年4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から女性子ども比の平均値を算出し、各年に適用

各年4月1日時点（人）

年齢	実績				推計	
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	984	864	852	923	868	851
1歳	982	1,070	952	935	1,011	949
2歳	1,141	1,023	1,113	1,007	990	1,071
小計	3,107	2,957	2,917	2,865	2,869	2,871
3歳	1,184	1,165	1,069	1,157	1,050	1,034
4歳	1,227	1,202	1,182	1,102	1,184	1,076
5歳	1,285	1,244	1,207	1,200	1,119	1,201
小計	3,696	3,611	3,458	3,459	3,353	3,311
6歳	1,272	1,300	1,258	1,217	1,218	1,139
7歳	1,352	1,285	1,304	1,257	1,228	1,229
8歳	1,376	1,345	1,294	1,301	1,264	1,235
9歳	1,319	1,379	1,357	1,291	1,313	1,276
10歳	1,468	1,322	1,385	1,362	1,303	1,324
11歳	1,414	1,466	1,327	1,394	1,374	1,315
小計	8,201	8,097	7,925	7,822	7,700	7,518
合計	15,004	14,665	14,300	14,146	13,922	13,700

3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方

(1) 各年度における量の見込みの算定方法

第2期計画（中間見直し前）策定時、人口の推移や平成30年10月に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」の回答に加え、これまでの実績を基に、国の示す手順を基本として算出しました。本計画の策定においては、第2期計画策定の考え方を前提としつつ、人口実績や利用状況等をもとに時点修正による算出を行いました（詳細はそれぞれの項目に記載）。なお、毎年度量の見込みを時点修正するなど、今後の人口増減等の実態に、適切に対応します。

(2) 提供体制の確保方策の実施時期と内容

① 提供体制の確保方策の実施時期

教育保育の利用希望に対応する提供体制の確保については、「新子育て安心プラン」の対象期間最終年度である令和6年度末までに対応することをめざし記載しています。

また、地域子ども・子育て支援事業については、計画期間中の令和5年度～令和6年度に提供体制を確保できるよう、その内容及び実施時期を記載しています。

② 教育保育の提供体制の確保方策の内容

各年度の教育保育の量の見込みに対する提供体制として、以下の教育保育施設・事業などをもって確保方策の内容としています。

【幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業・地域保育園】

市内に立地する各幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、地域保育園の利用定員を基本とする数値を記載しています。このうえで量の見込みを充足する提供体制の確保を図るため、保育利用定員について、定員増を行う計画としています。

【企業主導型保育事業】

定員数のうち、事業実施者の従業員等が利用する「従業員枠」とは別に定員の50%以下で設定が可能な「地域枠」を提供体制として記載しています。

4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 教育保育施設の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

① 人口推計

コーホート変化率法により算出しています。(P.76 参照)

② 利用希望率

2号認定の利用希望率については、令和4年度時点で、第2期計画(中間見直し前)の令和6年度想定を上回っています。そのため、年々利用希望率が減少している1号認定に合わせて、2号認定の利用希望率は増加が続くものと想定しています。

3号認定の利用希望率については、特に0歳児において、令和2~3年度は新型コロナウイルス感染症の流行による利用控えの影響で、希望率の減少が見られます(令和元年度:17.4%、令和2年度:15.9%、令和3年度16.2%)が、同感染症拡大について比較的落ち着きが見られる令和4年度には増加に転じています。そのため、3号認定全体として、第2期計画(中間見直し前)の利用希望率(最大計画値)が、令和6年度に達成されるものと想定しています。

また、1号認定の利用希望率については、保育ニーズの増加に伴い、令和6年度まで割合の減少が続くものと想定しています。

③ 量の見込み

人口推計と利用希望率を掛け合わせ算出しています。

④ 確保方策

既存の施設定員数と増減を見込む施設の定員数の和のうち、量の見込みを受け入れるのに必要とされる数値を示しています。

⑤ 確保方策の考え方

保育所機能利用の児童について、中間見直し後の令和4年度実績(P.80)で2号認定児童は定員が不足していますが、各施設が弾力的な運用により定員を超えた受け入れを行っていることなどから、定員の不足は解消され、令和4年4月時点で待機児童数は0となっています。

しかしながら、子どもたちにとってより良い教育保育を提供するためには定員内での受け入れが望ましく、今後も就学前児童数の減少により利用希望者の大幅な増加が見込めないことや、市全体で1号認定定員に空きが生じている現状などを踏まえ、既存施設を有効活用することにより確保方策を定めます。

上記を踏まえ、保育所機能利用の2号認定定員確保については、次の2点に取り組みます。

(1) 市立認定こども園で空きが生じている1号認定定員を2号認定定員に切り替えることで、定員確保を図ります。(令和5年度)

(2) 私立幼保連携型認定こども園における1号認定定員の2号認定定員への切り替えや私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行等などにより、定員確保を図ります。(令和5・6年度)

①中間見直し前

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用					
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号		合計		
	年齢		3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳		小計	
(参考)令和4年度(2022年度)【見込】	人口推計(人)		3,394			3,394	942	2,089	3,031	6,425	
	利用希望率		47.1%	9.0%	56.1%	39.5%	20.9%	47.6%	39.3%	39.4%	
	量見込み(人)		1,599	305	1,904	1,340	196	994	1,190	2,530	
	確保方策(人)	幼稚園・保育所・認定こども園		915			1,280	188	812	1,000	2,280
		確認を受けない幼稚園		989			-	-	-	-	-
		地域型保育		-			0	8	100	108	108
		企業主導型		-			19	0	57	57	76
		地域保育園		-			41	0	25	25	66
		計		1,904			1,340	196	994	1,190	2,530
	量の見込みと確保方策の差(人)		0			0	0	0	0	0	

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用					
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号		合計		
	年齢		3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳		小計	
令和5年度(2023年度)【見込】	人口推計(人)		3,319			3,319	921	2,042	2,963	6,282	
	利用希望率		45.3%	9.6%	54.9%	41.5%	22.0%	49.5%	40.9%	41.2%	
	量見込み(人)		1,504	319	1,823	1,377	202	1,010	1,212	2,589	
	確保方策(人)	幼稚園・保育所・認定こども園		834			1,280	188	812	1,000	2,280
		確認を受けない幼稚園		989			-	-	-	-	-
		地域型保育		-			0	14	100	114	114
		企業主導型		-			56	0	73	73	129
		地域保育園		-			41	0	25	25	66
		計		1,823			1,377	202	1,010	1,212	2,589
	量の見込みと確保方策の差(人)		0			0	0	0	0	0	

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用					
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号		合計		
	年齢		3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳		小計	
令和6年度(2024年度)【見込】	人口推計(人)		3,350			3,350	901	1,992	2,893	6,243	
	利用希望率		45.3%	9.6%	54.9%	41.5%	22.0%	49.5%	40.9%	41.2%	
	量見込み(人)		1,518	322	1,840	1,390	198	986	1,184	2,574	
	確保方策(人)	幼稚園・保育所・認定こども園		851			1,280	188	812	1,000	2,280
		確認を受けない幼稚園		989			-	-	-	-	-
		地域型保育		-			0	10	100	110	110
		企業主導型		-			69	0	49	49	118
		地域保育園		-			41	0	25	25	66
		計		1,840			1,390	198	986	1,184	2,574
	量の見込みと確保方策の差(人)		0			0	0	0	0	0	

(表の解説)

※1 各認定区分において示す利用希望率を毎年度の利用希望者数の割合の目標値とします

※2 企業主導型保育施設の確保方策最大値(地域枠)は各施設の定員の2分の1としています

※3 実際の利用希望者数が量の見込みを上回り提供体制の確保方策が不足する場合には新たな施設整備等を検討するほか、実際の利用希望者数が量の見込みに満たない場合には適正な提供体制の確保方策を再検討します

※4 幼稚園機能を希望する2号認定とは、2号認定のうち、幼稚園の利用希望が強いと想定される人をさします

※5 「幼稚園」では、市立幼稚園の確保方策を「幼稚園機能利用」欄に計上しています

※6 「認定こども園」では、市立及び民間認定こども園の確保方策を、「幼稚園機能利用」「保育所機能利用」欄に計上しています

※7 「確認を受けない幼稚園」では、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の確保方策数を、「幼稚園機能利用」欄に計上しています

②中間見直し後

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用					
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号			合計		
	年齢	3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳	小計			
(参考)令和4年度(2022年度)【実績】	人口実績(人)		3,459			3,459	923	1,942	2,865	6,324	
	利用希望率		43.5%	10.2%	53.7%	42.7%	18.3%	45.6%	36.8%	40.1%	
	実績申込者(人)		1,507	352	1,859	1,477	169	887	1,056	2,533	
	確保方策(人)	幼稚園・保育所・認定こども園		875			1,182	169	780	949	2,131
		確認を受けない幼稚園		984			-	-	-	-	-
		地域型保育		-			0	0	50	50	50
		企業主導型		-			72	0	32	32	104
		地域保育園		-			41	0	25	25	66
		計		1,859			1,295	169	887	1,056	2,351
	実績と確保方策の差(人)		0			△182	0	0	0	△182	

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用					
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号			合計		
	年齢	3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳	小計			
令和5年度(2023年度)【見込】	人口推計(人)		3,353			3,353	868	2,001	2,869	6,222	
	利用希望率		41.8%	10.2%	52.0%	44.5%	20.2%	47.6%	39.3%	42.1%	
	量見込み(人)		1,401	343	1,744	1,492	175	952	1,127	2,619	
	確保方策(人)	幼稚園・保育所・認定こども園		760			1,202	175	780	955	2,157
		確認を受けない幼稚園		984			-	-	-	-	-
		地域型保育		-			0	0	100	100	100
		企業主導型		-			72	0	47	47	119
		地域保育園		-			41	0	25	25	66
		計		1,744			1,315	175	952	1,127	2,442
	量の見込みと確保方策の差(人)		0			△177	0	0	0	△177	

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用					
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号			合計		
	年齢	3~5歳	3~5歳		3~5歳	0歳	1・2歳	小計			
令和6年度(2024年度)【見込】	人口推計(人)		3,311			3,311	851	2,020	2,871	6,182	
	利用希望率		40.0%	10.2%	50.2%	46.3%	22.0%	49.5%	41.4%	43.9%	
	量見込み(人)		1,324	338	1,662	1,532	188	1,000	1,188	2,720	
	確保方策(人)	幼稚園・保育所・認定こども園		678			1,419	185	792	977	2,396
		確認を受けない幼稚園		984			-	-	-	-	-
		地域型保育		-			0	3	100	103	103
		企業主導型		-			72	0	83	83	155
		地域保育園		-			41	0	25	25	66
		計		1,662			1,532	188	1,000	1,188	2,720
	量の見込みと確保方策の差(人)		0			0	0	0	0	0	

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

① 利用者支援事業

【事業概要】

教育保育や子育て支援にかかる情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業で、以下の類型に分類されます。

特 定 型：待機児童0の継続等を図るため、教育保育施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行う

基 本 型：特定型に加えて、教育保育施設や地域の子育て支援事業等を提供する関係機関との連絡調整等を行う

母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目のない支援体制を構築する

【量の見込みの考え方】

教育保育施設や子育て支援事業へのニーズは増加し、地域型保育事業や企業主導型保育事業などの施設が開設されていることなどから、利用者の個別ニーズに沿った情報提供や相談を提供する必要性は今後も継続するものと想定します。

【確保方策の考え方】

入園所相談課やこども若者相談センター、保健センター等で、特定型、基本型、母子保健型の利用者支援事業を実施します。利用状況を踏まえ、令和6年度に2カ所の増設を実施します。

年度	見直し前		見直し後		【参考】
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
確保方策	4カ所	4カ所	4カ所	6カ所	4カ所

② 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもを対象に、認可保育所や認定こども園等で、保育時間を延長して保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは平成30年度～令和3年度の平均値とし、令和5年度以降は就学前人口の変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

時間外保育事業は、各施設に在籍する児童が利用する事業であり、各施設において実質的に定員の設定を行っておらず、申請に応じてすべての児童が利用します。

年度	見直し前		見直し後		【参考】
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み①	580人	576人	479人	476人	487人
確保方策②	580人	576人	479人	476人	487人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

③ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後や学校の休業期間等において、適切な遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

教育保育施設利用希望者（2号認定）の5歳児と新1年生申請者の割合及び2年生以上の継続率を基に、小学校区域ごとに量を見込み算出しています。

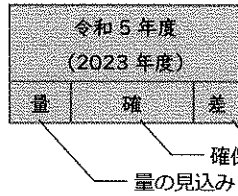
【確保方策の考え方】

- ・利用実績において登録児童の出席率は約8割であることから、利用登録の上限を定員の2割増としています。それに加えてクラブ室に余裕がある場合は、施設基準を満たす範囲で増員しています。
- ・利用登録定員を超える見込みがあった場合、低学年が優先的に利用できるよう配慮しています。
- ・既存の民間留守家庭児童育成クラブへの安定的な運営を支援し、児童の健全育成を図る場を確保します。また、学校の余裕教室・特別教室等既存施設の活用だけでなく、民間誘致等により待機児童の解消を図ります。

●表の考え方

留守家庭児童育成クラブは提供区域を市内全域としていますが、確保方策が小学校区ごととなり、区域を小学校として示しています。

表の見方は右記のとおりです。



※確保方策の左欄は各クラブ利用登録の上限定員

区域	学年	見直し前						見直し後						【参考】							
		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和4年度実績 (2022年度)							
		量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差					
市内全域	1	540	540	0	486	486	0	499	499	0	475	475	0	464	461	3					
	2	442	442	0	476	476	0	408	408	0	437	437	0	412	410	2					
	3	313	313	0	328	328	0	319	319	0	320	320	0	283	279	4					
	4	163	1,635	163	0	165	1,635	165	0	181	1,750	181	0	202	1,779	202	0	185	1,741	168	17
	5	39	39	0	40	40	0	58	56	2	55	55	0	59	58	1					
	6	7	7	0	7	7	0	21	21	0	23	23	0	24	23	1					
	計	1,504	1,504	0	1,502	1,502	0	1,486	1,484	2	1,512	1,512	0	1,427	1,399	28					
久代	1	35	35	0	32	32	0	36	36	0	42	42	0	43	43	0					
	2	32	32	0	31	31	0	38	38	0	32	32	0	19	19	0					
	3	19	19	0	25	25	0	14	14	0	29	29	0	27	27	0					
	4	12	101	12	0	10	101	10	0	14	105	14	0	7	115	7	0	5	96	5	0
	5	2	2	0	3	3	0	2	2	0	4	4	0	2	2	0					
	6	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0					
	計	101	101	0	101	101	0	105	105	0	115	115	0	96	96	0					
加茂	1	29	29	0	23	23	0	37	37	0	37	37	0	28	28	0					
	2	22	22	0	25	25	0	25	25	0	33	33	0	25	25	0					
	3	16	16	0	17	17	0	19	19	0	19	19	0	17	17	0					
	4	9	79	9	0	8	79	8	0	9	96	9	0	10	103	10	0	12	96	12	0
	5	3	3	0	2	2	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0					
	6	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0					
	計	79	79	0	76	76	0	94	94	0	103	103	0	82	82	0					

区域	学年	見直し前						見直し後						【参考】							
		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和4年度実績 (2022年度)							
		量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差					
川西	1	45		45	0	50		50	0	40		40	0	44		44	0	44	0		
	2	45		45	0	40		40	0	39		39	0	36		36	0	32	0		
	3	27		27	0	35		35	0	24		24	0	30		30	0	31	0		
	4	16	144	16	0	14	144	14	0	16	144	16	0	12	144	12	0	12	144	12	0
	5	4		4	0	4		4	0	4		4	0	5		5	0	7	0		
	6	1		1	0	1		1	0	3		3	0	1		1	0	1	0		
	計	138		138	0	144		144	0	126		126	0	128		128	0	127		127	0
桜が丘	1	36		36	0	30		30	0	31		31	0	27		27	0	26	0		
	2	24		24	0	32		32	0	23		23	0	28		28	0	23	0		
	3	24		24	0	18		18	0	17		17	0	17		17	0	21	0		
	4	10	96	10	0	12	96	12	0	11	96	11	0	9	96	9	0	15	96	15	0
	5	2		2	0	3		3	0	5		5	0	3		3	0	3	0		
	6	0		0	0	0		0	0	1		1	0	2		2	0	2	0		
	計	96		96	0	95		95	0	88		88	0	86		86	0	90		90	0
川西北	1	50		50	0	45		45	0	50		50	0	46		46	0	43	0		
	2	41		41	0	45		45	0	36		36	0	42		42	0	37	0		
	3	29		29	0	31		31	0	35		35	0	35		35	0	24	3		
	4	11	140	11	0	15	140	15	0	21	170	21	0	27	170	27	0	22	170	16	6
	5	3		3	0	3		3	0	5		5	0	5		5	0	4	0		
	6	1		1	0	1		1	0	1		1	0	2		2	0	1	0		
	計	135		135	0	140		140	0	148		148	0	157		157	0	131		122	9
明峰	1	60		60	0	58		58	0	51		51	0	48		48	0	39	1		
	2	53		53	0	55		55	0	33		33	0	43		43	0	48	1		
	3	36		36	0	41		41	0	36		36	0	25		25	0	18	0		
	4	23	179	23	0	24	184	24	0	22	163	22	0	32	163	32	0	29	161	23	6
	5	5		5	0	5		5	0	8		8	0	6		6	0	9	0		
	6	1		1	0	1		1	0	3		3	0	3		3	0	4	0		
	計	178		178	0	184		184	0	153		153	0	157		157	0	147		139	8
多田	1	21		21	0	16		16	0	25		25	0	22		22	0	31	1		
	2	18		18	0	20		20	0	28		28	0	23		23	0	22	1		
	3	15		15	0	13		13	0	17		17	0	22		22	0	6	1		
	4	6	63	6	0	9	63	9	0	6	117	6	0	12	117	12	0	14	117	11	3
	5	1		1	0	0		0	0	5		5	0	1		1	0	2	0		
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	2		2	0	0	0		
	計	61		61	0	58		58	0	81		81	0	82		82	0	75		69	6
多田東	1	33		33	0	38		38	0	26		26	0	35		35	0	37	0		
	2	36		36	0	32		32	0	33		33	0	23		23	0	30	0		
	3	22		22	0	23		23	0	22		22	0	25		25	0	22	0		
	4	12	132	12	0	13	132	13	0	12	119	12	0	12	119	12	0	9	119	9	0
	5	6		6	0	5		5	0	3		3	0	4		4	0	5	0		
	6	1		1	0	2		2	0	2		2	0	1		1	0	0	0		
	計	110		110	0	113		113	0	98		98	0	100		100	0	103		103	0
緑台	1	17		17	0	17		17	0	16		16	0	19		19	0	13	0		
	2	12		12	0	15		15	0	12		12	0	14		14	0	20	0		
	3	7		7	0	9		9	0	15		15	0	9		9	0	9	0		
	4	3	48	3	0	3	48	3	0	5	48	5	0	8	52	8	0	3	48	3	0
	5	0		0	0	0		0	0	1		0	1	2		2	0	1	0		
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	1	0		
	計	39		39	0	44		44	0	49		48	1	52		52	0	47		47	0
陽明	1	20		20	0	19		19	0	22		22	0	20		20	0	17	0		
	2	12		12	0	17		17	0	15		15	0	20		20	0	9	0		
	3	9		9	0	9		9	0	7		7	0	11		11	0	8	0		
	4	3	48	3	0	3	48	3	0	4	48	4	0	4	56	4	0	3	48	3	0
	5	0		0	0	0		0	0	1		0	1	1		1	0	0	0		
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0		
	計	44		44	0	48		48	0	49		48	1	56		56	0	37		37	0

区域	学年	見直し前						見直し後						【参考】				
		令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)			令和4年度実績 (2022年度)				
		量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差		
清和台	1	20	20	0	14	14	0	18	18	0	12	12	0	15	15	0		
	2	13	13	0	17	17	0	13	13	0	16	16	0	5	5	0		
	3	8	8	0	10	10	0	4	4	0	10	10	0	7	7	0		
	4	5	48	5	0	4	48	4	0	4	48	4	0	2	48	2	0	
	5	1		1	0	1		1	0	1		1	0	0		0	0	
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	
	計	47		47	0	46		46	0	40		40	0	41		41	0	29
清和台南	1	22	22	0	12	12	0	19	19	0	14	14	0	9	9	0		
	2	10	10	0	19	19	0	8	8	0	17	17	0	19	19	0		
	3	11	11	0	7	7	0	14	14	0	6	6	0	9	9	0		
	4	4	96	4	0	5	96	5	0	5	99	5	0	7	99	7	0	
	5	2		2	0	1		1	0	3		3	0	2		2	0	1
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	1		1	0	3
	計	49		49	0	44		44	0	49		49	0	47		47	0	50
けやき坂	1	28	28	0	22	22	0	30	30	0	24	24	0	33	33	0		
	2	32	32	0	24	24	0	29	29	0	26	26	0	39	39	0		
	3	31	31	0	25	25	0	29	29	0	22	22	0	23	23	0		
	4	15	124	15	0	16	119	16	0	13	122	13	0	17	122	17	0	9
	5	3		3	0	4		4	0	3		3	0	5		5	0	8
	6	1		1	0	1		1	0	2		2	0	1		1	0	1
	計	110		110	0	92		92	0	106		106	0	95		95	0	113
東谷	1	59	59	0	43	43	0	45	45	0	35	35	0	34	34	0		
	2	37	37	0	47	47	0	30	30	0	38	38	0	37	37	0		
	3	25	25	0	25	25	0	29	29	0	24	24	0	19	19	0		
	4	13	144	13	0	12	131	12	0	11	147	11	0	18	147	18	0	16
	5	3		3	0	4		4	0	5		5	0	4		4	0	7
	6	0		0	0	0		0	0	2		2	0	2		2	0	3
	計	137		137	0	131		131	0	122		122	0	121		121	0	116
牧の台	1	51	51	0	54	54	0	35	35	0	33	33	0	32	32	0		
	2	39	39	0	45	45	0	28	28	0	30	30	0	33	33	0		
	3	23	23	0	28	28	0	25	25	0	21	21	0	20	20	0		
	4	13	129	13	0	12	142	12	0	11	123	11	0	13	123	13	0	8
	5	2		2	0	3		3	0	2		2	0	3		3	0	6
	6	1		1	0	0		0	0	2		2	0	1		1	0	0
	計	129		129	0	142		142	0	103		103	0	101		101	0	99
北陵	1	14	14	0	13	13	0	18	18	0	17	17	0	20	19	1		
	2	16	16	0	12	12	0	18	18	0	16	16	0	14	14	0		
	3	11	11	0	12	12	0	12	12	0	15	15	0	22	22	0		
	4	8	64	8	0	5	64	5	0	17	105	17	0	12	105	17	0	15
	5	2		2	0	2		2	0	6		6	0	6		6	0	4
	6	0		0	0	0		0	0	4		4	0	5		5	0	8
	計	51		51	0	44		44	0	75		75	0	71		71	0	85

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等に入所させ、短期間児童を預かる事業です。

【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは平成30年度～令和3年度の平均値とし、令和5年度以降は小学生以下の人口の変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

市内に当該事業を実施する児童福祉施設等がないため、近隣市町の施設を活用し、養育が一時的に困難になった児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を一定期間養育保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

年度	見直し前		見直し後		【参考】
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み①	7人	7人	6人	6人	6人
確保方策②	7人	7人	6人	6人	6人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握・子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【量の見込みの考え方】

量の見込みは、推計児童数における各年の0歳児数とします。

【確保方策の考え方】

こども若者相談センターの赤ちゃん訪問員である保育士が、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、面会できなかった児童については、保健センター等の関係機関と連携し、現地確認に努めます。また、支援が必要な家庭に対しては適切な子育て支援情報の提供や、専門機関との連携によって対応します。

年度	見直し前		見直し後		【参考】
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み	921件	901件	868件	851件	923件

⑥ 育児支援家庭訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

1 育児支援家庭訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、子育てにかかるサービスが利用できない家庭に対し、専門的な相談指導・助言や育児支援ヘルパーの派遣を行うほか、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは平成30年度～令和3年度の平均値とし、令和5年度以降は0歳児の人口の変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

児童虐待の未然防止、早期発見のために関係機関と定期的に情報共有を行い、支援を必要とする家庭に対しては、保健師や保育士等の訪問による養育相談や支援、ヘルパー派遣による家事・育児援助を行います。

年度	見直し前		見直し後		【参考】
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み	66件	65件	81件	81件	81件

2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性やネットワーク機関間の連携を強化し、地域住民への周知を図る取り組みを実施する事業です。

【確保方策の考え方】

調整機関職員や要保護児童対策協議会構成員が資質向上を図る研修を受講するとともに、児童虐待防止につながる子育て支援等についての講演会を開催し地域住民への周知を図ります。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や子育てに関する情報提供等、不安や悩みの相談等ができる場所を提供する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは31,126人とし、令和5年度以降、3号認定を除いた0～2歳児の変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

提供区域内の地域実情や利用ニーズなどを総合的に検討し、令和6年度に市全域で2カ所の増設を実施します。

区域	年度	見直し前		見直し後		【参考】
		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
全域	量の見込み	45,478人	45,231人	29,701人	28,695人	31,302人
	確保方策 拠点	11カ所	11カ所	13カ所	15カ所	13カ所
川西南	量の見込み	7,690人	7,689人	4,880人	4,715人	5,143人
	確保方策 拠点	2カ所	2カ所	3カ所	3カ所	3カ所
川西	量の見込み	10,589人	10,591人	6,641人	6,416人	6,998人
	確保方策 拠点	4カ所	4カ所	5カ所	5カ所	5カ所
明峰	量の見込み	3,974人	3,868人	2,573人	2,486人	2,712人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
多田	量の見込み	7,080人	7,013人	4,728人	4,568人	4,983人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
緑台	量の見込み	3,677人	3,578人	2,230人	2,154人	2,350人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
清和台	量の見込み	4,771人	4,883人	3,426人	3,310人	3,611人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
東谷	量の見込み	7,697人	7,609人	5,223人	5,046人	5,505人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

※第2期計画（当初）に未計上の「久代児童センター」「川西児童館」を反映

・市内の子育て支援拠点

区域	拠点施設名
川西南	アップルみなみ、アップルかも、久代児童センター
川西	川西児童館、アステ川西、アップルちゅうおう、こども若者相談センター、タブリエ
明峰	TSUNAGARI
多田	アップルただ
緑台	キオラクラブ
清和台	まるの間
東谷	アップルまきのだい

※上記拠点のほか、市独自拠点として、出張型のプレイルーム・0歳児交流会を随時行っています（全4カ所：令和4年度時点）

⑧ 一時預かり事業（幼稚園等）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等、主に昼間において幼稚園等で一時的に預かる事業です。

【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは51,133人とし、令和5年度以降、2号認定の増加割合及び1号認定の減少割合と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

当事業を実施する幼稚園等では、在園児の利用希望について、それぞれの園で対応することとなります。

年度		見直し前		見直し後		【参考】
		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量 ①	1号認定	3,856人	3,892人	4,101人	3,876人	4,412人
	2号認定	47,850人	48,300人	45,526人	44,863人	46,721人
	計	51,706人	52,192人	49,627人	48,739人	51,133人
確保方策②		51,706人	52,192人	49,627人	48,739人	51,133人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

⑨ 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、認定こども園・保育所、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和4年度は平成30年度～令和3年度の平均値とし、令和5年度以降は就学前の保育ニーズの変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

一時預かり事業を、特定教育保育施設及び地域型保育事業所等で実施します。

年度		見直し前		見直し後		【参考】
		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み①		5,566人	5,534人	3,831人	3,979人	3,704人
確 ②	一時預かり事業	5,178人	5,148人	3,333人	3,462人	3,223人
	子育て援助活動 支援事業	388人	386人	498人	517人	481人
	子育て短援支援事業	0人	0人	0人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

⑩ 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期にあり集団保育が困難な児童を、保護者の就労等の理由で保育できない際に、保育施設等に設置された専用室で預かる事業です。

【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは平成30年度～令和3年度の平均値とし、令和5年度以降は就学前の保育ニーズの変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

現在、病気やけがの病中から児童の保育を実施する病児・病後児保育事業は1日あたり3人の定員で実施しています。

年度		見直し前		見直し後		【参考】
		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量の見込み①		235人	234人	175人	182人	169人
確 ②	病児・病後児 保育事業	235人	234人	175人	182人	169人
	子育て援助活動 支援事業	0人	0人	0人	0人	0人
	計	235人	234人	175人	182人	169人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

⑪ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児）

【事業概要】

子育ての援助をしたい人（協力会員）と援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子どもを自宅で預かるなどの子育て援助活動をする組織の会員相互の連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは653人とし、令和5年度以降、留守家庭児童育成クラブのニーズの変化と同様に推移するものと想定します。推計値算出にあたっては、市内全域のニーズ量を活用しています。

【確保方策の考え方】

ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動を実施することにより、仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境を整備し、地域の子育て支援を行います。また、預かり中の子どもの安全対策のため、協力会員への講習会等を実施します。ファミリーサポートセンターについてのPRを強化し、相互援助活動を担う協力会員の確保に努めます。

		見直し前		見直し後		【参考】
年度		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量 ①	低学年	875人	872人	678人	690人	639人
	高学年	105人	105人	15人	16人	14人
	計	980人	977人	693人	706人	653人
確保方策②		980人	977人	693人	706人	653人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

② 妊婦に対する健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数の妊婦健康診査を受けられるよう、妊婦健康診査費の助成を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和4年度の量の見込みは1,413人とし、令和5年度以降、0歳児人口の変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

産科または婦人科の医療機関及び助産所（国内）において実施した妊婦健康診査費の助成を実施します。

		見直し前		見直し後		【参考】
年度		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)
量	受診者数	1,490人	1,458人	1,329人	1,303人	1,413人
	健診回数	11,784回	11,528回	10,519回	10,313回	11,186回
確保方策		実施場所：産科または婦人科の医療機関及び助産所（国内） 実施体制：兵庫県内協力医療機関及び助産所で受診…助成券 兵庫県内協力医療機関及び助産所以外で受診…償還払い 検査項目：妊婦健康診査にかかる検査項目				

③ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことができる①日用品、文房具等または行事への参加に要する費用、②給食費について、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

【確保方策の考え方】

教育保育給付認定の子どもの保護者のうち、生活保護世帯等を対象に、①日用品、文房具等または行事への参加に要する費用の補助を実施しています。また、令和元年10月以降、施設等利用給付認定の子どもの保護者のうち、年収360万円未満相当世帯及び所得にかかわらず、第3子以降を対象に、②給食費のうち副食材料費に要する費用の補助を実施しています。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育等の設置を促進していく必要があります。

新たに設置・開設した施設が事業を安定的かつ継続的に運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう支援、相談・助言、さらには他の事業者の連携施設のあっせん等を行うものです。

【確保方策の考え方】

平成28年度から地域型保育事業施設を対象に、事業を円滑に運営していくことができるよう、保育内容や指導法等の総合的な指導を行っています。

また、地域型保育事業における、連携施設のあっせん等についても、必要に応じて実施できるよう検討します。

6 教育保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 質の高い教育保育等の提供

乳幼児期が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、すべての乳幼児の育ちを保障するため、質の高い幼児期の教育保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、保幼小連携の取り組みの推進に関する事等について、関連する施策・事業において示す内容を推進します。

また、これらの実施に向けては、教育保育に携わる職員の資質向上が重要となるため、次のような取り組みを進めます。

① 教育保育に関わる職員に対する研修の実施

教育保育の質の向上のためには、各施設の現状を評価し、研修体制を整えることが不可欠です。日常の保育において子どもの育ちを振り返り、保育内容を研究し、教育保育を常に改善するためにも研修への参加を促します。また、私立就学前教育保育施設を含め、これからの教育保育について学びあうための合同研修等を開催します。

② 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ちや子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、個々に応じた適切な教育保育が提供されるよう専門機関と連携するとともに、職員の資質向上に努めます。

③ 教育保育に関わる職員の処遇改善

教育保育事業の量的確保や質の改善のためには、質の高い職員の確保が重要となります。今後とも国の制度を活用するなど、教育保育の担い手の処遇改善に努めます。

(2) 教育保育の一体的な提供及び推進

新制度では保護者の就労状況や家庭環境等の変化にかかわらず、ニーズに応じ多様で質の高い教育保育、地域の子育て支援が受けられる体制づくりの推進をめざしています。

この実現において、幼稚園と保育所の機能や利点をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育保育を一体的に行う施設として大きな役割を果たします。

とりわけ、認定こども園の4つの類型の中でも幼保連携型認定こども園については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」との整合性の確保ならびに小学校における教育との円滑な接続に配慮して改定され、子どもの発達の連続性を考慮した0歳から小学校就学前までの一貫した教育保育や、子どもの在園時間や登園日数の違いを踏まえた教育保育などを展開していくこととされています。

本市では、これまで4つの市立幼保連携型認定こども園を整備してきましたが、今後の開設については、本計画に掲げる「量の見込み」と「確保方策」の状況や、地域のニーズ、他の就学前教育保育施設とのバランス、次章に記載している「市立就学前教育保育施設のあり方」などを考慮しながら検討を行います。

(3) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の連携

乳幼児期の教育保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、また乳幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤としてつながり、「生きる力」の育成へとつながっていきます。

そのためには、幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校等が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育保育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、就学前の取り組みや成果を踏まえ、就学前から小学校への接続をしっかりと行うことにより、子どもたちの健やかな成長に資するとともにその学びがより豊かなものとなるよう、私立就学前教育保育施設を含め、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との交流や意見交換、合同研究等、子どもの育ちと学びをつなぐための連携を行い、小学校等への円滑な接続のために取り組んでいきます。

第7章 市立就学前教育保育施設の あり方

1 市立幼保連携型認定こども園の整備

第1期子ども・子育て計画において、「幼保一体化を進める施設の配置」を市立就学前施設に関する基本方針の一つに定め、施設の耐震対策・老朽化対策等を図るために、市立幼稚園と市立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園整備を進めてきました。

その結果、4幼稚園と4保育所を一体化し、4つのこども園を開園しました。1号認定3歳児の受け入れや午後8時までの延長保育の実施、生後57日からの保育実施に加え、こども園に通うすべての子どもたちに給食を提供するなど、市立幼稚園と市立保育所が長年培ってきた経験とノウハウに基づく、質の高い幼児教育保育を提供できる環境が整ってきたところです。

今後は、これまでの市立幼保連携型認定こども園整備の成果を踏まえ、それを継承しつつ新たな課題の解決に向け、施策を展開していく必要があります。

項目/施設名	牧の台みどりこども園	加茂こども園	川西こども園	川西北こども園
開園日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和4年4月1日
定員(人)	130	230	130	180
内				
1号	70	170	70	100
2~3号	60	60	60	80
機能	・地域子育て支援拠点 ・一時預かり	・地域子育て支援拠点 ・一時預かり	—	—
一体化前施設	・牧の台幼稚園 ・緑保育所	・加茂幼稚園 ・加茂保育園	・川西幼稚園 ・川西保育所	・川西北幼稚園 ・川西北保育所

2 現在の状況

(1) 市立幼稚園の利用状況

いずれも定員に満たず、児童数は減少傾向が続いています。(下表以下の「定員」は利用定員)

施設名	年齢別	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
久代(定員90)	4歳児	37	23	22	11	11
	5歳児	24	39	22	26	10
	合計	61	62	44	37	21
多田(定員60)	4歳児	20	12	14	15	5
	5歳児	28	21	13	16	16
	合計	48	33	27	31	21
清和台(定員60)	4歳児	14	13	6	7	1
	5歳児	23	15	13	8	9
	合計	37	28	19	15	10
東谷(定員90)	4歳児	33	10	15	13	8
	5歳児	27	36	14	16	14
	合計	60	46	29	29	22

(2) 市立保育所の利用状況

弾力的な運用により概ね定員を超えた受け入れを行っています。

各年5月1日時点(人)

施設名	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
川西南(定員80)	82	80	81	81	84
小戸(定員90)	98	100	89	84	89
多田(定員110)	120	120	112	110	114
川西中央(定員60)	67	70	63	69	70

(3) 市立認定こども園の利用状況

2・3号認定については、弾力的な運用により概ね定員を超えた受け入れを行っています。

各年5月1日時点(人)

施設名		平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
加茂	1号(定員170)	144	129	131	122	122
	2・3号(定員60)	64	87	79	71	71
川西	1号(定員70)	21	25	36	44	53
	2・3号(定員60)	66	69	78	75	72
川西北	1号(定員100)	49	56	54	36	53
	2・3号(定員80)	78	76	79	74	85
牧の台 みどり	1号(定員70)	61	81	72	67	68
	2・3号(定員60)	58	68	69	68	67

※網掛け部は市立認定こども園移行後

3 現在の課題

(1) 少子化・保育ニーズの増加に伴う市立幼稚園児童数の減少

人口減少・少子化による就学前児童人口の減少や女性の就業率の上昇、幼児教育保育の無償化などにより保育ニーズがより長時間・長期間へとシフトする中、1号認定のニーズには減少傾向が見られます。

特に、市立幼稚園では著しく入園児童数が減少しており、一定規模の集団形成が困難であることが危惧され、集団教育が成立しない恐れがあります。

★市立幼稚園の利用状況（再掲）

施設名	年齢別	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
久代 (定員90)	4歳児	37	23	22	11	11
	5歳児	24	39	22	26	10
	合計	61	62	44	37	21
多田 (定員60)	4歳児	20	12	14	15	5
	5歳児	28	21	13	16	16
	合計	48	33	27	31	21
清和台 (定員60)	4歳児	14	13	6	7	1
	5歳児	23	15	13	8	9
	合計	37	28	19	15	10
東谷 (定員90)	4歳児	33	10	15	13	8
	5歳児	27	36	14	16	14
	合計	60	46	29	29	22

こうした課題認識のもと、早急な対応を図るため、市立就学前教育保育施設の現状と課題や再編に関する基本方針・事業計画等を定めた「市立教育保育施設のあり方について（原案）」を令和4年4月に策定しました。同原案を踏まえ、一人ひとりの子どもたちが小学校への円滑な接続を果たすことができるよう、市立幼稚園の入園児童数減少を踏まえた施設のあり方を本計画に反映しています。

＊集団教育について

「幼稚園生活は、家庭から離れて同年代の幼児と日々一緒に過ごす初めての集団生活である。幼稚園において、幼児は多数の同年代の幼児と関わり、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。そのような体験をする過程で、幼児は他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度を身に付けていくのである。幼稚園において、同年齢や異年齢の幼児同士が相互にかかわり合い、生活することの意義は大きい。」出典：幼稚園教育要領解説

以上のような環境を子どもたちに提供するために、一定規模の集団による教育保育（4歳児、5歳児で各々1クラス当たり21人から30人程度）が望ましいものと考えています。

(2) 市立就学前教育保育施設の果たすべき役割と私立就学前教育保育施設との連携

・市立就学前教育保育施設の果たすべき役割

① 教育的役割

私立の就学前教育保育施設では、独自の特色ある教育を行っている施設があります。それに対し、市立就学前教育保育施設は一定の質が確保された教育保育を推進することに加え、子どもたちを取り巻く環境が変化の中で、その時々々の社会の状況において求められる教育保育に関する研究・実践に取り組むなど、教育保育の水準を示していく必要があります。

② 福祉的役割

保護者の経済的な負担を極力減らしつつ、さまざまな困難を抱える家庭や障がい、アレルギー等、特別な支援が必要な児童を受け入れるなど、先導的な役割を果たす必要があります。

③ 施設間連携

それぞれの施設と各学校との円滑な接続や地域との連携を図るため、就学前教育保育施設及び地域型保育事業所、その他の認可外施設間のコーディネーターとしての役割を担う必要があります。

・私立就学前教育保育施設との連携

就学前児童が減少傾向にある中で、市立就学前教育保育施設の役割を踏まえつつ、私立就学前教育保育施設と相互に補完し、全体として、本市の就学前教育保育の質の向上を図るため、両者が連携し、協力して就学前教育保育の充実を図る必要があります。

また、障がいの有無や家庭環境等にかかわらず、希望する施設で就学前教育保育を受けることができる環境を整えることが求められています。

(3) 認定こども園化の推進

市では、施設の耐震対策・老朽化対策等を図るため、市立幼稚園と市立保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園の整備を進めてきました。

今後、これまでの成果を検証しつつ、これらの施設の位置づけや役割を整理し、市立こども園の運営面での充実を図る必要があります。

また、市立幼稚園と市立保育所の一体化が可能な園所については、引き続き、一体化を促進し、幼保連携型認定こども園への移行を進めます。

(4) 施設の老朽化

各施設共に耐震基準は満たしていますが、整備後約40～50年が経過し、施設の老朽化が著しい状況です。

子どもたちの快適な就学前教育保育環境を確保するため、各施設の状況などを踏まえつつ、適切な老朽化対策を検討する必要があります。

(5) 待機児童（国基準）0人後の保育ニーズへの対応

就学前教育保育施設については、民間認可保育所、認定こども園などの整備や各施設における定員を超えた児童の受け入れ等により、待機児童（国基準）0人の目標を達成（令和4年4月1日時点）するなど一定の成果がありました。認可保育施設の定員超過受入、年度途中の待機児童発生や希望園所に入園できていない家庭があるなどの課題があります。

4 今後の方針と事業計画

(1) 市立幼稚園・市立保育所・市立認定こども園の方針と事業計画

① 市立幼稚園

市立幼稚園は、入園児童が減少しており、今後も顕著な増加が見込めないことから、市立保育所と統合して幼保連携型認定こども園に移行、または入園児数の状況により閉（休）園を検討します。

施設名	事業計画
久代幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・川西南保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。 ・施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。 ・認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。今後、1クラスが5人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2クラスともに5人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。
多田幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・多田保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。 ・施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。 ・認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。今後、1クラスが5人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2クラスともに5人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。
清和台幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末を目的に閉園とします。 ・令和5年度の在園児については、本市教育委員会が指定する園において、合同による教育保育などを提供します。 ・令和5年度中の園児募集は行いません。
東谷幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が5人未満となる見込みであることから、令和5年度の園児募集（令和6年度入園）は行わず、閉園等を検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については転園先の確保などについて、支援を実施します。

② 市立保育所

市立保育所については、市立幼稚園と一体化して幼保連携型認定こども園に移行する施設を除いて、現状のまま継続して運営します。

施設名	事業計画
川西南保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・久代幼稚園と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。 ・施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。

施設名	事業計画
多田保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・多田幼稚園と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。 ・施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、新設する場合には、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。
小戸保育所 川西中央保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して運営します。

③ 市立認定こども園

市立幼保連携型認定こども園については、継続して運営を続け、地域における幼児教育保育及び地域子育て支援の拠点となる機能を担う施設となるよう検討します。

施設名	事業計画
加茂こども園 川西こども園 川西北こども園 牧の台みどりこども園	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して運営します。 ・就学前教育保育に関し、研究・実践を進め、その成果を地域の私立就学前教育保育施設と共有するなど、就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点となる施設とするよう、本計画期間中に検討し、令和7年度からの次期子ども・若者未来計画に反映します。

(2) 待機児童（国基準）0人後の保育ニーズへの対応

1号認定については、利用ニーズを踏まえつつ、定員減の取り組みを進めます。

2号認定については、利用ニーズを見極め、必要に応じて定員を増やす取り組みを進めます。また、子どもたちにとってより良い教育保育の提供や、年度途中の入園希望等に対応するため、定員内の受け入れに努めます。

3号認定については、定員内の受け入れに努めます。

(3) 市立教育保育施設としての取り組み

これまでに引き続き、一定の質が確保された教育保育を実践し、市立教育保育施設として求められる水準を示すほか、先進事例なども参考にしながら教育保育に関する研修・実践に努め、地域の拠点となる施設とするよう取り組みを推進します。

以上のことを推進するために、必要な人材確保に努めるほか、各園所がこれまでに培ってきたノウハウを引き継ぐ体制づくりをめざし、小学校との円滑な接続に向けた「接続期カリキュラム」の実施段階においては、市立教育保育施設が主導的な役割を担いつつ、いずれの地域においても実効性のあるカリキュラムとなるよう取り組みを進めていきます。

特別な支援を要する児童や困難を抱える家庭等への支援については、希望する施設で就学前教育保育を受けられるよう、私立教育保育施設と連携を図り、支援施策に取り組みます。

(4) 園区（市立幼稚園・市立認定こども園1号）の見直し

就学前児童が減少傾向にある中で、市立・民間施設含め、市内全体で総合的に施設配置のあり方を検討する観点から、園区（市立幼稚園・市立認定こども園1号）の見直しを検討します。

(5) 閉園後の施設活用・転用

市立幼稚園閉園後の施設については、当該地域住民の意向なども考慮し、まちづくり全体の観点から、施設の活用方法などを検討します。

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

本計画は、川西市における子ども・子育て支援、次世代育成支援、子ども・若者支援にかかる指針であり、推進にあたっては、子どもや子育て支援、教育、福祉、保健、医療、労働などの分野に関連する部局と十分な連携を図り、全庁において横断的に取り組むべき個別計画として位置づけています。

また、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等間の連携に加え、「新・放課後子ども総合プラン」における小学校・留守家庭児童育成クラブ・放課後子ども教室間の連携を行うほか、子ども・子育て、若者支援に関わる施策が効果的かつ効率的に展開できるよう、ネットワークを充実します。

さらに、本計画に記載している事業は、市の予算編成過程を経て、最終的に市議会の議決を受け実施を決定することとなりますが、いずれの事業も、本市の子ども・子育て支援や次世代育成支援、子ども・若者の健全育成の推進において重要な事業であることから、市の財政状況等と整合を図りつつ事業の推進に努めていくこととします。

(2) 関係機関・団体や企業等との連携と協働

計画の推進にあたっては、行政のほか、民間事業者、NPO法人、子育て支援団体など、各主体が一体となって取り組む必要があります。

本計画の課題解決に向け、継続的かつ充実した支援が行えるよう、特に社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援にあたっては、厚生労働省の委託事業「地域若者サポートステーション」や、県が開設する相談支援センター「地域ブランチ」などと協力し、継続的・専門的に支援を行うNPO法人との連携を図るなど、それぞれの連携を強化し、協働による多方面からの支援を推進します。

(3) 計画の広報

計画における施策を着実に実行するため、各事業に関し、各団体が主体的に取り組み、多くの人と情報を共有し理解を広める必要があります。

広報にあたっては、広報誌やホームページ、SNS、アプリなどの媒体に加え、チラシなどを活用し、ターゲットを意識した効果的なPRを行うほか、特色ある事業については、積極的にプレスリリースを行います。

(4) 評価指標

本計画における施策の評価指標を以下のとおり設定し、計画の進行管理を行います。

検証・評価は川西市子ども・若者未来会議で行うこととし、下記の評価指標に加え、本計画第4章及び第5章の各事業に関しては、それぞれの評価指数を設定し、毎年度報告するほか、第6章の事業計画については、実績値により事業の進捗状況を報告します。

また、第7章の市立就学前教育保育施設のあり方に関しては、進捗をその都度報告することとし、継続的・定期的な評価を行います。

No.	指標	方向性	参考値 (令和2年度)	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
1	妊娠から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合	↗ アンケート調査	85.3%	83.9%	90.0%
2	合計特殊出生率	↗	1.21	1.22	上昇させる
			女性の年齢5歳階級別出生数 ÷各年の10月1日現在の女性人口		
3	乳幼児健康診査受診率	↗	97.7%	99.9%	上昇させる
			(乳幼児健康診査受診者数+未受診児のうち状況を把握した人数) ÷健康診査対象者数		
4	「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合	↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象	61.9%	60.5%	67.0%
5	「子育て支援が充実している」と思う市民の割合	↗ 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象	44.7%	40.7%	50.0%
6	保育所待機児童数	→	16人	0人	0人
			各年度4月1日現在の待機児童数(国基準)		
7	留守家庭児童育成クラブ待機児童数	↘	122人	48人	0人
			各年度5月1日現在の待機児童数		
8	児童扶養手当受給資格者に対する全部支給の割合	↘	59.8%	57.1%	43.7%
			各年度末現在		
9	充実感を持って生きている若者の割合	→ 市民実感調査	71.5%	81.4%	80%以上
10	「学校に行くのが楽しい」と思う子どもの割合(中学生)	↗ 子どもの権利条約にもとづく実感調査(中学校2年)	未実施	85.0%	88.0%
11	自分の仕事にやりがいを感じる若者の割合	→ 市民実感調査	87.3%	72.7%	70%以上
12	日頃の生活に悩みや不安を感じる若者の割合	↘ 市民実感調査	56.0%	62.5%	50.0%
13	こども・若者ステーション(子ども・若者総合相談)利用者の満足度	→ アンケート調査	50.0%	73.3%	70%以上
14	子ども・若者相談を利用した中で、修学・就業等につながった人の数	→ 利用者実績	21人	16人	10人以上